

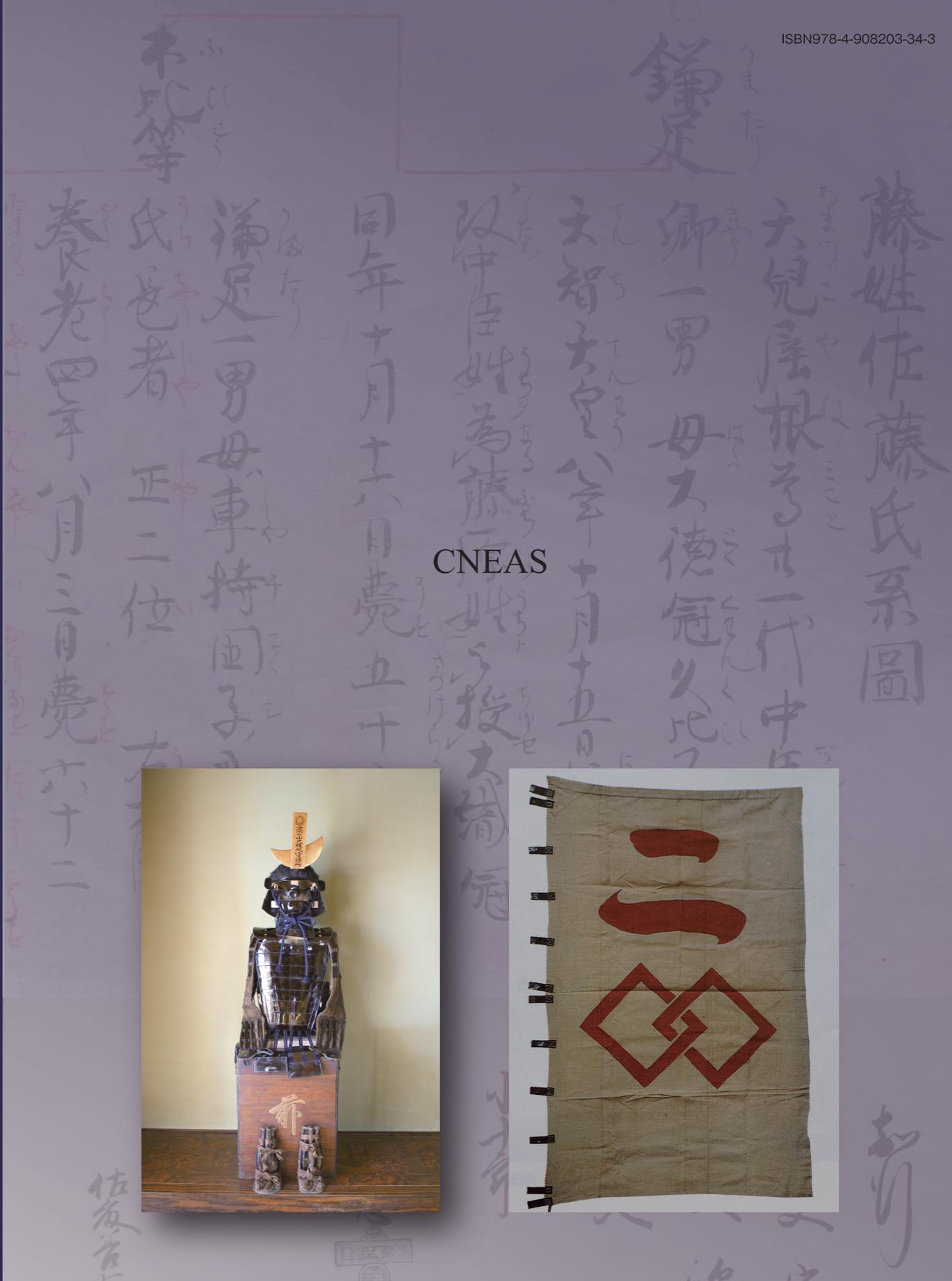
東北大学東北アジア研究センター叢書 第75号

白石片倉家中・佐藤家文書

—宮城県蔵王町・近世在郷武士の記録を読む—

東北大学東北アジア研究センター叢書 第75号 白石片倉家中・佐藤家文書 —宮城県蔵王町・近世在郷武士の記録を読む— 荒武 賢一郎 白石古文書の会 編

荒武 賢一郎 編
白石古文書の会



CNEAS



東北大学東北アジア研究センター叢書 第75号

白石片倉家中・佐藤家文書

—宮城県蔵王町・近世在郷武士の記録を読む—

荒武 賢一朗

白石古文書の会

編



佐藤家所蔵 甲冑



佐藤家指小旗



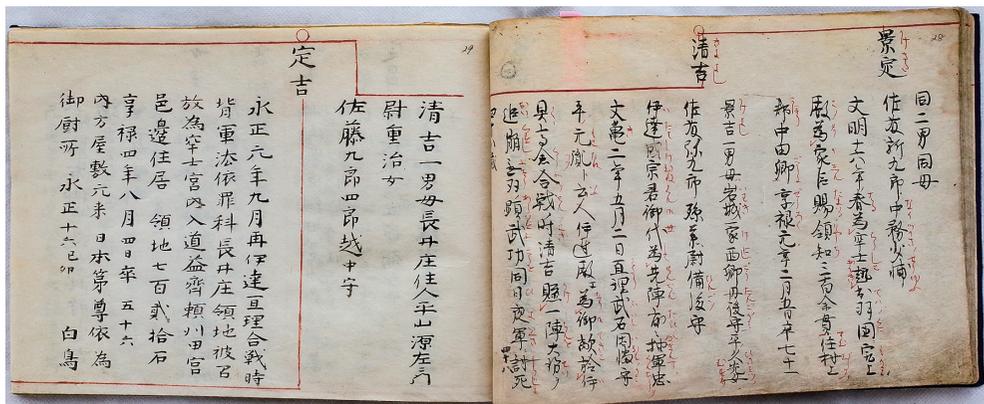
片倉家知行地絵図（宮内方付近）蔵王町教育委員会所蔵



宮集落より内方屋敷を望む



佐藤氏家系図（表紙）



佐藤氏家系図 内方屋敷初代定吉



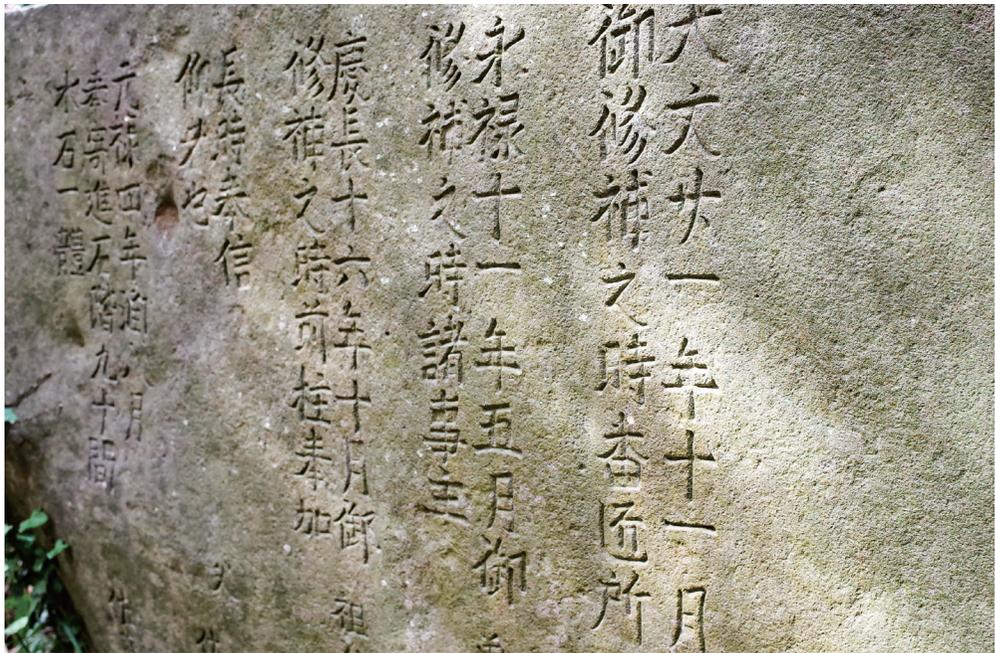
佐藤家所蔵 提人形



刈田嶺神社白鳥大明神



刈田嶺神社境内 水石
(元禄四年寄進)



水石裏面 佐藤家父祖四代修保履歴

本扉
口絵

目次

序章 白石片倉家中・佐藤家文書…………… 1

〔資料翻刻編〕

凡例…………… 12

第一章 系譜

解説…………… 13

① 佐藤氏系図…………… 14

② 佐藤重右衛門家代数書上控 初代～七代…………… 25

③ 六代佐藤善七武功書上(写)…………… 27

④ 片倉家中先祖武功書上書写…………… 28

⑤ 重右衛門多を祖とした亘理町検断書上…………… 29

⑥ 佐藤氏之系譜嘉永六年書上…………… 33

第二章 片倉家臣

解説……………47

① 片倉小十郎宛 関白秀吉（天正一五年カ）大納言家康（天正一九年）書状写……………48

② 大坂冬之陣御供帳……………50

③ 大坂於道明寺ニ合戦之時くび取帳……………57

④ 屋形様下向迎名簿大坂軍功之輩……………74

⑤ 小旗之覚……………81

第三章 覚・法令・記録帳

解説……………85

① 白石御境目覚……………86

② 覚 武士之心得……………93

③ 御広間御番覚……………95

④ 行軍法令……………96

⑤ 軍馬之書……………97

⑥ 御広間御書院御道具帳……………99

⑦ 御練兵御留守居御人数帳……………105

第四章 知行

解説

①	知行高并代数書上(五代〜十三代)	110
②	知行宛行状	天明四年 九郎右衛門	111
③	知行宛行状	寛政九年 九郎右衛門	112
④	知行宛行状	文政一二年 九郎右衛門	112
⑤	知行宛行状	弘化二年 善七	113
⑥	知行宛行状	嘉永六年 善七	113
⑦	知行宛行状	安政四年 善七	114
⑧	知行宛行状	安政五年 善七	115
⑨	知行宛行状	元治元年 善七 宮、深谷	115
⑩	知行宛行状	元治元年 善七 遠刈田、足目	116
⑪	覚 九郎右衛門持高	116
⑫	田代本代付善助	118
⑬	水牒・知行引渡	119
⑭	水牒・知行改引渡	119
⑮	覚 田代高	122
⑯	元治二年九郎右衛門持高	123

第五章 在郷武士としての諸役

解説

① 松前御朱印御鷹御通行	125
② 松前江戸御登御通行	125
③ 松前様御登間違い通知	126
④ 屋形様御通行御用触れ	126
⑤ 参府への動員加勢依頼	127
⑥ 田村右京大夫御通行	128
⑦ 上べり対処	128
⑧ 覚 屋形様等御下向による通行関連経費	129
⑨ 覚 諸大名通行対応詰夫代等	130
⑩ 覚 諸大名通行対応歩伝馬代等	133
⑪ 文久三年諸大名及家族御上下向の対応と歩伝馬代等	134
⑫ 諸木制導役	143
⑬ 口上書 諸木制導役	148
⑭ 覚 諸木制導役	149
⑮ 善七宛登城の旨通知	150
⑯ 善七宛登城の旨通知	150

⑰ 善七宛登城の旨通知	150
⑱ 善七宛登城と傑山寺拝札通知	151
⑲ 八手前御不断面附覚	151

第六章 白鳥大明神との関わり

解説	161
----	-----

① 口上の覚	162
② 殿様明神参拝対応指示	164
③ 殿様宮参りに付き警固指示	165
④ 白鳥宮御社内警護面付	165
⑤ 明神祭	166
⑥ 若殿様明神参拝	166
⑦ 指示書 若殿宮参り	166

第七章 御賞と嘆願

解説	168
御賞	169

① 九郎次（十二代信高）足軽人頭から不断組に 天明四年カ	169
------------------------------	-----

- ② 九郎右衛門 金子献上 御賞居久根 寛政八年 …………… 170
- ③ 善七 (十三代元高) 不断組頭に 天保三年 …………… 170
- ④ 善七 (十四代茂善) 人足献上御賞愛宕堂東藪五百坪 弘化三年 …………… 170
- ⑤ 善七 (十四代茂善) ④の内示 弘化三年 …………… 171
- ⑥ 善七 (十四代茂善) 出役費用金三切受領 弘化四年 …………… 171
- ⑦ 善七 (十四代茂善) 不断組から土格に 嘉永五年 …………… 172
- ⑧ 善七 (十四代茂善) 一生御一家上座に 安政三年一月 …………… 173
- ⑨ 善七 (十四代茂善) 身分土格から番士に取立て 安政六年七月 …………… 174
- ⑩ 御書立写 茂善公辺留主居以上に 安政六年 …………… 175
- ⑪ 善七 内裏雛入料金献上、御賞藪二五〇坪 …………… 175

嘆願

- ⑫ 武頭による不断組士困窮嘆願 天明元年カ …………… 175
- ⑬ 縁戚連名による土格復活嘆願 嘉永四年四月 …………… 177
- ⑭ 縁戚連名による嘆願 安政三年十一月 …………… 180
- ⑮ 縁戚連名による土格成就御礼と番士復活嘆願 安政六年一月 …………… 182
- ⑯ 御赦御触書 安政六年五月 …………… 184
- ⑰ 縁戚連名によるご家老衆中への番士復活嘆願 安政六年五月 …………… 185
- ⑱ 御赦願済の記録 安政六年一〇月 …………… 186

第八章 検地・年貢

解説

- ⑲ 軍用向け杉材家老衆へ陳情 文久三年四月 …………… 187
- ⑳ 御触出の趣 文久三年八月 …………… 188

- ① 刈田郡宮村検地帳から片倉家中佐藤九郎右衛門分 …………… 192
- ② 割返し代 …………… 195
- ③ 税還付 …………… 196
- ④ 夏年貢他受取状 …………… 197
- ⑤ 巳ノ七月 夏年貢ほか …………… 197
- ⑥ 未ノ七月 夏年貢ほか …………… 198
- ⑦ 年貢受取覚 …………… 199

第九章 文化・その他

- ① 三住野火焼への動員要請 …………… 202
- ② 北郷若竹伐採方への動員要請 …………… 202
- ③ 城中方より大急順達文 …………… 202
- ④ 婚礼祝儀覚帳 …………… 203

⑤ 婚礼祝儀帳	204
⑥ 大工通覚帳	205
⑦ 婚礼祝儀おほへ帳	208
⑧ 婚礼用意品入記	209
⑨ 婚礼進上品	210
⑩ 疱瘡見廻覚(御見舞記録)	210
⑪ 婚姻書状	211
⑫ 衆議講懸金御吟味	211
⑬ 不動堂及び不動尊由来書	212
⑭ 兵法九字之大事	213
⑮ 口上書(年貢に関する件)	214
⑯ 口上願書(出奔者披露)	217
⑰ 重臣(四人)宛土用暑中見舞書状	217
⑱ 文殊菩薩極秘選目	218

佐藤家系譜全図・佐藤家歴代年代図	220
------------------	-----

序章 白石片倉家中・佐藤家文書

細田 紀明

荒武 賢一朗

1 佐藤家文書の概要

本書は、陸奥国刈田郡宮村内方（現・宮城県刈田郡蔵王町）の佐藤家文書をもとに構成した資料集である。同家は、奥州街道の宿駅であった宮の西方にあり、この地に五百年以上の長きにわたり住み続けてきた。現在の建物は嘉永四年（一八五二）の棟札が残る古民家で、集落の中心の一段高い所に位置する。この文書群は、ここで大切に受け継がれてきたさまざまな記録を含む。

佐藤家に継承されている「藤姓佐藤氏系図―始祖藤原鎌足―」（本書未掲載）によると、永正年間（一五〇四～一五二二）に「三十一世佐藤九郎四郎越中守定吉（かたよし）」が縁戚の宮内氏（伊達氏御一族）を頼って出羽国長井庄から内方に移住したと記されている。この越中守定吉について当家

では「内方佐藤氏初代」と称しており、現当主（第二十一代）まで続く五百年以上の歴史を、現存の古文書から再発見できないだろうかとの思いから、このたびの刊行に至った。

白石古文書の会では佐藤家文書の内容を精査し、解説作業を進めることとしたものの、コロナ禍という試練のなかで作業をおこない、目録作成から解説・入力・校正まで、およそ四年間という労を費やすことになった。

現存する古文書は一六五点で、「家の来歴」を示す系譜類を除くと、江戸時代中期以降のものが多い。とくに片倉氏の家臣になる以前の初代から五代までの書類は確認できず、これまでに何らかの事由で整理されたのか、あるいは他所に預けられたのかは不明と言わざるを得ない。そのうち、本書に翻刻を掲載した文書は一〇五点で、選定する段階で江戸時代末期までと限定したため、その範囲は慶長一九年（一六一四）から慶応二年（一八六六）となっている。記述内容から最古とする記録は、六代善七が参陣した大坂冬の陣（慶長一九年）および夏の陣（慶長二〇年）について書かれた二冊【第二章②・③】で、次いで大坂の陣に

参戦した者を中心とする片倉氏家臣の旗指物の覚【第二章⑤】が続く。また、豊臣秀吉と徳川家康から片倉景綱宛に送られた書状（いずれも天正年間（一五七三〜九二年）後期）の写し【第二章①】は後世に書かれたものと思われる。本書において末期の書類となるのは、慶応二年の不動堂改修記録【第九章⑬】となる。

全体を概観すると、「家の歴史」に関して二つの特徴が浮かび上がる。第一は、系譜に記されたさまざまな事績から、内方へ定着した後の「活躍と栄光」である。そして第二には、元禄一八年（一六九八）に起こる出奔事件と、その後の「復活」を挙げることができよう。いずれも地域の暮らしを覗く遠眼鏡として新たな発見もできる貴重な資料でもある。

佐藤家の「活躍と栄光」は、佐藤家から白石亘理町の初代検断として家を出て別れた、重右衛門が記した文書が参考になる。重右衛門は請われて家督を弟に譲り、白石亘理町の検断として移り住むことになったが、一時期は佐藤家を継いでおり、先祖からの流れについても詳しい。第一章

収載の史料から、片倉景綱の白石入城までを振り返ると次の通りである。

2 佐藤家歴代当主

【初代】

初代定吉は永正元年（一五〇四）、伊達氏十三世尚宗に仕えており、伊達・亘理合戦（伊具郡高倉で起こった伊達と亘理武石因幡の合戦）で軍法に背いたという理由から、長井庄（出羽国）の領地召上げとなった。定吉は、縁戚の刈田郡内親城主（根城館）宮内入道益齋を頼って同郡宮村の内方に居を構える。宮内氏の与力となった定吉は、新住居の蔵王邑内方の地名から「初代内方佐藤定吉」と称した。定吉の移り住んだ内方屋敷は、古来より日本武尊の御厨所と伝えられ、神社白鳥大明神とは縁が深く、佐藤氏初代から数代にわたって白鳥大明神御宮の造営には諸事を司る重役で奉仕している。

【二代から四代】

二代吉信は、父定吉と同じく宮内因幡宗忠の与力として勤仕し、天文二十一年（一五五二）の白鳥大明神御宮再営では大工奉行を務めている。吉信の代には元龜の乱（二五七〇）が勃発。伊達植宗の寵臣中野常陸介が謀反人として米沢から相馬領に逃亡の途中、根城館付近の白石川原において、伊達輝宗の命により白石城主白石宗利、根城館主宮内宗忠、角田城主田手宗光等が迎え撃ったが取り逃がし失敗する。この時、吉信は宮内宗忠と白鳥大明神の北東に新関を構えて、中野勢に対して勇戦し、のちに宗忠から太刀と鞍を拝受している。三代吉重は三三歳の若さで死去、弟の吉黨が後継となった。

四代吉黨は若年の頃（天文年間（一五三二〜五五））、縁あつて上杉輝虎の旗下に入り、川中島の戦いなどで功績を賞されている。佐藤家の記録に「於信州其方走廻事前代未聞候、然者乗馬任望鹿毛五調相送候 謹言 輝虎判 佐藤小次郎殿」とあり、「刈田郡歴史年表（白石郷土研究会編）」にも永禄年間（一五五八〜七〇）の事項欄に「宮村佐藤家

に上杉輝虎の文書あり」の記載がある。内方に戻った吉黨は天正一七年（一五八九）、田村郡門沢城の戦いで戦死しているが、主人である宮内因幡救出のためとされている。

【五代から六代】

佐藤家の五代九郎右衛門茂が片倉景綱の白石入城（慶長七・一六〇二年）で功績を上げ、家臣番士格として召し抱えられた。

五代の書上に「天正一九年（一五九一）、政宗公米沢より岩手山に移り、此時宮内因幡罪有て本領召放され、他地に移るにあたり相隨う事を得ず、宮村内方に留て農業を事として世の変化を待つ」とあるが、この年は豊臣秀吉による奥羽惣無事令が発せられ、長井郡（出羽国）、伊達郡、刈田郡は蒲生氏郷に与えられている。その後、慶長七年の片倉景綱白石城拝領時の書上には「景綱公御城御拝領被遊、同年秋中より九郎右衛門所に御入被遊、御越年して翌慶長八年御入城被遊候事」（一部抜粋）と記されている。同じ書上に「其後、金地に時雨之御屏風、銀地に白鷺之御屏風

合せて式双献納仕り候」とあり、屏風は雪村の作との記述もあることから、領主となった景綱に佐藤家の秘蔵品を山城御祝として献上している。それから間もなく、五代は家臣に召し出され、片倉家中の「一番座」に属した。

六代善七は若年にもかかわらず片倉重綱（のちの重長）に従い、大坂の冬・夏の陣での目覚ましい働きは「片倉代々記 重長譜」にも記録として残されている。

この経過によって、江戸時代には片倉氏の家臣団に加わる。片倉景綱の白石入城に祝儀として献上した金銀二双の屏風について少し述べておきたい。屏風の作者は、現在東京国立博物館にも所蔵品がある画僧雪村である。また、鎌先温泉（現白石市）の湯守を務めた一條家の文書「白石城焚之記」には、文政二年（一八一九）五月の白石城火災の際、この屏風が城内に保存されていたことが触れられている（荒武賢一朗編『近世東北の温泉史料―鎌先温泉一條家文書を読む―』所収）。これは、今まで曖昧だった景綱入城の際の記録として立証に資するものであろう。

【七代から十代】

善七の死後、婿入りした重右衛門多が七代を継ぐがほどなく新しくできた白石亘理町の初代検断に請われて出て行ってしまふ。八代はその弟茂清が継ぎ、江戸屋敷御留守居を勤めたとある。しかし、元禄十八年（一六九八）に十代直春が不断組頭役を務めていた際に出奔をしている。

その後、十一代春信は村足軽扱いとなるが、屋敷はそのままにされた。天明五年（一七八五）、十二代信高は不断組に召し抱えられ、さらに十四代茂善は不断組頭列から士格を経て、安政六年（一八六九）に「公辺留主居以上」の一番座へ復帰する。これには親戚や地域の助力があり、また「御先祖様亘理ヨリ御移り遊ばされ候節立寄りの特別の家柄」という由緒も手伝った。

この出奔以降には、片倉家中における仕事ぶりを浮き彫りにする文書類が並んでおり、赤子制導役・諸木制導役・組士としての勤めが当時の足跡として残っている。加えて、一番座に復帰した茂善の在任中に幕末期を迎えることとなるが、宮村および白石町では仙台藩主をはじめ、北国の大

名たちやその家族、幕府役人などの往来が著しく増加し、奥州街道の宿駅・宮における詰夫や伝馬の対応に関する文書からは、白石城下から二里（約八㎞）ほど離れた在地の検断役や組士の仕事が多忙を極めていたと考えられる。

3 片倉氏の家臣団

佐藤家文書を理解するうえで、片倉氏の動向は不可欠であろう。以下、『白石市史』を参照しながら、片倉氏の家臣団に関する概要を紹介したい。

先述のように、伊達政宗の重臣であった片倉景綱は、慶長七年（一六〇二）に亙理城（現亙理町）から白石城へ移ることを命じられた。通説では、領国南部の軍事的拠点であった白石城および刈田郡を景綱に委任したといわれる。ただし、景綱は当時体調が思わしくなく、刈田郡宮村を経て翌年二月八日に白石城へ入った。

徳川家康の全国制覇は、大坂の陣をもって最後の総仕上げとなった。幕府から大坂出陣の通達が仙台に到着したのは慶長一九年（一六一四）一〇月七日で、重長は伊達家の

主力を担い、約一〇〇〇人の兵力を率いて参陣したとされる。翌年の大坂夏の陣で、片倉の軍勢は馬上六〇騎・徒小姓組槍一〇〇本・足輕鉄砲組三〇〇挺・槍組二〇〇本・弓組一〇〇張などを擁し、大坂方の後藤又兵衛や真田幸村などとの激戦を制する。このとき、佐藤家六代善七も大坂で活躍を果たす。【第一章①】や川村要一郎編『白石城主片倉氏と家臣の系譜』（創栄出版、一九九七年）では、そのときの状況を次のように記す。

光（善七）は、一八歳で歩小姓（徒小姓）として初陣を果たし、元和元年（一六一五）五月七日に馬上武者鎗で「首捕事三ツ」とある。その功績を称えられ鎗・太刀を下賜された。それ以前に、善七は初代景綱に才覚を見出され、一四歳より近習として仕えたともある。二六歳で没した善七の後継者となった七代重右衛門は、片倉家より知行二四石・持高二貫文余りを与えられていた。

片倉家の職制は、仙台藩のものをそのまま模しているが、元禄一二年（一六九九）の事例では、一家・家老・小姓頭・近習・出入司・町奉行・武頭など上級官僚をはじめ、五五

の役職が存在した。

亙理悟郎の研究によれば、家臣団の組織はおおむね五つに区分される『白石市史』。

- (1) 士：中核をなし、幕末期には三〇八名。
- (2) 士格：明和年間（一七六四～七二）ごろに始まり、士に準ずる身分で、幕末期に六四名。
- (3) 組士くみざむらい：初見は明和五年（一七六八）で、安政三年（一八五七）には一六三名。茶道・徒小姓組・近習鉄炮組・勝手役列・鷹匠組・料理人などの職種が含まれ、特殊業務に従事する中間層として位置づけられる。
- (4) 不断組：片倉氏の白石入部当所から編成されたいた不断衆（不断鉄炮衆）を基礎とする。本質は足軽で、集団訓練を受けた常備軍として、一般の足軽と区別した。安政三年には二五二名。
- (5) 足軽：家臣団の末端にあり、軍役や各種の雑務に従事する。慶応三年（一八六七）に一二一九名。

4 本書に関する用語解説

◎『日本歴史地名大系第四巻 宮城県』（平凡社、一九八七年）より転載

宮村 みやむら 「現」蔵王町宮・遠刈田温泉

東は柴田郡平村（現大河原町）、南東は白石川によって内親村（現白石市）、南西は深谷村（現白石市）、北は曲竹村と接する。中央蔵王より南東流する松川とその本流白石川は村の東部で合流し柴田郡に出る。白石川に沿う奥州街道は村の南東端を通り、宮宿から笹谷街道が分岐する。当地の開発は古く、明神裏遺跡はとくに縄文早期のものとして知られ、持長地もちちやうじ・二屋敷にやしきなどの遺跡も先土器から古墳時代に至る複合遺跡として重視される。「続日本紀」「三代実録」「延喜式」などにみえる刈田嶺神は大刈田嶺おおかた（現青麻山か）に宿る神霊であるとされ、年代は不明だがのちに宮と遠刈田に社殿が造営されたという。宮宇馬場ばばの刈田嶺神社は「延喜式」の「名神大」の社格をもつ式内社とされ、日本武尊や源頼義・義家の東征伝承と結びつき、白鳥信仰が生じ白鳥神社としても知られる。白鳥信仰は白石川にか

つて多数の白鳥が飛来したと深い関係があるのである。伝承によれば、遠刈田の刈田嶺神社は、奈良時代に役小角の叔父願行が大和国吉野の蔵王権現の分霊を移して以来、山岳信仰の聖地になったという。これらから村名が生れたと伝える。

宮宿 みやしゆく 「現」蔵王町宮

奥州街道の宿駅で、仙台藩領南境からは四つ目にあたる。当宿から笹谷峠を越えて出羽に至る笹谷街道が分れる。「宮村安永風土記」によれば、南の白石宿へは一里二三町・本荷六八文、北の金ヶ瀬宿（現柴田郡大河原町）へは一里一二町・本荷五五文、笹谷街道永野宿へは一里二二町余・本荷六八文であった。宿の成立は慶長（一五九六一六一五）初年とされるが不詳。「梅津政景日記」元和七年（一六二一）八月七日条に「笹谷より白石迄参候、宮にて宇留野源兵へ殿昼振舞有」とある。寛文一〇年（一六七〇）の書上（「白石市史」所収）によると、東側三九軒、西側三一軒、御伝馬所（三軒分）、宮荒町分南側一一軒、北側

蓮蔵寺門前八軒とある。前掲風土記によれば家数七八、町の長さ四町二一間。本陣は幕末に設けられたと思われ、肝入の阿部氏が問屋を兼ねて勤めた。常備人馬は二五人・二五疋の定めであったが、宿の規模が小さく近世後期には馬を備えることも容易でなかった。大通行の場合には刈田大肝入が刈田・伊具・亘理など南御郡みなみおんぐんの各村から加人馬を出役させた（白石市史）。

刈田嶺神社 かつたみねじんじや 「現」蔵王町遠刈田温泉 仲

刈田岳山頂に鎮座するが、東麓の遠刈田温泉とのおがつたに里宮があり、冬期間はここに移す。「宮村安永風土記」には蔵王権現みまろ宮とあり、一〇月八日に下遷し、四月八日に上るといふ。祭神は天之水分神・国之水分神。旧郷社。古くは蔵王権現社といったが、明治五年（一八七二）水分神社みずまりに改め、同八年現社名とした。社伝によれば、役小角の叔父願行が「不忘山」山頂に大和国吉野の蔵王権現を勧請し、山名を蔵王山、社号を蔵王大権現と称し、戦国期には出羽最上氏

の尊崇が厚く、近世は伊達氏の崇敬を受けたという。前掲
風土記では、願行の草庵跡に願行寺がんぎやうが建立され四八坊を
擁するほど盛んだったが、室町期兵火にかかり、うち残つ
た嶽之坊たけのが金峰山蔵王寺嶽之坊で、蔵王権現社および旅宮
の別当であつたという。現在の例祭は五月八日。

第24表 片倉氏所領知行地表（単位貫・文）						
区 分 村 名		文 化 9 年 (代々記)	寛延2年（菊地民衛文書）			
			奉公人給分	百 姓 前		
白	石	本	郷	135.561	82.163	1.456
鷹			巢	48.478	31.817	12.177
坂			谷	41.935	26.207	12.413
森			合	78.502	57.324	17.924
長			袋	45.279	32.190	10.593
八			宮	34.326	23.468	8.213
中			目	98.144	67.740	26.768
斎			川	125.392	62.444	23.701
越			河	71.688	19.242	14.183
郡			山	40.705	24.282	11.549
五			賀	74.506	31.639	32.072
三			沢	168.630	116.872	44.918
大			町	70.298	31.517	33.897
深			谷	95.368	58.519	32.185
藏			本	73.731	51.282	18.104
小			原	59.788	39.234	13.806
	平			52.132	24.435	21.448
	宮			129.915	59.169	27.203
小	下	倉	の	22.800		27.353
柴	田	郡	平	1.442		
桃	生	郡	橋	117.682		
"	"	成	田	48.078		
"	"	女	川	5.121		
"	"	皿	貝	1.125		
深	谷	広	淵	99.243		
"	"	赤	井	27.714		
本	吉	志	津	11.000		
		荒	戸	9.286		
遠	田	田	尻	21.191		
			の			
犬	卒	塔	婆	32.192		49.743
内			親	24.356		24.152
津			田	70.623		69.027
小			奥	2.215		15.822

(註) 1、犬卒塔婆以下4ヶ村は角田石川氏領、この分は風土記書出にて補記、給所分のみを示す。
 2、白石市史史料編の村扱方にあるものと少しく異同あり。
 3、菊地本の奉公人給分には領主直轄領を含む、また奉公人給分、百姓前の外に肝入分・新田分がある。
 4、この外、白石古事記・朝倉氏藏町奉行記録なども異同ある資料あり。

出典：『白石市史1 通史篇』233ページより転載

第25表 刈田郡片倉領村高数量表

(単位貫・文)

区 分 村 名	知行高	田	畑	奉公人前	百姓高	新 田
白石本郷 (8)	135.772	115.826	19.946	107.676	28.096	—
鷹 巢 (2)	48.478	44.114	4.294	28.460	20.018	0.760
坂 谷 (2)	41.935	39.669	2.266	26.207	15.728	—
蔵 本 (2)	73.326	62.824	10.502	51.282	22.044	27.610
森 合 (3)	78.502	65.996	12.506	57.324	21.178	0.339
長 袋(不)	45.279	42.020	3.259	32.190	13.089	17.244
八 宮 (2)	34.326	29.745	4.581	23.468	10.858	4.802
中 目 (4)	98.144	89.904	8.204	67.740	30.404	1.012
斎 川 (7)	125.392	109.239	16.153	75.046	50.346	0.390
越 河 (3)	71.688	58.317	13.371	19.242	52.046	0.340
郡 山 (2)	40.705	32.116	8.189	24.282	16.423	0.527
五 賀 (5)	74.506	63.825	10.681	31.639	42.867	0.496
平 (2)	51.738	42.691	9.092	29.435	27.348	0.222
三 沢 (8)	168.456	154.581	13.875	118.549	49.907	2.276
大 町 (4)	70.127	60.978	9.149	31.517	38.610	1.601
深 谷(不)	95.368	9.149	20.219	58.519	36.849	7.841
宮 (1)	119.892	86.443	33.449	73.041	46.851	8.580
小 原(不)	59.314	43.877	15.437	39.069	20.245	2.965
(柴田郡平村)	1.442					
合 計	1434.435					
金ヶ瀬(平)引・計	1432.993	1217.384	215.609	889.686	543.307	77.157

(註) 1、武藤文書白石古事記享保12年書上による。
2、村扱(市史史料編)その他の資料と若干異同あり、この資料の中でも計算の合わぬところは誤記によるものと思う。
3、村名の()内の数字は当時の検地帳の冊数を示す。(不)は不明。

出典：『白石市史1 通史篇』241ページより転載

第32表 片倉氏家臣団家格分類表

第32表 片倉氏家臣団家格分類表																						
(慶応4) 白石臣侍格 (武藤文書)	一	家	着	座	一番座	二番座	城番士	士格	計													
		9		9	80	55	153	63	369													
(幕末) 片倉家臣據旗記 (白石図書館)	一	家	着	一 番座 (采沢)	二 番座 (大森)	三 番座	白石旧臣	代々取立						番士格	士以下	広淵士	同組付	大須士	計			
		重長						景長	村信	村定	村廉	村典	宗景									
	家	老	座	番座	番座	番座	長	長	信	定	廉	典	景	格	下	士	付	士	計			
	7	2	10	6	17	29	55	73	20	3	5	5	11	79	70	17	32	7	18	466		
	(明治2) 白石人員調 (刈田郡誌)	士	組	士	不	断	組	足	輕	諸職人小人組	計											
												444	218	329	230	60	1281					
	(慶応3) 白石古事記 (武藤文書)	侍	組	不	組	足	輕	諸職人	(村町) 足輕	又	寺	山	神	社	神職人	計						
																	418	249	421	222	32	64

資料の提供に感謝。『白石市史』253ページより転写。『白石市史』1頁

資料翻刻編

【凡例】

- 一、本書は、刈田郡蔵王町^{うちかた}内方に在住の佐藤家に現存する古文書から、江戸時代までの文書一〇五点を選び、解説し収載した。
- 一、解説文は、原文忠実を原則としたので、句読点は入れなかった。また、改行もできるだけ原文通りとした。但し、第二章⑤「小旗之覚」のかな文字では、現代かな遣いとした部分もある。
- 一、漢字は常用漢字としたが、氏名などの固有名詞は原文通りとしたものがある。
- 一、かな文字については常用かなに改めたが、助詞の、者（は）、而（て）、江（え）、与（と）、之（の）、茂（も）はそのままだにした。
- 一、判読の不能な文字は、字数に応じて□で、虫食・破損などによる場合は同じく■としている。
- 一、繰り返し記号では、漢字は「々」、平がなは「ゝ」、片かなは「ゝ」とした。
- 一、文中、史料価値が高いと判断した文書は原本の写真図版と解説文を同ページに掲載した。
- 一、解説は、白石古文書の会会員が行った。
- 一、編集と校閲は、東北大学東北アジア研究センター荒武賢一朗が担当した。

第一章 系譜

佐藤氏の系図によると、応仁の乱最中に岩城家から縁戚の長井庄（出羽国）宮内因幡守を頼り、小瀧郷に移った佐藤景吉（二十九世）の代以来、宮内氏との関わりは深い。宮内氏が「伊達世臣家譜」に登場するのは伊達持宗（十一代）の時に、遠藤（宮内氏の前姓）因幡守盛房が永享十年（一四三八）、采地六百余町を、羽州長井庄宮内村に賜った時に始まる。その後遠藤氏は伊達尚宗（十三代）の時、延徳二年（一四九〇）中務盛実が田六千石を賜わり、刈田郡内親城（根城館）に移封、天文二年（一五五二）には宗忠（益齋）が伊達晴宗から一族の家格と宮内の姓を命ぜられる。領地は宮、遠刈田など刈田郡北部の十村が与えられている。

天正一九年（一五九一）、豊臣秀吉の奥羽惣無事令によって刈田郡は蒲生氏郷の領するところとなり、伊達政宗の岩出山移封と時を同じくして、益齋の子常清は五百余貫の領地を召し放されて加美郡四釜村に田千石で転移に至る。なお、その後の宮内氏は宇多郡駒ヶ嶺領主で幕末を迎えた。

「内方佐藤氏代々記」によると、永正元年（一五〇四）伊達尚宗に仕えていた、佐藤定吉（さだよし、三十一世）が伊達・亘理合戦で軍法に背いたことで領地を召し上げられる。そのため定吉は宮内氏を頼って刈田郡宮村内方に移り住み、居住地周辺の領地を賜っている。佐藤家ではこの定吉を内方佐藤氏初代と称して、以来約五百二十年、現存二十代までに及んでいる。二代吉信から五代九郎右衛門までは領主宮内氏の与力として重職を担い、特に四代吉黨は天正一七年（一五八九）対佐竹・岩城との合戦で、窮地にあった宮内因幡の命を救い戦死している。五代九郎右衛門茂の代、当家系譜には慶長七年（一六〇二）一二月、片倉景綱が亘理から白石に赴く途上、同家に逗留し翌年二月に「御入城」と記されている。六代善七光は、片倉重綱に従い大坂冬の陣に参戦、「片倉代々記重長譜」にその功績が記載されている。七代重右衛門多は、寛永年間に重長の命により白石城下亘理町検断役に就いた事で、八代は五代九郎右衛門の二男茂清が継ぎ、九代以下は時世の変動や出奔、知行召し上げなどで苦難が続いたが、その都度嘆願や役務精励

の労が報われ、十四代善七茂善が番士格に家格を戻した。
なお、系譜文中の年代や内容などに不明箇所があるが、
解説は原文通りとした。

(細田 紀明)

①佐藤氏系図

○景吉

清景五男母ハ長井ノ庄ノ住人宮内丹波守藤原宗和
女佐藤九郎右衛門尉越中守

応仁元年ヨリ天下大乱奥州諸大將引

分テ合戦最中岩城家ヲ出依為

外伯父頼長井ノ庄宮内因幡守宗誠ヲ

頼テ在テ小瀧郷送年月

或ハ日此時伊達殿為御家臣共言リ

文明年中奥州所々ノ合戦ニ抽武功

無双ノ武勇人也世人号佐藤鬼越中守

家紋旗白地ニ三頭藤右巴

幕ノ紋車

延徳三年七月五日卒六十二

景時

同三男 佐藤弥十郎大学助

住長井庄平石郷子孫候二本松家

永正五年四月五日卒四十三

景定

同二男同母

佐藤新九郎中務少輔

文明十六年春為牢士趣出羽国最上

殿為家臣賜領地三百余貫住村上

郡中田郷享祿元年二月五日卒七十一

○清吉

景吉一男母岩城一家西郷丹後守平久光女

佐藤弥九郎孫兵衛尉備後守

伊達茂宗君御代為先陣度々抽軍忠

文龜二年五月二日亘理武石因幡守

平元胤卜言人伊達殿エ為御敵於伊

具高倉合戦之時清吉懸一陣大勢ヲ

追崩無双ノ顕シ武功同日夜軍ニ討死

四十八歳

清吉一男母長井庄住人平山源左衛門

尉重治女

佐藤九郎四郎越中守

○定吉

永正元年九月再伊達亘理合戰時

背軍法依罪科長井庄領地被召

放為牢士宮内入道益齋頼刈田宮

邑近住居領地七百貳拾石

京祿四年八月四日卒五十六

内方屋敷元來日本武尊依為

御厨所永正十六己卯 白鳥

大明神有御宮造營此時定吉

諸事主

女子
同二女同母

伊達御家臣長岡新左エ門尉

秀清妻

女子
同三女同母

同御家臣鎌田四郎次郎信国妻

定昌
同四男同母

号坂本彦五郎弥左衛門尉

伊達御家臣坂本主膳祐高為

子

天文七年五月十七日卒五十四

女子
同五女同母

同御家臣細田石見守光氏妻

○吉信

定吉一男母伊達御家臣大和田

主馬之助長清女
佐藤小次郎後善左エ門下有トモ九郎

七郎年代覺書小次郎下有ト言

再石見改ム父ハ定吉母ハ大和田主馬

之助女也父定吉ト共ニ宮内宗忠公ニ与

カトシテ事ヲ從者ニ同ス天文廿一壬子年

白鳥大明神再營有同年十一月廿二日

造營畢吉信亦再營之役ニ加リテ頗ル

勤勞有如祖

元龜年中伊達植宗公之寵臣中野

常陸卜言者公欺テ相馬エ走此時宮

○吉黨

佐藤小次郎吉信カ次男后善左衛門ト
号シ再石見ニ改天文年中父之家ヲ出
上杉輝虎公之幕下ニ行テ永禄年中
輝虎候ト武田信玄公信州而相戦コト
有吉党輝虎公ニ随テ勇ヲ軍門ニ励ス
輝虎公其勇他ニ傑出スルコト感シテ
良馬佐藤小次郎吉党ニ賜フ其状如左

今度於信州其方走廻コト前代未聞ニ候
然者乘馬任望鹿毛五調相送之候

謹言

八月七日 輝虎判

佐藤小次郎殿

今度武田勢ト相戦候其方勇略ニテ

武田勢退陣無比類候依之黒毛

五調為時宛行者也仍記録如件

永禄二年二月七日 輝虎判

佐藤善左衛門殿

○吉重

内因幡私ニ白鳥明神之良ニ新関ヲカマイ
彼常陸カ走ラントスル道ヲ遮リ宗忠討捕
処ノ者七騎吉信從テ勇ヲ励ス雖然ト
強敵拒留ル事ヲ得ス常陸ヲハ洩シヌ
今ニ至テ白鳥大明神八反田ト言内ニ
七騎田ノ塚有
宗忠公帶所ノ雄劍ハ白鳥明神エ献ジ
給フ且吉信モ頗ル功有故ニ帶添ル所ノ正広
太刀ト鞍一口吉信拝受之
天文廿三年甲寅七月十四日寿五十五卒
右年号ヨリ明和八辛卯迄式百十八ケ年也
妻天文廿二年癸丑二月十八日先テ逝ス
法名妙珍ト言フ

佐藤九郎四郎ハ吉信カ長男也母ハ

平澤丹後政勝女也永禄三庚寅年

十月十六日不幸ヲ死ス齡三十三兄吉重

依無子次男吉黨継姓名ヲ吉重モ

同腹ノ弟也法名道雲ト言フ

吉黨輝虎公ニ使イテ勇ヲ挺スルコト旧臣ニ過タリ

依之軍列ヲ旧臣ノ上ニ出シコトヲ望其旧臣ノ相偏セム事ヲ慮テ不許吉黨己カ望ノ

遂サル事ヲ恥テ上杉ノ家ヲ辞シテ本ノ内方屋敷ニ歸身ヲ宮内ニ寓ス翌年兄吉重ニ後レ

故繼其姓名也永祿十一年戊辰

白鳥大明神造宮有吉黨関ルコト其事ニ

如祖 此時石見ニ改十六日也

其後正宗公会津義広攻給フ茲時田村

清頭之大平門澤之城清頭公ハ正宗公之

舅也清頭逝シ給テヨリ后姑婿ニシテ城ニ有

公一揆等ノ相切サンコトヲ怕テ中嶋左衛門等ヲ

留テ城ヲ守ラシム茲時中島左衛門大町

三河宮内因幡等之鋭士課テ城ヲ守ラシム

吉党亦タ因幡ニ随テ城ニ居レリ

天正十七己丑年六月佐竹義重ト岩城

常陸ト竊ニ大平門澤ノ城ヲ攻三士是ヲ防ト

○茂

イエ共大軍ニ相当ナク中島左衛門討死ス

大町三河ハ虎口ヲ出走ル宮内因幡ハ城中

出ベキ地ナシ吉党因幡カ命霜露相依ル

事ヲ見テ自ラ大軍ヲ靡シ因幡カ急命ヲ

救イ終ニ戦死ス法名道通ト言

天正十七年六月十九日

妻は

寛永十二年乙亥寿九拾八而往生

法名寿慶三男弥次郎ハ吉黨同腹

弟也宮内因幡従者トナル

佐藤小次郎茂ハ后九郎四郎ト言亦改テ

九郎衛門ト言吉黨カ長男猪股土佐ト

言者ノ女也茂父ノ業ヲ繼テ宮内ニ与

カタリ天正十五丁亥伊達政宗公伊達

上野政景田手助三郎浜田伊豆宮内

因幡等ノ四雄ニ課テ大崎高城葛

西三郎右衛門等城ヲ攻小次郎茂宮内

因幡ニ従テ軍ヲ勤ム此時兜ノ頬当

ヨリ耳ノ脇迄鉄砲ニテ討出サレタレトモ

日ヲ経テ疵癒又同天正十八庚寅

政宗公大崎ノ一揆成敗之時

太閤秀吉公之寵臣領之木村伊勢

ト言因テ勢州政宰ニ百姓等一揆ス

伊勢為ニ之拒漸シテ京洛ニ逃走ル

太閤政宗公ニ命シテ是ヲ夷ゲ宮内因幡

円居シテ首捕ル政宗公実檢ニ備フ

天正十九年頃政宗公米澤ヨリ岩手

山ノ城元ニ移リ給フ此時因幡罪有テ

本領召放サル本領宮邑深谷小下倉

内親津田小奥曲竹矢附塩澤

五百余貫文領地被召放奥ニテ領

地ヲ減シ給ウ九郎右衛門ハ因幡ノ微々

及ンデ相隨事ヲ得ス宮邑内方ニ

残り留テ平生農業ヲ事シ世ノ變化ヲ

待ズ

白石城之御元祖

○光

片倉景綱公慶長七年御城

被遊御拜領同七年秋ヨリ右九郎

右衛門所イ被遊御入於同所被遊

御越年同慶長八年被遊

御入城候事其后金地ニ時雨之

御屏風銀地ニ白鷺之御屏風合

式双献納仕処之九郎右衛門

是也

佐藤善七ハ茂カ長男母ハ丹野

雅樂之助力女也母ノ弟ハ丹野源四郎

也 政宗公摂州大坂御陣之時片

倉重長公ニ随テ軍使タリ其上首捕事

三ツ重長公感戰功載記録光ハ

少年ニテ有大機片倉景綱公之時

茶道文悦ト言者景綱累代之名

刀真守ト言ヲ竊出シ夜之内ニ最上ヲ

志シテ逃走ル識者ナシ善七私用ニ依テ

其夜白石エ来リ中途ニテ文悦カ逃去ニ

逢テ闇夜ト言トモ文悦カ言コワ色ヲ

聞知リ公ノ沙汰所ニシテ其趣ヲモラス

依之其道筋ヲ追テ終ニ文悦ヲ捜シ出シヌ

景綱公善七カ少年ニテ能ク事ニ曉キヲ

好ンテ拾四歳ヨリ近從ニ被召仕奉公亦

他ニ異也其後撰州大坂西回ノ望戰場

翌年道明寺表ニテ首ヲ捕正宗公

重長君之実檢ヲ経テ其功重長君

之記録ニ被記元和八壬戌十月

廿五日歳廿六而讒訴ノ為ニ殺レタリ

法名真祐大坂戰場之前野

作右衛門長谷部三平佐藤弥作今泉

次郎八佐藤善七也

慶長十六辛亥

白鳥大明神造營有茂戮力ヲ加ルニ

神前ノ御前柱ヲ以ス次猶経榮ノ役ニ加リテ

勞有札ニ姓名ヲ記ス

正保四丁亥七月十四日病死

○多

寿七十四法名道泉妻ハ

正保乙酉四年四月十八日寿七十三而

往生法名妙心

佐藤重右衛門ハ后善左衛門善七

死テ後大町邑大野出雲力次男ヲ請テ

茂カ女ニ娶テ佐藤九郎衛門茂カ姓名ヲ

継ク

寛永年中片倉重長公命シテ居ヲ

白石城下ニ移サシメ重右衛門嫡子善左衛門

信興即白鳥大明神之階敷石九

十間手水石一タイ献スル所ノ信興是也

二ハ女子佐藤五郎右衛門妻三男十次郎

内方旧宅ヲ継リ四ハ女子金ヶ瀬町関谷

新兵衛妻五ハ佐藤名右衛門六モ亦女子

山崎六右衛門妻多ハ寛文二年八月十六日

病死ス法名道三寿六十一妻ハ延宝

六戊午年正月十七日病死ス法名妙安

寿六十一

○茂清

佐藤久馬之助成長ノ后亦号ス九郎

右衛門卜 片倉重長君之蒙リ命ヲ

重右衛門多夫婦ハ

此時御知行式拾四石余所持高

三貫文余有卜言家内人数二十七八

程譜代有卜四人言重右衛門夫婦添人

共ニ拾三人而白石エ移ト言其後何カ有品

御知行三ケニ被召上由申伝候

居ヲ白石ニ移スニ付九郎右衛門茂カ三男

以久馬之助ヲ繼ク茂カ家ヲ后改ム九

郎右衛門卜江戸御屋敷御留主居勤ル

所ノ九郎右衛門是也

右久馬之助力親九郎右衛門茂時

右茂清ハ天和二壬戌年六十五而病死

二月十三日妻元禄六癸酉八月十六日卒

七十三

○茂春

佐藤重次郎父は重右衛門多妻ハ

内方茂清カ嫡女也茂清カ妻ハ八ツ宮

村阿部又兵衛カ嫡女也

女子 二女同母

白石御家臣今村半之亟後室也

春次 幼時次郎吉卜言

佐藤兵四郎此人十六歳ニテ父佐藤

九郎右衛門茂清ニ随テ江戸浅布御屋敷ニ

行下リ后同内方屋敷之内向屋敷佐藤

兵四郎家督ニ住御麓鉄砲組御不

断也天明五年ノ頃其孫出奔ス故没領地

清春 佐藤権之助后改義右衛門卜

此人十二歳而随テ父茂清ニ登ル江符ニ

下リテ后九郎右衛門退隱之後隱居

為ル家督卜後喜四郎

○直春

佐藤重次郎茂春カ嫡子也此人

年廿七ニテ貧陋ニ出奔ス此時重次郎

白石御家臣御不断組頭也

御知行一字被召上候事頃ハ元禄

年中也御知行七百弍拾四文也

人享保十二年丁未寿五十八而卒釋号ス

玄昌

柴田郡村田本町弥助墓高森山葬ル

女子 白石本町阿子寫喜惣右衛門後妻卜成

女子 高橋玄専友義妻

○春信

佐藤善助后号ス九郎右衛門卜母ハ

同郡長袋邑高野清六女也

右重次郎出奔后妻ハ共二歳ノ赤

子卜柴田郡堤村御百姓五衛門所

再縁ス代々子孫有右九郎衛門ハ

天明四甲辰年八十七而卒壬正月廿二日

法名号ス覚林道喜卜

女子 同郡深谷村中屋敷源三郎妻二

嫁ス代々子孫有

女子 同郡同村御百姓与次兵衛妻二

嫁ス代々子孫有

○信高

佐藤九郎次郎后号ス九郎右衛門卜即内方

ノ継リ旧宅ヲ略シテ九郎次卜呼ヨシ也

信重

佐藤善四郎后為リ陰陽師卜

号ス日下民部卜日本諸国修行ス

今住最上言

女子

同邑佐藤嘉兵衛室白石御家

臣御徒歩組ノ士也代々子孫有母ハ内方

之向屋敷佐藤重郎右衛門カ末娘也

明和三丙戌八月十五日病死

法名号妙周佐藤嘉兵衛カ室先

腹ノ女也依之小妻坂屋敷之我妻

成右衛門嫡女後妻二娶ル九郎衛門カ

母ハ深谷村熊谷善兵衛女也同人事

天明四甲辰年二月晦日七十二而卒

法名号春光妙輪卜右九郎衛門三十

九歳之時

天山様ノ御孫也

当若殿様御誕生被遊候二付

大赦被相行之由被仰出依之九郎

右衛門家 殿様御代々重キ御用ニモ

相立候品々迄願書ニ申上ル事數度

也其節同御家臣御武頭職ニテ閑

谷新左衛門殿 上々様向御取成

被下依之九郎衛門家御取立ヲ

御知行式百文被下置御不斷

御弓組ニ被召出事右願書指上候ハ

安永五年ノ頃也被召出候ハ天明

五乙巳年ニ当ル同人四十八歳ノ時也

中年迄号ス九郎治卜御取立ノ後改ム

九郎衛門卜

○元高 佐藤善七依為男子継家系右

善七妻ハ深谷邑坂生地之先善兵衛カ

子息今善兵衛カ女也有一女子

有テ品離縁ス故再柴田郡堤邑

角神屋敷木村文次郎一女娶善七

御妻也

寒林道西信士

天保十亥十二月十四日 七十

西峯遊歌信女

天保五年十月卅日 五十八

女 同郡藏本邑原住居

村上秀左衛門尚盛後妻

母同上

○茂善 善七

実同村鈴木専右衛門三男

天保三庚辰年三月十七日

御賞左

赤子養育方被仰付置候処

式拾ケ年余無懈怠引続宣

相勤候為

御賞其身組頭列被成下候

組頭役十五ケ年相勤申候

弘化三丙午年十一月

御賞左

菱出御普請方々人足百人献上

仕候為

御賞

沢内邑之内愛宕堂東ニライテ

野符五百坪頂戴仕候

嘉永五壬子歳九月九日

御赦ヲ以左

先祖同氏九郎右衛門代

御先祖様亘理ヨリ被遊

御移候節其方宅エ被為入

御越年殊大坂御陣之砌

身分士ニ而御供相勤候旧家ニ付

今般

徽山様十三回御忌

御法事之恩赦ニ御憐憫之御

吟味被成下度親類共品々願申

出候依之先祖之旧功被思召土格ニ

被召出候

安政三辰正月廿日

今般

殿様御勤功重キ御書立ヲ以

御一生御一家御上座被為蒙

仰候御赦ニ御吟味被成下度

趣親類共品々願申出格別之

御吟味ヲ以御知行本代式百文

処被返下候事

安政六己未年七月五日

雲山様

金鳳院様

円同院様

御法事之御赦ニ御吟味被成下度

品々願申出格別之御吟味ヲ以
御番入士ニ被成下候事

御旧臣卜相心得番座ニ被立下事

同年十月廿八日

其方共家之義

傑山様奉仕勲業功勞モ在之

別段之御吟味ヲ以公辺留守居

以上ニ被成下事

女

茂善妻

母柴田郡堤村木村紋次郎女

定恒

直次郎同郡藏本邑原住居

小室直右衛門利行

母同上

○茂定

五郎左衛門宮司村ノ内八室

菅野孫作次男

女

茂定妻

母祖九郎右衛門

女

同郡藏本邑原住居

小室弥五右衛門孝良妻

母同上

女

同郡小原湯守四竈利吉妻

母同上

○茂光

九郎治

同村澤内村小山田住

佐藤安吉三男

女子

茂光妻

母祖佐藤五郎左衛門茂定

○茂信

政治

佐藤九郎治茂光長男

次男好衛

白石町字田町

長谷川新左衛門養子トナル子孫有

女(ヨウ)

宮司澤

吾妻兵藏ニ嫁ス子孫有

女(チウ)

白石原

小室慶治ニ嫁ス

前直治郎事縁合親類ナルヲ以テ

重縁ノ為嫁ス廿一才ニテ死亡

女(ゑい) 柴田郡大河原町

鈴木味代治妻ニ嫁ス子孫有

女(フサノ) 齋川村字鹿子

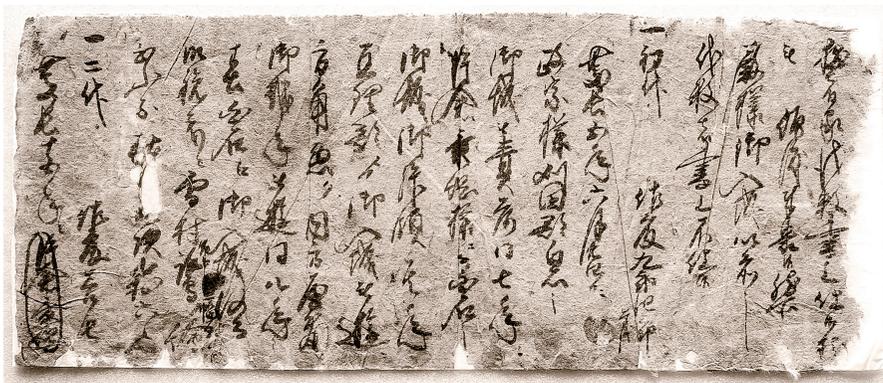
佐藤久兵衛ニ嫁ス子孫有

女(ツネヨ) 本村字向山

山家重五郎ニ嫁ス子孫有

女(フヨ) 十三才ニテ死亡

②佐藤重右衛門家代数書上控 初代〜七代



重右衛門家代数書上 (本文 26 ページ上段)

(代教書上控 一二つ折り)

拙者家代教書上仕候様

被 仰渡奉畏候然所

殿様御入場以前之

代教者書上不仕候

一 初代 佐藤九郎四郎

茂

慶長五年六月廿四日ニ

政宗様刈田郡白石之

御城被賣落同七年ニ

片倉景綱様ニ而白石之

御城御拝領其年

亘理郡方御入城被遊ニ

方角悪ク内方屋敷

御越年被遊同八年

春白石江御入城仍而

御祝義ニ雪村筆鷺一幅絵

云ふ分献 ■ ■ 須 山村六右衛門

一 二代 佐藤善七

慶長十五年ニ 片倉景綱

御重代實盛ノ太刀

茶道文悦と申者盜取

夜半ニ最上江欠落仕

路頭ニ而右善七行会御達

之御詮義ニ品々言上

申其忠義二十四歳ニ而

小性奉公ニ被召仕候慶長

十九年元和元年大坂ノ

乱二十八十九才ニ而兩度之

御陣江五人組合ニ而前野

作右衛門支部三平佐藤

弥作今泉次郎八佐藤善七

御供仕道明寺表ニ而首取

鑓太刀取添入実檢ニ鑓

太刀ハ下給其後子細有之

知行被召上

一 三代 佐藤重右衛門

一 四代 佐藤善右衛門

天和年中佐藤善七^{村長様}

大坂二而高名書上可申由

被仰付候其■

佐藤善七大坂兩度之

御陣十八十九歳二而

重長様之御供仕大坂

二而五月七日道明寺表

二而馬組手鍮二而勤申所江

懸合首討捕■

取添入実檢二申候鍮太刀

八下給候間持伝申由申上

候得ハ御記録ニ載

天和二年七月廿五日ニ書上

申候

佐藤善七死去之日

可申上由被仰付旨如此

元和八年十月廿五日

法名 真祐

貞享元年十二月朔日ニ

書上申候

一 五代 佐藤重助

一 六代 佐藤善左衛門

五百文御知行

一 七代 佐藤善左衛門

享保式拾年 三人扶持

御切符式切と有

御雇組頭被仰付

(以下切断につき不明)

③六代佐藤善七武功書上(写)

一景綱様御代ニ祖父佐藤善七事拾四歳ニ罷成候節文悦真盛
之御太刀盜取最上江欠落申時對打申段被為聞其節より被

召仕候

一 佐藤善七大坂兩度之御陣江十八拾九之時

重長様江步行ニ而御供仕大坂江ハ白繪之手鑓てら為御持御馬

廻ニ五人組合ニ前野作右衛門佐藤弥作今泉傳八支部三平

佐藤善七被召連候付五月七日於道明寺表馬上手鑓ニ而相

働申所へ善七懸合右馬上討取首并鑓太刀取添指上申候鑓

太刀ハ則被下置候ニ付尔今所持仕候以上

佐藤十次郎

天和式年七月廿五日

佐野甚内様か

④片倉家中先祖武功書上書写

白石家中先祖武功書上写

佐藤重次郎

景綱様御代祖父佐藤善七郎十四歳ニ罷成候節文悦真守之御

太刀盜取最上へ欠落申候ニ付訴討申段被為聞其節より被召

仕候

一大坂御陣之節も十八九之節重長様江步行ニ而御供仕白柄

之手鑓為御持御馬廻リ五人組合前野作右衛門佐藤善七今

泉次郎八支部三平佐藤弥作被召連候五月七日於道明寺表

馬上手鑓ニ而相働候所江欠合右馬上討取首并太刀鑓取添

差上申候

右太刀鑓被下置候尔今諸事仕候以上

右先祖武功書と申ハ別山様御代天和年中本沢大節老江

被仰付片倉御代々記御仕立被成候節御家中惣揃御書上

被仰付支配有之輩ハ其頭々へ書上外ニハ日野半左衛門

殿宛書ニ仕書上候処貞享年中成就之由当明和七寅のと

しへ八拾四五年ニなると石田氏の御物語にいひし

一私と同善七拾八九之節大坂陣之御供仕候由ニ候へとも此

年元和元年五月之軍に而善七廿六歳之由承申候善七ハ此

年の十月やミ討に相成候と申傳候廿六歳と在之

一大坂ニ而分捕之刀其身ニ被下候由此刀主を守らざる刀と

唱候処其年中ニ其身を亡し候申候

一右書上候儀ハ十次郎代と相見し申候右同人も何の品も無

之牢人仕候ニ付進退御知行壱貫文余ニ候処改易せられけ

るよし

一右に付其刀同名候を売払候へハ白石の富右衛門と申者買取申候て大脇指に抜指料にせし処ニ其身も悪事仕出し其科ニ依而御馬屋の飼番被仰付置希れば御中間十蔵と申者ヲ博奕之上くびり殺し館堀端へ夜中捨置申候ニ付則御穿鑿之上富右衛門頭取 殺したる事相頭れ下柳原に而斬罪被仰付けると佐藤権内父隠居石右衛門殿物語思ひ出して

⑤重右衛門多を祖とした亘理町検断書上

佐藤弥九郎右衛門後は鬼越中守号

六七代目ニ当九郎右衛門婿大町大野出雲

次男同氏重右衛門亘理町検断御役目ニ付

引移し依テ九郎右衛門督ハ次男ヲ以本家ヲ

相立候ニ所々代数諸事書置分佐藤善左衛門

代々相印之分後ニテ書印左之通り

刈田郡白鳥宮乃傍内方と云屋敷あり其昔

佐藤石見と云者永禄年中より住居せし

所也今考ルニ石見より子孫代々此所ニ住ける所

慶長五庚子のとし七月廿四日

中納言政宗公白石の城主甘糟備後守殿

を責落し給ひてのち白石城ハ片倉景綱公

拝領し玉ひ同七壬寅の冬亘理郡より白石へ移し

給ける處ニ方角悪キとて其年の冬宮村之内方

石見家督佐藤九郎右衛門所にて御越年被成翌八年

二月吉日を以宮村より白石城へ移つし玉ふと云

伝たり此節御所知入の御祝儀として雪村筆の

二幅対之内一幅九郎右衛門進上仕候外鷲の絵の屏風

一 双持傳へたりしを御所望被遊について進上仕候由

言傳是も雪村筆のよしにて御宝物蔵ニ籠おかれ由言傳

一 佐藤九郎右衛門妻ハ宮村の給人丹野源四郎

姉にて丹野雅楽介が一女也源四郎ハ政宗公より三拾貫文

片倉公より三貫文被下大坂陣の節ハ片倉家の与力馬上と有

て大坂ニ而ハ軍使たり両かの軍に頭三ツと頭帳在其比宮町

の検断職を勤て今三辺助左衛門居屋敷にて家居広ク南部津

軽松前より江戸御参勤御交代の御本陣勤けりと云武威武勇

由ニしかりし人也此故に

白石へ御用にて往来候節

ハ乗馬にて鑓挟箱若党彼是召連けるよし

常ニ大口きて他のそねみを受けてにくまれし人なり故に身のあやまちを見出されのち御改易なり玉ふよしなり

一九郎右衛門一子善七ハ幼少にして大機有もの也或夜聊用事有て一供を添て内方より白石へ遣しけるに

白石の茶道文悦と云者馬に乗りて口附と相談して宮の方へ道の子捨川の辺にて往気たりしか晴夜といへとも文悦か声色を聞知たり其夜文悦は片倉公の御重宝随一の真守の御刀盗取て夜中白石城中より逃去けれバ方々へ追手被相出候由聞傳たゑ御役所へ罷出文悦ハ宮の方へ返り候を昨夜中於中途見当り候段申し達しけるに付即笹谷口最上の方追手を被遣文悦を討留真守の御刀取返し玉ひしかハ再ひ御手に入事を得たり依而景綱公大に悦喜し玉ひ彼若輩者注進によりてなりとて右のもの十四歳より近従にめしつかハれける処奉公また他に異なり元和の御再乱に重綱公御供被仰付於大坂表も分捕高名佐藤善七と白石の頭

帳に明白たり

善七五人組合は前野作右衛門長谷部三平佐藤弥作今泉治郎八佐藤善七なり

此藤善七元和元年乙卯十月廿五日讒訴為にころされたり歳廿六歳法名真祐ト号ス

九郎右衛門右付て家督なし次女候ひけるを元として大町大野出雲（出雲は大町の御不断今長右衛門先祖也）二男重助を養い右に取合婿家督とす後に重助名を改して重右衛門多ラクシと云宮村の御不断組頭にて御知行壹ベ五百文余の所半地にて被置下の由言傳たり

一白石は甘糟殿御時代往還通ては本町鍛冶町御免町

辻三丁在之（其時の本町家中町ニ成今は古本町と云加ち町同今は元加治町ト云

御免町も同道家中町になり御免町と云

然所重綱公御代寛永年中六町新に町場被相倍候処右之内亘理町検断職に相勤人柄之者なりけれハ宮内方の佐藤重右衛門白石へ取移し検断役可相勤由被 仰付亘理町検断屋敷へ引移りける由也

重右衛門代々宮村に在て内々宜敷暮ける故譜代相傳の者も多ク耕作を業とし酒を造店を出して商売す又内方にて御不断の家は次男十次郎を以御不断に被立下古来の屋敷ニ住居ス

一右重右衛門は亘理町検断の始也万治二年壬三年辰云

年中村井勾当坊屋敷より細小路今大浪氏の住居ト云大風吹の節勾当火本ニテ出火在り櫻小路沢端焼拔たり新町短町亘理町も類火にて焼失白石始而ての大火ト云此節検断重右衛門町中江進テ云当町ハ余町より屋敷狭く裏短し依之尅軒屋敷は表間口六尺間六間宛に被成下半軒屋敷は表間口六尺間三間宛ニ御割替被成下度と右重右衛門来世のため考し小屋懸も相扣置願ければ則如願之相済余町より表間口広き事此節より起ル

重長公御代願如斯相済此節より町内々御家中名三拾御職人四五拾有之所此節御家中へ相入候也

右重右衛門より検断役二拾余年首尾能相勤候上寛文二年壬寅八月十六日病死寿六拾老歳法名道山妻ハ延宝六戊午年正月十七日卒法名妙安ト云

一重右衛門子重助名改善左衛門信興ト云寛文貳年壬寅より検断跡役被仰付候数年來首尾能相勤新代ニ之通家業能相統亦伊達桑折町ニ質店相出手代井筒屋清八勤之糸花紙買羽毛木綿太物を相下廣く商売又耕作酒造商之後改和右衛門ト

一善右衛門信興兼而宮村素性ニ付而白鳥宮信仰厚之元禄四年辛未歳十月明神宮へ白鳥之縁起一軸献納江戸吉川惟則孝也併水石一基鐘の傍建之石橋より拜殿之階下迄幅一條長九拾間寄付之右之品々水石之表ニ切付在之文ハ本沢大節老述之且佐藤石見より以來善左衛門信興迄五代之実名ヲ石表ニ記之
式社殿之造営あることに其事ヲ勤る故に棟札ニ姓名を記ス事再三ニ及べリ

一善左衛門信興検断職年数首尾能相勤尔成老衰願之上検断退役跡役一子重助ニ茂久被仰付其身名改重右衛門同町東之角屋敷二軒分長町分軒合三軒を隠居屋敷とし次男十郎平を隠居家督とす酒造耕作を業とし善左衛門家内同前賑ス信興宝永三年丙戌四月五日卒

法名直心寿七拾余歳

妻ハ正徳五年乙未九月廿一日卒法名養寿歳八十

一善左衛門茂久代々暮方も能白石御大所方へ内々御繰合も
仕出御語文も会所等之年将具足一騎前於大坂用意ノ嗜置
到上武具馬具等迄小道具相揃延宝年中町奉行家ヲ以奉之
処左之起拙者儀商事其通ニも繰合間ニ合余慶も御坐候ニ
付於大坂馬上具足一騎前支座仕武具馬具共引揃所持仕候
処拙者儀可相用身分ニも無御坐候間何ぞの御用之節と右
一式御用立申有ヲ以候間被召上被下置度奉存候其内拙者
方ニ預り置候段書止仕候処 殿様奉御卒寄特成事ニ被思
召候而誉置候様被仰付尤御用之節ハ指上候様可被仰渡候
条先以其身方ニ嗜置候様被仰渡所持仕候処右小道具無品
左之通一具足尅両朋桶草黒塗紺糸おとし一鳧一羽銘何某
立物八ヶ月志んちゆう

一簾尅流白地ニ時計車ニ幅半竿黒塗

一陣太刀尅腰長式尺五寸作月山黒さや銀指柄兎返皮柄鍔真
ノ木瓜一鉄炮一挺堺筒台檜一弓一張黒塗素天真介一鎗老
筋下仮柄檜一歩行具足甲五羽帷子一借之刀五腰一銅鍋大

小一大まげ物面桶五ツ袴組綱袋二入一差込式ツ一乗鞍右
青具皆揃鐙手綱三階

善左衛門検断御用首尾能相勤成候処宝永元年甲申正月廿
一日卒歳五十法名浄温妻ハ元禄拾式己卯年八月廿日死法
名真如

一善左衛門一子重助名改善左衛門久倫跡役被仰付親之代之
通宝永元年より勤也首尾能相勤申候処役目不得手ニテ
殊ニ病身故相勤兼候条御免被成下度段色々奉願候
上首尾能役如御免祖父代より四代是迄七拾余年之勤切相
捨跡役検断茂右衛門ニ被仰付今迄之居屋敷一式譲り
渡其身ハ長町東側阿子島屋利房屋敷跡ニ家ヲ移し親代之
通商家を立酒造耕作をして家業相続せしむ

一善左衛門久倫ハ壮年ニして母ニ後間もなく父ニ別し身ハ
長町ニ家を移し弟清八若年ニ別れ妻ニ別れ継母ニ後妹ニ
別れ如斯不幸さまざま続けれハとかく病身となり家業ニ
疎ク商ニ損有り手代ニ損ス三十ヶ年内悉窮迫し家財諸道
具も売立武具馬具も上ニ達し悉欠所候其上ニ被相続成受
候テ先年御地頭様へ差繰仕候て金子被返下度之旨

奉願候て後不如意ニテ被成受候由ニ而々々年五両三両宛

極月中被下候得共是も相統之足ニも不罷成一向渴命相

続仕受候段享保年中相成候得ハ御用をも数年足上候者ニ

而御捨被成受候テ御助扶持として毎月料米三斗宛被下濟

御切符金式切宛被下身分ハ御鍵組頭ニ被仰付候段被仰付

奉公人と成依而居屋敷一軒半之町役等困窮ノ上可相勤候

無之候ニ付一軒分ハ阿子嶋屋彦助ニ譲リ半軒分ハ小室今

長藏ニ譲リ其身ハ同町喜四郎屋敷

一宝曆三年癸酉五月御茶屋守被仰付彼地ニ引移し相勤候処

翌年宝曆四年七月十七日家督重助病死ス卅五歳依之善左

衛門ハ病身老衰此地ニ住居ならず退役願候而聳菅ノ義助

借屋葛西町へ引移し同居ス此節妻病死同年十二月卅日法

名妙香歳重助法名浄空

一善左衛門久倫依無実子菅野義助次女を養越河町足軽十郎

左衛門甥吉太を入聳トス彼是番代相勤之

一宝曆拾年庚辰短町小野屋与市左衛門居屋敷明屋ニ相成候

ニ付相談之上無地代ニ而爰ニ移し暫爰に住居ス

一同拾貳年壬午八月廿五日善左衛門願上候首尾能御役替

被仰付御步行組に被相入折節御山立方江相加

一同拾三癸未年六月五日善左衛門久倫卒ハ歳八拾五歳

法名東還善七久則受而神仏信仰厚ク朝暮光明真言を尊敬

して不止沙長命たりと言依而後連藏寺法印歛濟授ケ善七

号ス

一善左衛門久倫壯年より三法に帰依し就中真言ヲ大切にシ

宝永年中白石本郷瑞珠山延命寺之本尊金剛界之大日如来

木佛一体ヲ於京都令作之寄付之開元尊雉法印と云御長壺

尺式寸座像金座

佐藤茂善（花押）

⑥佐藤氏之系譜嘉永六年書上

藤姓佐藤氏之系図

嘉永六癸丑四月

片倉君工歴代系図書上

仕候様被仰渡左ニ

一 御知行式百文

佐藤善七 茂善

藤原姓

大職冠鎌足後胤貳拾七代之孫

佐藤兵庫助清景男

始 彌九郎右衛門尉

○景吉

後越中守

母羽州置玉郡長井庄住人

宮内丹波守藤原宗和女

父兵庫助於 岩城家旗頭

応仁元年ヨリ天下大乱奥州

諸大将引分テ合戦最中岩城家ヲ

出依為外伯父頼長井ノ庄宮内因

幡守宗成有テ小瀧郷ニ送ル年月ヲ或

日此時奉仕

伊達成宗公

文明年中奥州所々合戦江抽武功

無双ノ武勇也世人号佐藤鬼越中

守卜

一指據簾 白地二三頸藤右巴

一家紋并幕ノ紋 地車

七星

始 弥九郎 孫兵衛尉

○清吉

後 備後守

母 岩城一家西郷丹後守

平ノ久光女

伊達茂宗公為先陣度々抽軍忠

文龜二年五月二日亘理住武石因幡守

平ノ元胤成宗公エ敵対ス於伊具郡高

倉合戦之時清吉懸一陣大勢ヲ

崩シ無双ノ頭シ武功同日依軍ニ討

死ス四十八歳

始 新九郎 後 中務少輔

景定

母 同上

文明十六年ノ春為牢士趣出羽国

最上候為家臣賜領地三百余貫

住ス村上郡中田郷二

始 弥十郎 後 大学助

景時

母同上

羽州置賜郡二住ス長井ノ庄平

石ノ郷二子孫仕二本松家

始 九郎四郎 後 越中守

○定吉

母羽州置賜郡長井ノ庄住人

平山源左衛門尉重弘女

永正元年九月再

成宗君武石因幡守合戦之時背軍

法依罪科長井ノ庄領地七百貳拾石没

収為牢士頼宮内入道益齋ヲ移刈田

郡宮村ニ住ス至今宅地ニ住ス素内方

屋敷者

日本武尊依為厨所

白鳥大明神有殿寓居造營此時定吉

司諸事ヲ

女 本藩家臣長岡新左エ門尉

秀清妻

母同上

女 本藩鎌田四郎次郎信国妻

母同上

始 彦五郎 後 弥左衛門尉

定昌

母同上

本藩坂本主膳祐高為

養子

女 本藩細田石見守光氏妻

始 小次郎 善左衛門

○吉信

後 石見

母 本藩 大和田主馬之助

長清女

父定吉ト共ニ宮内宗忠ミヤノムネ候江与力トシテ

事ヲ同ス從者ニ天文廿一年壬子

白鳥明神再營同年十一月廿二日造營

畢吉信再營之役ニ加リ頗勤勞有如祖

元龜年中

伊達植宗公之寵臣中野常陸ト歸

宮内ニ寓ス翌年兄吉党ニ後故繼其姓名

永録十一戊辰歲

白鳥大明神造營吉党司ル其事如祖

其後政宗公攻会津義広候攻

茲時田村清頭公ハ

政宗公舅也清頭卒ス姑男城ニ有公一揆

等ノ恐相劫課テ中島左衛門大町三河宮内

因幡等之銳士守城ヲ吉党因幡ニ隨テ有城ニ

天正十七年己丑歲六月佐竹義重ト岩城常

陸ト竊ニ攻大平門澤ノ城ヲ三士是ヲ雖防ト大

軍ニ相当リ無利中島左衛門討死ス

大町三河ハ虎口ヲ出走而宮内因幡ハ

城中可出無地吉党因幡力命霜

露相依ル事ヲ見テ自ラ大軍ヲ靡シ

因幡 力救急命終ニ戰死ス

始小次郎 九郎四郎

○茂

後九郎右衛門

母葛西清伝ノ家臣猪股土佐

元高女

父吉党ノ業ヲ繼テ宮内ニ与力タリ

天正十五丁亥

政宗公始伊達上野正景田手助三郎

濱田伊豆宮内因幡ノ四雄ニ課テ大

埼玉成葛西三郎左衛門等城ヲ

攻ム小次郎茂リ因幡ニ随テ軍ヲ励ム此

時類當ヨリ耳ノ脇経日ヲ疵癒同十九

辛卯歳政宗公大崎一揆成敗ノ時

太閤秀吉公寵臣木村伊勢領之ヲ云

因テ勢州政宰ニ百姓等一揆ス伊勢為

之カ拒漸ニシテ京都ニ逃走ル 秀吉

政宗公ニ命シテ是ヲ夷ゲ宮内因幡田居シテ

首ヲ捕ル政宗公実檢ニ備フ同年六月

政宗公米澤ヨリ玉造郡岩出山ノ城ニ移リ

此時因幡有罪本領没収右領地宮村

深谷小下倉内親津田小奥曲竹矢附

塩澤五百貫文ノ所領地被減茂リハ

因幡微ニ及ンデ相随フ事ヲ得ス宮村内

方ニ止田地三貫文余持高遜リ受譜代

相伝之家僕ヲ以事農業待世之

変化ヲ内方屋敷三丁四方ト言々

慶長七戌寅歲十二月

景綱君亘理ヨリ白石城イ移給フ其

時方角悪ク因茲茂リ居宅江止宿

越年給フ翌八巳卯歳二月八日就

言者 公ヲ欺テ相馬ニ走ル此時宮内因

幡私ニ 白鳥宮ノ良ニ構新関ヲ

彼常陸逃走道ヲ遮リ宗忠公討捕

所ノ者七騎随テ吉信勇ヲ励ス雖然

強敵拒留事ヲ得ス常陸走依テ

白鳥宮八反田ト言内ニ七騎ノ塚有宗

忠公帶ス所ノ雄劔ハ

白鳥ノ明神江献シ給フ吉信モ頗功有リ

故ニ帶劔正廣ノ太刀ト鞍一口吉信拝受之

九郎四郎

○吉重

母ハ平澤丹後政勝女

永禄三年十月十六日不幸ニテ死

依無子弟吉党家督

始 小次郎 善左衛門

後 石見

母 同上

天文年中父家ヲ出上杉輝虎公

幕下ニ行テ永録年中上杉輝虎候

武田信玄候信州ニテ有戦吉党輝虎

公ニ随テ勇ヲ軍門ニ励ス輝虎公其勇

他ニ秀出スルコト感シテ良馬佐藤小次郎吉

党ニ賜其一状如左

今度於信州其方走廻前代未聞候

然者乗馬任望ニ鹿毛五調相送之候

謹言

八月七日 輝虎判

佐藤小次郎殿

今度武田勢ト相戦候其方勇略

ニ而武田勢退陣無比類候依之黒毛

五調為時宛行者也仍テ記録如件

二月七日 輝虎判

佐藤善左衛門殿

右仕吉党輝虎公ニ勇ニ過旧臣ニ

依之軍列番ニ而旧臣ノ上ニ其旧臣ノ相

偏セム事慮ヲ不許吉黨恥私力望ノ

不遂事ヲ辞上杉ノ家ヲ本ノ内方屋

敷ニ住

依御吉方白石御入城被移駕ヲ九郎右衛門并

善七江賜御盃ヲ召仕之旨蒙

君命ヲ父子直々奉供仕依之伝来之

金地ニ時雨ノ画銀地ニ白鷺ノ画ノ屏風

一双宛奉献之ヲ賜祿知等頂戴員

数不詳

一持伝之指処旗改

白地ニ口葉色ニテ二ノ字ノ下菱釘貫

二幅半四尺五寸乳数十二黒革

一部屋住旗

白地ニ黒斧丈幅寸尺乳数共ニ

同様

善七

○光

母 丹野雅樂之助女

光事劍術修行白石エ帰路茶道文悦

君家ノ名劍真守竊ミ出シ夜中羽州最上ヲ

志シ遂電無識人光途中ニテ文悦ニ逢雖

闇夜文悦方言語色ヲ聞立戻リ

公ノ裁判（右訴之義何方ニ候哉住古之義ニテ不詳）

達其旨依之

遂其道ヲ終ニ文悦ヲ搜シ出シ

景綱公光カ少年ニテ能ク曉好シテ十四歳ヨリ

近從ニ被召仕奉公亦他ニ異也元和元己卯

歳大坂之役光十八歳歩小性ニテ初陣五月七日

道明寺口ニテ馬上武者鎗ニテ突伏セ首級

政宗公

重長君エ入実檢分捕鎗太刀即賜其時

戰場之組合前野作右衛門長谷部三平佐

藤弥作今泉次郎八佐藤善七也光

廿六歳ニシテ死ス依無子妹ヲ為養女聳を以

継家跡

女 多 妻

母 同上

重右衛門 後善左衛門

○多

実大町三河家臣大町村

大野出雲三男

多事家跡相続ス然ルニ寛永年中白石町

場六町ニ亘理町檢断可勤無人依テ

重長君以命多エ檢断役賜御知行

三百文別家被召出候其時家内四人并下

女下人都合十三人ニテ白石エ引移且武具馬具

一騎前家財諸道具共ニ半ニテ別家ニ相成

当地佐藤東太先祖ニテ同性ニ御座候

重助後重右衛門

信興

母茂女

女

佐藤五郎右衛門妻

母同上

重次郎

某

佐藤九郎右衛門茂清

為養子

母同上

女

金ヶ瀬町関谷新兵衛

妻

母同上

○茂清

重三郎

某

大河原町佐藤為右衛門

為養子

母同上

女

山崎六右衛門妻

母同上

久馬之助後重次郎

更九郎右衛門

母同上

姉婿多家跡相続

重長君依命別家ニ被召出之兄

光為家督家内式拾七人之内上下譜代

相伝之者都合拾四人残九郎右衛門江戸

御屋敷御留守居交代相勤候由之所

年月等不詳寛永十七年甲辰歳御知行

一貫文ニ被相減同廿一甲申歲七百三拾
式文ニ減少入御先手組ニ罪狀不詳如何
様之越度有之進退御減少身分等
被相下候哉委細之義不詳

重次郎

○茂春

実佐藤重右衛門多三男

女 茂妻

母茂清女

女 今村半之亟勝成後妻

母同上

兵四郎

春次 佐藤十郎右衛門為養子

其後鈴木ノ改姓ニ当時

鈴木專吉家ニ御座候

母同上

權之助 後義右衛門

清春 母同上

父茂清隱居シ四男義右衛門ヲ隱居

家督シ屋敷内隱宅ニ住ス其後重次郎

出奔家屋敷被沒収之所先祖之墓有之

隱居地之分被殘住居後村為足輕自然

居屋敷ニ相成後子孫追テ被免御取立

為徒小姓組村肝入役之詫相頼年来宜

相勤為御賞御知行壹貫文其身一生

士格ニ被成下候当時佐藤直次郎先祖ニテ

同姓ニ御座候

重之進 後重次郎

○直春

母阿部又兵衛晴義三女

御先手組不断組勤罷有候所貧

窮兩人之男子ヲ置元禄十二巳卯歲
無品出奔ス依之家屋敷没収召揚

女 本町阿子嶋喜惣右衛門後妻

母同上

女 高橋玄壽妻

女 鉄砲町御不断組我妻

与兵衛妻家跡断絶

重四郎

某 永野町十郎右衛門為養子

有一子後離縁別帰家独身

母同上

治郎八 後善助

○某

更九郎衛門

母長袋村高野清六女

右九郎衛門四歳弟重之助忒歳之時父

重次郎出奔母弟柴田郡堤村御百姓

五右衛門妻ニ罷成申候

一屋敷内隠宅祖母并淑父重四郎同居

父出奔ニ付家屋敷被没収九郎右衛門義八別

段之家筋隠宅之分被残幼少ニ而祖母并淑

父之養育近親之介ヲ得後遜高受村為

足輕人頭屋敷無之隠宅地頂戴之

名目ニテ義右衛門住居其残地八家作等出

来可仕様無之小家ニ仮住居罷有申候

重之助

某 柴田郡堤村五衛門

為養子

母同上

一 女

深谷村御足輕源三郎妻

母同九郎衛門

女

同村同与治兵衛妻

九郎治 後九郎右衛門

○某

母深谷村御足輕熊谷善兵衛女

家屋敷手狭ニ而無住居之地

安永六乙酉歲十月十三日隣家高橋

伝之丞屋敷之内八拾六坪借地受替地ハ持高

之内畑ニテ百貳坪之所内々を以替ニシ

家作仕住居罷有申候

天明四庚辰歲十二月廿六日

御賞左

其方義祖父重次郎御不斷組頭相勤

罷有候砌元録年中不凶無行衛相成

進退被召上候所近年遜高相請村

足輕人頭ニ相成居候処段々

御法事之砌御吟味被成下度品々親

類共願申出置候然処

御先祖様亘理より御当地江御移

被遊候砌御吉方之御吟味を以其方

所ニ而被遊

御越年翌年

御城江御移被遊候義ニ有之難被捨

置家筋先祖之義被思召御知行

貳百文被下置御不斷組被召出同年

同月御目附を以御下書頂戴仕候

善四郎

某

母同上

為陰陽師改日下民部

最上ニ住ス

女

佐藤嘉兵衛妻

母佐藤十郎右衛門女有故離別

善七 後九郎右衛門

某

母我妻成右工門女

寛政八庚辰年十二月廿八日

御賞左二

貯置候金子御普請方江献上候為

御賞高橋伝之丞江被相預置

居久根兩人ニ被分下尤人数共ニ半分

被相預段被仰渡候

女

村上秀左衛門尚盛後妻

母同上

善七

○茂善

実鈴木専右衛門三男

天保三庚辰年三月十七日

御賞左

赤子養育方被仰付置候所

式拾ケ年余無懈怠引続宜相

勤候為

御賞其身組頭列被成下候組頭

役十五ケ年相勤申候

弘化三丙午年十一月

御賞左

菱出御普請方江人足百人献上

仕候為

御賞

澤内村之内愛宕堂東ニおいて野

苻五百坪頂戴仕候

嘉永五壬子歳九月九日

御赦ヲ以左

先祖同氏九郎右衛門代

御先祖様亘理より被遊

御移候節其方宅江被為入

御越年殊ニ大坂御陣之砌

身分士ニ而御供相勤候旧家ニ付
今般

徽山様十三回御忌

御法事之御赦ニ御憐愍之

御吟味被成下度親類共品々願申

出候依之先祖之旧功被思召士格ニ

被召出候

安政三辰正月廿日

今般

殿様御勤功重キ御書立以

御一生御一家御上座被為蒙

仰候御赦ニ御吟味被成下度趣

親類共品々願申出格別之御吟

味を以御知行本代二百文之所

被返下候事

安政六己未年七月五日

雲山様

金鳳院様

円同院様御法事之御赦ニ

御吟味被成下度品々願申出格別

之御吟味を以御番入士ニ被成下候

事御旧臣卜相心得番座ニ被

立下事

同年十月廿八日

其方共家之義

傑山様奉仕勲栄功労も

在之別段之御吟味を以

公辺留守居以上被成下候事

女

茂善妻

母柴田郡堤村木村文次郎女

直次郎

定恒

小室直右衛門利行

母同上

五郎左衛門

○茂定

実普野孫作次男

茂定妻

母祖父九郎右衛門

小室弥五右衛門孝良妻

母同上

同郡小原村湯守四竈利吉妻

母同上

女

母祖父茂善女

第二章 片倉家臣

関白秀吉と大納言家康から片倉景綱への書状の写し

①が佐藤家に保存されている。秀吉文書が天正一五年（二五八七）、家康文書は天正一九年（二五九一）とされる。

慶長七年（一六〇二）一二月、景綱が亙理から白石に移封の途上、宮（現在の蔵王町宮）内方の佐藤九郎右衛門茂（五代）宅に翌年二月初めまで逗留している。白石城に入った景綱から、後に九郎右衛門は家臣として召し抱えられ、俸禄二貫二十文で番士の資格を得ている。この九郎右衛門を片倉家臣初代としている史料もある。景綱入城の御祝として、九郎右衛門は画僧雪村周継（生没年不詳、戦国時代末期に活躍）筆の屏風二双「金地に時雨図」「銀地に白鷺図」を献納している。この屏風は江戸時代の後期まで白石城内で手厚く使われていたらしいとの史料が発見された。鎌先温泉の一條家文書「白石城焚之記」の文中に、文政二年（一八一九）白石城の焼失で「時雨之御屏風」と「鷺之御屏風」は御老中之間から持ち出せなかったとあり、これ

は佐藤家献納の屏風が白石城で大切に保管されていたことを証明する。

○大坂冬・夏の陣 慶長一九年（二六一四）、大坂冬の陣は片倉重綱が五八〇人以上の家臣団を率いて参戦、翌年五月の再戦夏の陣で豊臣氏は滅亡した。片倉勢は一五〇余の首級記録があり、伊達家全体で八一〇とあるため、そのうちの五分の一の戦果を上げている。佐藤善七（六代）も若輩ながら戦功をあげて戦果帳に名を連ねている。幕末の安政年間（一八五四〜六〇）、大坂の陣で軍功のあった家臣団の子孫（百余名）が、仙台藩主伊達慶邦下向の折に、白石城下田町でお目見得の榮に浴している。

○小旗之覚 片倉家中の旗指物一二五人分の意匠説明と氏名が一覧できる。制作年は未詳だが、内容からみて大坂の陣以降であまり下っていない時期と考えられる。家臣の配列は資格や召し抱えられた年代順ではないが、景綱に召し抱えられた一家・家老・着座の一八人のほかに、米沢時代三人、大森一四人、亙理二〇人、白石入城後が二六人と大

半を占めている。また重長初期の一六人、安政期の片倉家臣名にない不明・断絶二人、その他五人と本史料の筆者佐藤善七で計一二五人を数える。

(細田 紀明)

①片倉小十郎宛 関白秀吉(天正一五年カ)大納言家康(天正一九年)書状写

対富田左近将監書状

披見候関東惣無事之

儀今度家康ニ被仰付

候之条其段可相達候若

相背族於有之者可加

成敗候之間可得其意候也

十二月三日 御判

片倉小十郎とのへ

其元之様子無

心元候而使者

遣候炎天之時分苦

勞共候頓而被明

隙帰陣待入候次

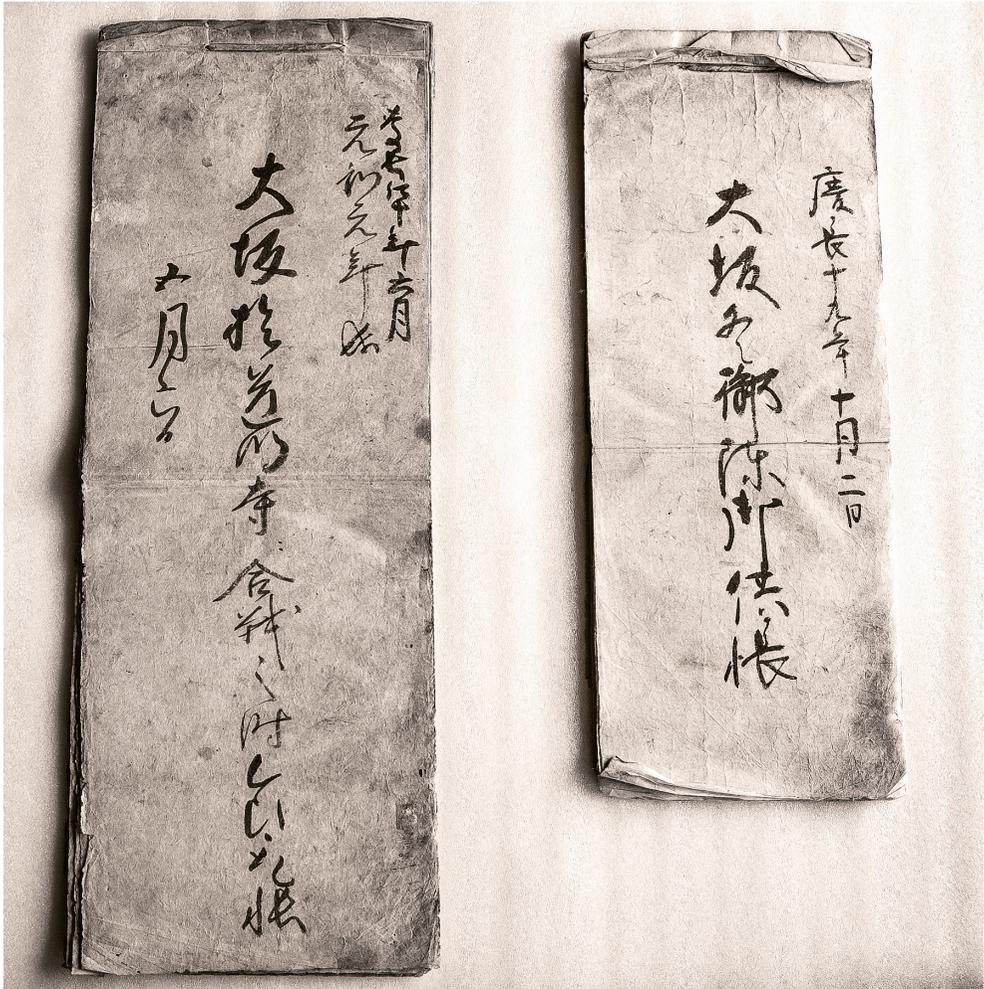
惟子二端折一進之候

謹言

大納言

六月十六日御判

片倉小十郎殿



③大坂於道明寺合戦之時
くび取帳

②大坂冬御陣御供帳

②大坂冬之陣御供帳

慶長十九年十月二日

大坂冬之陣陣御供帳

仙台上衆

針生小次郎

前田片平内

佐伯孫六

佐伯利介

宮崎主水

片倉采女

大河内又介

小野弥七郎

秋保対馬

桜田九助

国居奉行御用前之衆

藤田藤右衛門

大甕玄蕃

馬上衆

松岡桓四郎

渋谷助六

川田惣兵衛

今野奎之助

渋谷半七

本澤弥太郎

平塚文四郎

渋谷将監

丹野源四郎

黒沢佐藤右衛門

大亀九郎次

武田九郎右衛門

石川源兵衛

田制彦右衛門

御塚 橋本十右衛門

片平喜内

永谷大炊丞

大和田半六

梅津勘十郎

山田宇兵衛

須田弥平左衛門

大河内源八

不断鉄炮六拾丁

佐野甚内

関谷新左衛門

足輕鉄炮六拾五丁

今野蔵人主

小片丹波

足輕鉄炮六拾七丁

大和田伊与

佐藤次郎右衛門

同弓参拾九張

佐藤大宇

山村六右衛門

同鑓四拾九丁

蒲倉仁兵衛

氏家藤左衛門

同四拾五丁

大河内矢内

根本史

鑓之衆覚

一参拾五人

伊与村

一貳拾五人

六右衛門村

一貳拾人

矢内村

一拾人

助左衛門村

一拾壹人

帯刀村

一 參拾耆人 町之者

弓之衆覺

一 拾人 伊与村

一 四人 矢内村

一 五人 六右衛門村

一 貳人 助左衛門村

一 六人 帶刀村

一 三人 町之者

鐘の衆覺

一 拾五人 大河内矢内村

一 貳拾五人 山村六右衛門村

一 貳拾五 大和田伊与村

一 六人 黒沢助左衛門村

一 六人 前野帶刀村

一 貳拾參人 町之者

請道具組頭

小原田弥次右衛門

大内七郎左衛門

石川太郎右衛門

高橋仁右衛門

片平与左衛門

末永馬之助

高橋弥平

歩行小性組

黒沢藤内

内馬場孫左衛門

片平弥三郎

村上彦八郎

猪狩与市

前野作右衛門

支部三平

佐藤善七

今泉次郎八

佐藤弥作

松岡半左衛門

鈴木覺之助

遠藤彦右衛門

猪狩源七郎

湯村彦太郎

今村喜兵衛

制野賀左衛門

白地才藏

山内源藏

渋谷清藏

横山佐七

小見平次郎

才藤長藏

金屋久左衛門

佐藤長揚

菅野九右衛門

小関介五郎

武田治郎左衛門

菅野半助

山田清九郎

不断鉄炮

甚内

新左衛門組

佐藤九左衛門

網嶋喜右衛門

同 三平

小室彦七郎

山村庄三郎

渡辺作内

今泉作内

村上万九郎

西山小平次

鈴木与七郎

芳賀甚兵衛

加藤助三郎

小室弥一郎

木須助九郎

安住久蔵

川井七右衛門

氏家惣九郎

鈴木新次郎

石田佐平次

水戸清三郎

高橋助六郎

安部又兵衛

関甚助

小林源蔵

関谷藤五郎

段崎五左衛門

佐藤久助

都々木喜八郎

才藤伝八

作間惣介

西山半内

高橋藤七郎

半澤弥右衛門

高橋源蔵

佐藤源四郎

才藤三右衛門

高橋又六

遠藤弥四郎

大泉彦惣

小室久作

大内甚六

才藤善七

大波助之丞

吉見清八

吉田彦六

横山助右衛門

同 小六郎

吉田賀兵衛

半沢弥一郎

横山五郎右衛門

大平善助

齋藤与一郎

菅野清左衛門

今崎彦作

樋渡清七郎

役人衆

御持筒

湯村彦太郎

佐藤弥作

金谷久左衛門

御馬鞍役

鈴木覚之助

小見平治郎

御持鎧役

支部三平

佐藤善七

御挟箱

黒澤籐内

小平茂介

黒沢半蔵

御夜着持ち

片平弥三郎

鈴木惣八

白地才蔵

御みの箱

菅野半助

御笠役

渋谷清蔵

御乗物

制野賀左衛門

御武道具

横山佐七

前野佐右衛門

今村喜兵衛

御まんまく

内馬場孫左衛門

小関卯五郎

遠藤彦右衛門

御荷物奉行

才藤吉左衛門

大柳助右衛門

山家八郎左衛門

小室惣左衛門

武藤平右衛門

才藤喜右衛門

高橋孫次右衛門

目黒大覚

御供衆侍六人

鈴木惣八

小平茂助

黒沢半蔵

大塚三吉

小平金七郎

安部甚十郎

御供料理人

中村寛右衛門

渡辺市佐衛門

松崎九兵衛

村上藤八郎

金子甚四郎

氏家五郎作

馬上衆

一四拾六騎

内拾騎は仙台御歩騎衆

一歩行小性三拾人

一御供衆拾弐人

一諸道具組頭七人

一荷物奉行八人

一御不断衆六拾人

一足輕弐百六拾壹人

一小人三拾人

一ろくしやく七人

一人足百十七人

惣人数合五百七十八人

此外又はしれず

③大坂於道明寺ニ合戦之時くび取帳

慶長仁十年六月

天和元年戊

大坂於道明寺ニ合戦之時くひ取帳

五月六日

片倉小十郎内之者

蒲倉仁兵衛

石川太郎右衛門

舞野久次

末永右近

片平与左衛門

佐藤次郎右衛門

今村新九郎

高橋彦右衛門

渡辺弥二右衛門

今野蔵人主

末本掃部

目黒大学

猪狩源七郎

佐藤大学

松岡半左衛門

壱つ

同

同

二つ

壱つ

同

同

同

同

式つ

壱つ

同

同

同

同

小関掃部

渋谷右馬丞

小平茂介

佐野源蔵

前野作右衛門

才籐吉左衛門

武藤平右衛門

川原子今の助

渋谷与右衛門

佐藤助八郎

作間惣介

片平弥三郎

達崎五左衛門

熱海(安住)九蔵

飯沼新二郎

小平蔵人

黒沢藤内

佐藤惣右衛門

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

西山半内	同	佐藤市右衛門	同
今泉二郎八	同	梅津勘十郎	同
清野助左衛門	同	高橋与兵衛	同
加藤孫助	同	大塚三吉	同
いかり源右衛門	同	八嶋清右衛門	同
山家孫右衛門	同	渋谷将監	同
遠藤勘平	同	今泉伝左衛門	同
武田九郎右衛門	同	加藤伝内	同
山内清右衛門	同	齋勘兵へ	同

高橋助六郎	同	口とり源六	同
高橋与兵衛	同	山田才兵へ	同
岡和田掃部	老つ	松岡権四郎	同
才籙与一郎	同	石川源兵衛	同
渡辺作内	同	横山佐七	同
佐藤久左衛門	同	清ノ加左衛門	同
村上藤八郎	同	長谷部三平	同
目黒与五郎	同	小見平二郎	同
大内七郎左衛門	同	新田忠右衛門	同

黒沢八郎右衛門	同
さちの清八	同
丹野源四郎	同
遠藤源七郎	同
西山小平次	同
才藤弥七郎	同
鈴木惣左衛門	同
才藤奎之助	同
齋川与右衛門	同
宇野惣左衛門	同
関谷新左衛門内之者	同
源助	同
紺野蔵人主内	同
彦右衛門	同
渋谷将監内	同
弥八郎	同
藤田藤右衛門内	同
彦惣	同

大和田半六内	
弥助	同
右合九拾壱	
御はた本衆	
甲田重兵衛	壱つ
廣田甚七郎	同
鳥見次兵衛	同
石母田大膳	同
黒沢久七	同
小ノ弥七郎	同
植田久八	同
大越茂介	同
森田奎右衛門	式つ内
是打すて	
鈴木利右衛門	壱つ
片倉小十郎	壱つ
鵜飼藤内	同

関勘兵衛	同		
馬場蔵人主	同		
大内才兵衛	同		
はす沼源十郎	同		
御小人半右衛門	同		
今野惣七	同		
佐藤重三郎	同		
牧野大蔵	同		
高橋仲蔵	老つ		
川口二左衛門	同		
矢部久作	同		
大田又蔵	同		
大松沢仲三郎	同		
才藤外記	二つ		
成田小吉	老つ		
荒井与二郎	同		
留沢権内	同		
朴沢九吉	同		

樋口源蔵	同		
右合三拾三			
草苅蔵人			
秋保長門 手前			
丹野善右衛門	二つ		
留沢九郎七	老つ		
鈴木清蔵	同		
栗野掃部	同		
油井三十郎	同		
栗ノ正左衛門	同		
福田三四郎	同		
菅野文右衛門	同		
右九つ何れも打捨			
伊藤肥後手前合ガル			
遠藤藤兵へ	老つ		
石川民部	同		
伊藤小十郎	同		
右三つ			

平図書手前		加藤忠右衛門	同
高橋甚介	壱つ	丹野源左衛門	同
磯田作右衛門手前		右七ツ	
齋藤藤左衛門	壱つ	石母田大膳内之者	
大山助兵へ手前		大波縫殿丞	壱つ
佐藤大学	同	西村九郎助	同
佐々若狭手前		上田久八内之者	
菊地喜左衛門	壱つ	二郎右衛門	壱つ
鈴木掃部介	同	清右衛門	壱つ
馬場蔵人主手前		奥山出羽内之者	
風内文助	壱つ	鈴木弥右衛門	壱つ
船山満七	同	遠藤茂右衛門	壱つ
伊達安房守殿内者		松本十左衛門	同
岡弥太夫	壱つ	岡嶋将監	同
鈴木帯刀	壱つ	誉田清作	同
宍戸久兵衛	壱つ	石川大和守殿内方	
安部与五右衛門	同	矢吹十兵へ	壱つ
同 久内	同	家田与一郎	同

伊藤喜兵藏	同
佐藤源藏	同
長山次兵衛	同
高橋加兵衛	同
右六つ	
佐々若狭内者	
伊藤九藏	壱つ
高郷仁兵衛	同
あ部弥六郎	同
小ノ藏人	同
あ部はや助	同
右五つ	
牧野大藏内之者	
伊藤作右衛門	壱つ
休三善内	同
今ノ市右衛門	同
早川主計	同
早坂二郎三郎	同

佐々掃部	同
岡嶋十右衛門	同
右七つ	
原田甲斐守内者	
横山四郎右衛門壱つ	
六字幸無右衛門壱つ	
佐々右衛門内之者	
庄子新六	壱つ
大町主計内者	
黒田左馬丞	壱つ
大松坂十右衛門	壱つ
尾田半助	同
合三つ	
長尾主殿内	
片平外記	壱つ
茂庭周防内之者	
渡辺奎右衛門	壱つ
鈴木はやと	同

片平五郎兵へ内者 利右衛門老つ

惣合百九拾弐

七日

片倉小十郎内者

松岡権四郎

老つ

石川源兵衛

同

丹野源四郎

二内生取一

黒沢半蔵

同

渋谷右馬丞

同

蒲倉仁兵へ

同

渋谷将監

同

高橋助九郎

同

渋谷清蔵

同

小関助九郎

同

佐藤善七

同

大塚三吉

同

横山左七

同

小林半次

同

小平金七郎

同

山林正三郎

同

山内清右衛門

同

清ノ清右衛門

同

松岡半左衛門

同

佐藤伝吉

同

志村助作

同

渡辺市左衛門

同

安部甚五郎

同

遊佐勘次郎

同

菅ノ九郎右衛門

同

金谷久左衛門

同

水戸清三郎

同

才藤伝八

同

芳村甚兵衛

同

西山半内

老つ

小林源蔵

同

大浪介之丞

同

熱海久蔵	同
都留木喜八郎	同
川原子内蔵之助	同
高橋助六郎	同
網嶋喜右衛門	同
才藤助九郎	同
草刈与吉	同
氏家惣九郎	同
斎藤清右衛門	同
遠藤助七郎	同
才藤弥七郎	同
米本掃部	同
安子嶋彦一郎	同
安藤又三郎	同
才藤弥三郎	同
左藤惣七	同
須田市右衛門	同
武田弥惣	同

只木彦十郎	同
才藤弥一郎	同
丹ノ五郎兵へ	同
八嶋与右衛門	同
才藤源一郎	同
金沢惣四朗	同
郡山彦六	同
右五拾弍 外五つ有	
御はた本衆	
岸伝次	弍
梅津五兵衛	壺つ
内馬場新右衛門	同
同 孫惣	同
森田左右衛門	同
窪右近	三打捨
黒沢久七	壺つ
星甚兵衛	三つ
佐伯半次	二つ

大泉満六	老つ
久ノ久三郎	同
石田内善	同
瀬上兵部	同
只野久三郎	同
宮ノ新蔵	同
中ノめ善二郎	老つ
茂庭采女	同
大波右京	同
松本左平	同
玉手権平	同
小室	同
桑嶋茂吉	同
大浪彦惣	同
吉田権六	同
中嶋監物	同
津田近江	同
佐々岡与右衛門	同

嶺又三郎	同
礒田作右衛門	同
奈良坂茂平次	同
皆川勘平	同
丹ノ左内	同
平図書	同
平正吉	同
森下作蔵	同
平清四郎	同
荒井助九郎	同
目沢源之丞	同
湯村勘太郎	同
菅井弥伝次	同
和田主水	同
安田覚右衛門	同
山岸孫市	弍
高成田正作	老つ
内馬場縫殿	同

勅使瓦十左衛門	三つ
才藤三十郎	壱
大和田金兵	同
森勘右衛門	同
菊田八左衛門	三つ
伊藤彦作	二つ
山本源内	壱つ
横田正九郎	同
布施勘九郎	同
宗栢石	同
大泉弥藏	同
津田源太郎	同
鹿又五郎右衛門	式つ
石森又作	壱つ
福田新介	同
川島清作	同
秋保善太夫	壱
白根沢丹波	同

柳沢七藏	式つ
宮崎勘右工門	壱
千石勘平	仁つ
宮田甲斐守	二つ
原田右京	壱つ
志か	三つ
此外生取壱人	
安部九左衛門	壱つ
渡辺助左衛門	同
菅井弥七郎	生取一人
茂庭正二郎	壱つ
伊藤二左衛門	同
境野半右衛門	同
石田金平	同
近藤善七	同
市川惣太郎	同
岩嶋正介	同
白井次郎介	同

本内半蔵	二つ
原田茂太夫	老
後藤主計	同
遠藤助三郎	同
門沢喜平次	同
佐々木茂右衛門	式
油井善右衛門	老
同 善介	同
今ノ惣吉	二
目久田玄蕃	老
丹野清介	老
梅津文太郎	同
宮嶋彦八郎	同
飯ノ市之介	同
鳴原助之丞	同
太斎清十郎	同
二宮平内	同
後藤惣九郎	同

村窪十内	同
原田孫作	同
横田右三郎	同
佐藤七左衛門	同
遠藤喜四郎	同
安田仁左衛門	同
菅井弥五人	同
藤田源太郎	同
中三	同
馬場与兵衛	同
右合百四拾三也	
大町正左衛門手前	
大槻喜右衛門	老
佐藤将監	同
庄子修理	同
今ノ左内	同
合四つ	

安藤権左衛門手前

黒主太郎右衛門

老

矢巻蔵金

同

作間喜兵衛

同

加藤平右衛門

同

合五つ

平凶書手前

沢田左近

老

菊地清二郎

同

橋本与右衛門

同

松浦三九郎

同

鈴木采女

同

桑嶋源介

同

同 蔵金

同

九つ

磯田作右衛門手前

新左衛門

老

三右衛門

同

喜右衛門

同

又右衛門

式内老打捨

文七

老

清十郎

老

与一郎

同

うたの助

打捨

金七郎

老

与惣右衛門

同

太郎右衛門

同

喜八郎

同

磯田作右衛門内之

与吉 老

合拾四

森田左右衛門手前

加藤文右衛門

老

高橋将監

同

後藤肥後手前

佐藤小十郎

老

荒井左京	同
関勘兵衛手前	
橋本惣七	同
沢田満右衛門	同
早坂蔵人	同
遠藤次郎右衛門	同
合四つ	
武山主殿介	
秋保善太夫 手前	老
丹野善右衛門	
萱場孫右衛門	同
清野善介	同
庄司文作	同
大宮作内	同
犬飼清蔵	同
杉田久蔵	同
上田作七	老
庄子清八	同

針生孫惣	同
才藤正作	同
合拾二	
小嶋左馬丞	
須江六右衛門 手前小人	老
かさみの助	
左次右衛門	同
権之助	同
喜右衛門	同
九伝次	同
清助	同
清太郎	同
十左衛門	同
かし右衛門	同
与兵へ	同
金右衛門	同
十兵衛	同
与右衛門	同

今ノ正吉

老

佐藤金兵平

同

合拾五

山岡志摩内之者

福田仁兵へ

老

坪田甚三郎

同

菊地善七

同

同 善右衛門

同

卷彦作

同

清田作右衛門

同

横山源太郎

同

いかり十右衛門

同

合八

奥山出羽内之者

松本十左衛門

老

伊藤伝左衛門

同

大窪与八郎

同

矢吹次郎右衛門

同

大江伝三郎

同

さかい茂右衛門

同

菅井源五郎

同

松原伝助

同

根本権四郎

同

鈴木弥次右衛門

同

熱海長蔵

同

大窪源一郎

同

四かま助七

同

原田清作

同

菅ノ十左衛門

同

横山金蔵

同

合拾七

新妻伊兵へ

老

飯塚久蔵

同

手代木与作

同

佐藤新太郎

同

青木惣右衛門

同

須田作兵衛	同
井上長二郎	同
横山又右衛門	同
半嶋太郎左衛門	同
十左衛門	同
彦九郎	同
久右衛門	同
半七	同
半之助	同
作内	同
文二郎	同
合拾六	
中嶋監物之者	
鈴木兵助	老
伊藤茂右衛門	同
上原藤八	同
伊藤左近内之者	
内海弥右衛門	同

瀬上兵部之者	
松原十兵へ	同
助一郎	同
石田内善内之者	
太兵へ	老
伝内	同
次左衛門	同
各村金右衛門内	
又左衛門	同
作右衛門	同
横尾勘七内	
助三郎	同
八右衛門	老
仁右衛門	同
太郎右衛門	同
岸伝次内	
左内	同
武山主殿内	

市右衛門	式
甚平	老
助吉	同
茂庭采女内	
左兵へ	同
佐伯半次内	
助七	同
平三左衛門内	
喜四郎	同
久野久三郎内	
喜右衛門	同
浅川満作内	
与吉	同
只野甚三郎内	
長右衛門	同
木村仲助内	
彦兵衛	同
菊地八左衛門内	

金蔵	同
長谷部久三郎内	
助三郎	同
菊地金平内	
与右衛門	同
右惣合三百六十	
右惣数合七百九拾九	
④屋形様下向迎名簿大坂軍功之輩	
安政五戊午年三月廿六日	
屋形様御下り当所御着	
之節大坂軍功之輩	
御目見被 仰付田町頭江	
罷出候輩左之通	
一 佐藤次郎右衛門	
一 佐藤大右衛門	

一	紺野九郎左衛門	一	加藤傳内
一	渋谷兵左衛門	一	金谷六左衛門
一	渋谷武左衛門	一	目黒大五郎
一	山岸新右衛門	右控所	氏家藤左衛門宅
一	片平与左衛門	一	前野作右衛門
一	佐野甚内	一	武藤十郎右衛門
一	武田九郎右平門	一	横山七郎左衛門
一	加藤孫助	一	石川秀五郎
一	新田新九郎	一	猪狩源七郎
一	斎藤吉弥	一	横山市郎
一	佐藤九左衛門	一	片平徳次郎
一	今泉丈太夫	一	吉見清八郎
一	平塚文次郎	一	牛脇三右衛門
一	斎助左衛門	一	小関吉之助
一	佐久間与惣左衛門	一	石川源兵衛
一	岡和田太郎左衛門	一	渋谷市郎
一	黒津半蔵	一	高橋左守
一	高橋徹之進	一	関谷彦次郎

—	制野嘉左衛門	—	川村卯右衛門
—	菅野卯兵衛	—	続喜八郎
—	制野新五兵衛	—	村上藤八郎
—	石川曆	—	村上与五左衛門
—	右控所	—	齋藤喜右衛門
—	吉見清八郎宅	—	黒澤八五郎
—	達崎民三郎	—	佐藤善七
—	高橋慶左衛門	—	佐藤今左衛門
—	大浪助右衛門	—	水戸軍左衛門
—	佐藤市右衛門	—	石川周右衛門
—	網島直枝	—	安藤徳四郎
—	小室彦之進	—	右控所
—	山家八郎左衛門	—	勝見忠兵衛宅
—	松木半左衛門	—	御小性頭
—	大塚三吉	—	小見平次郎
—	西山半内	—	同
—	阿部甚之助	—	奥寺助太夫
—	阿子嶋桃吉	—	御武頭
—	草苺喜八郎	—	佐野甚内

一	同	遠藤軍右衛門
一	武田九郎右衛門	佐野甚内組
一	同	八嶋清之丞
一	今村半之丞	鈴木太惣左衛門
一	小見平次郎組	齋藤庄之丞
一	川原子内蔵之助	武田九郎右衛門組
一	奥寺助太夫組	高橋助六郎
一	高橋勘三郎	今村半之丞組
一	御代寿保組	末永軍太郎
一	齋藤和蔵	八嶋七右衛門
一	御鷹御申次組	高橋彦右衛門
一	熱海久蔵	町奉行支配
一	齋藤弥七郎	松野勘七
一	与名本甚三郎	
一	出入司支配	安政六未八月廿八日惣士登城
一	今井傳右衛門	被 仰付候 重キ御祝儀諸御礼
一	長谷宇殿組	御召出シ御法事右ハ順列之
一	丹野権七郎	通被成下事

米澤御譜代

金谷六左衛門

黒澤源市郎

佐野甚内

大波助右衛門

佐藤捨八

片平藤太郎

大森

関谷彦市郎

小片貞次

新田新九郎

石川源兵衛

加藤孫助

渋谷市郎

今村半之丞

氏家藤左衛門

武田九郎右衛門

安斎捨十郎

大和田市郎右衛門

高橋徹之進

内馬場甚五右衛門

横山左七

石川讓

菅野寛右衛門

片平甚九郎

亘理

須田彌平左衛門

制野嘉左衛門

小見平次郎

大原市左衛門

石田喜四郎

菅野忠兵衛

大内勘三郎

岩渕助右衛門

横山市郎

田制重一郎

川田進	石川制安
黒澤半蔵	御旧臣
門馬義左衛門	山岸新右衛門
山ノ内尉左衛門	今泉丈太夫
片平慶五郎	渋谷武左衛門
菅野定右衛門	佐藤九左衛門
鈴木軍太夫	猪狩源七郎
吉見清八郎	岡和田太郎左衛門
加藤傳内	遊佐源左衛門
佐久間与惣左衛門	佐藤市右衛門
遠藤民弥	高橋左守
鈴木藤太夫	斎藤平七郎
山村六右衛門	目黒大五郎
紺野奎之助	片平与左衛門
菅野直三郎	制野権弥
片平徳次郎	鈴木久兵衛
前野作右衛門	阿部甚之助
勝見忠兵衛	斎藤新兵衛

一 引地忠右衛門
 一 羽部勇之進
 一 加藤重左衛門
 一 伊藤次郎助
 一 片平与惣左衛門
 一 渡辺長太夫
 一 石川磨
 一 渡辺又左衛門
 一 遠藤多膳
 一 制野新五兵衛
 一 長谷宇殿
 一 高橋傳八
 一 武藤十郎右衛門
 一 草刈隆左衛門
 一 平塚文治郎
 一 小室捨左衛門
 一 大内幸之助
 一 小室彦七郎

一 千葉一閑
 一 斎助左衛門
 一 草刈喜八郎
 一 松木半左衛門
 一 西山半内
 一 大塚三吉
 一 佐藤善七
 一 網嶋直枝
 一 山家八郎右衛門
 一 阿子嶋九郎次
 一 達崎五左衛門
 一 佐藤珍平
 一 続喜八郎
 一 村上藤八郎
 一 齋藤喜右衛門
 一 村上与五左衛門
 一 合 百弐人
 以下白五丁

⑤小旗之覚

小旗之覚

一 白地ニとう水色ニはゝ	関谷七郎左衛門(胴水色式幅)	一 黒地ニ白一二	大河内伝六
一 黒字ニ白いんきよ星	大内清右衛門	一 赤地ニ徒満白	木村善之丞(徒満・つま・端)
一 白地ニ赤横いろこ	渋谷伊左衛門(赤横うろこ)	一 黒地ニくり半月みたれ星	斎藤平七(乱れ星)
一 赤地ニ白馬くし	大和田喜之介(白馬櫛)	一 白地ニ水色いろこ	渋谷将監(水色うろこ)
一 白地ニ下水色ニはゝ八尺	石川太兵衛	一 水色地ニ白二ツ丸	石田八郎右衛門
一 赤地ニ黒わりませ	新田惣右衛門(割り交ぜ)	一 黒白たんくく	永沼雅楽丞(段々)
一 白黒わりませ	小見久兵衛	一 黒地ニ白釘ぬき	鈴木二右衛門
一 水色地ニとう赤ニはゝ	半六尺 前野助五郎(胴赤)	一 黒地に白ひし	今泉伝左衛門(白菱)
一 赤地ニいんきよ白星	遠藤彦兵衛	一 黒白段々ふきなかし	佐藤九左衛門
一 白地ニ黒上ノ字	菅沼覚左衛門	一 白地ニ徒満黒	大内勘兵衛(つま・端)
一 水色地ニ白ちやのめ	柴勘介(蛇の目)	一 白地ニ黒釘ぬき	平田五郎八(釘抜き)
一 (空白)	本沢平右衛門(赤地に白北辰カ)	一 水色地ニ白とりい	支部与茂助(鳥居)
一 黒地ニ白くり半月	白井彦之丞	一 くらは地ニとうくろ	片平弥三郎(胴黒)
一 黒ふきなかし	小片五郎右衛門(吹き流し)	一 赤地ニひらり半月	斎藤新蔵人
一 赤地ニ白のたり	渡部市左衛門	一 白地ニ黒はしこ	武田九郎右衛門(梯子)
		一 赤地ニ徒満白	矢内藤兵衛
		一 赤地ニ白わらひて	横山源左衛門(蕨手)
		一 水色地ニ白いけた	丹野孫八(井桁)

一 赤地ニ白わ一つ	小嶋内蔵丞（白輪）	一 白地ニ黒まんし	橋本九之介（万字）
一 赤地ニくろわ	小嶋惣左衛門（黒輪）	一 白地ニ赤ちかいほう	高橋五郎兵衛（違い棒）
一 白黒たんく	加藤四郎右衛門（段々）	一 黒地ニ三本仏	菅野久内
一 赤地釘ぬきニツ	いかり甚右衛門（猪狩）	一 黒地ニ七星	横山越中
一 黒地ニ白いろこ	鈴木重介（うろこ）	一 水色地ニ徒満白	片倉大吉（徒満・つま・端）
一 白地ニくろわ	湯村七郎右衛門	一 黒びわ	大河内大炊介（黒琵琶）
一 赤地ニ白ふツさき	内馬場新左衛門（吹裂）	一 赤ふツさき	黒沢源之丞（吹裂）
一 黒地ニ白ちかいわ	いかり権七（違い輪）	一 黒地白十文字	石川重蔵
一 白地ニ黒丸	朝倉正左衛門	一 水色地ニ白わりませ	千葉正兵衛（割交）
一 赤ふきなかし	根本藤四郎	一 水色地ニとう白	佐藤次郎右衛門（胴白）
一 黒地ニ白ちかい筋二本	猪狩才兵衛（白違い）	一 白地ニ水色丸ニツ	関谷喜左衛門
一 白地ニ黒かりかね	勝見四郎右衛門（雁）	一 紫地ニ白節たんく	安斎雅楽介（段々）
一 赤地ニ白丸	氏家藤左衛門	一 白地ニとら	渋谷市之丞（虎）
一 白地ニ黒横筋二本	吉見太郎兵衛	一 こん色ふツさき	制野加左衛門（吹裂）
一 黒地ニ白ひきりやう	加藤太左衛門（引両）	一 黒地ニつま白	佐藤甚助（端）
一 赤地ニこんノ丸	高橋吉之丞（紺ノ丸）	一 黒地ニ白丸	鈴木十三郎
一 黒地ニ白志のわ	高橋二右衛門	一 くらば地	丹野八弥（朽葉）
一 くら地ニとう赤	菅野孫之丞（胴赤）	一 赤ひわ	佐藤大右衛門（赤琵琶）

- 一黒地二三ツ星 須田弥平左衛門 一黒地ニ金ノ輪 日野三弥
 一黒地ニ白一文字 山内正右衛門 一赤白段々弐ツきり 片平八太夫
 一黒地ニ白半月 佐野甚内 一白地ニ黒人形 高橋八左衛門
 一赤地ニ白丸 斎藤甚左衛門 一赤地ニ黒キノ字 日野甚五左衛門
 一白地ニいの鹿 黒沢藤内(猪の鹿) 一赤地ニ白すちかい 紺野長右衛門(筋交い)
 一くちは地ニ黒ちかいほう 川名子作兵衛(違棒) 一赤地ニ白いけた 湯村清左衛門(井桁)
 一白地ニ赤ゑんたう 小嶋次左衛門(円筒) 一くちは地ニ黒とりい 渡部丹助(朽葉鳥居)
 一黒地ニ白ちかいほう 大波権兵衛 一黒地ニ白松川ひし 山村清兵衛(松川菱)
 一白地ニ黒半月 田制覚右衛門 一赤地ニ白二ツいろこ 齋藤隼人(うろこ)
 一水色地ニ白馬くし 永谷三郎兵衛(馬櫛) 一赤ふツきり 遊佐五兵衛
 一黒地ニ白一ツともへ 菅野九介(巴) 一白地ニ赤半月赤一ツ星 目黒介九郎
 一赤地ニ白丸のゝ字 本沢平左衛門 一白地ニ黒一文字ふツきり 大原半右衛門
 一水色地ニ白のたり 平塚内蔵介 一白くろいしたゝみ 山岸新右衛門(白黒石畳)
 一くちは地ニいのしゝ 前野作右衛門(猪) 一白地ニ水色丸 片平利兵衛
 一赤地ニ白くり半月 藤田藤右衛門 一黒白たんくふツさき 今村縫殿丞(段ゝ)
 一くちば地ニ黒一つ星 片平新介 一赤二白いろこ 武田源兵衛(うろこ)
 一黒地ニ白はしこ 紺野主計(梯子) 一赤地ニ白ちやのめ 武田九蔵(蛇の目)
 一白地ニひけたいもく 日野休甫(髭題目) 一黒地ニもと白 渋谷左内(下白)

- 一 白地ニくろ釘ぬき 鈴木久兵衛
- 一 こん地ニ白横筋二本 高橋伝三郎 (紺地)
- 一 白地ニ黒松川ひし 川口助作
- 一 白地ニ黒こりん 片倉三右衛門 (火鈴)
- 一 赤地ニ白釘ぬき 渡部三郎兵衛
- 一 白地ニ赤くきぬき 小関元介 (釘拔)
- 一 くろ地ニ白わらひて 白地利右衛門 (蕨手)
- 一 赤地ニミたれ星 片平与惣左衛門 (乱れ星)
- 一 白地ニ黒いろこ 川口金右衛門 (鱗)
- 一 白地ニ黒はなれ駒 村上甚五郎 (黒離れ駒)
- 一 黒地ニミたれ星 佐間善次 (乱れ星)
- 一 赤地ニ白わちかい 菅野弥八 (輪違い)
- 一 上白下赤 斎藤清三郎
- 一 赤地ニ徒満白 内馬場孫左衛門 (つま・端)
- 一 黒地ニ白十文字 門間善兵衛
- 一 黒地ニ白 ■■■ ■■■■
- 一 くろ地ニまん ■■■ 遠藤善右衛門
- 一 白地ニ赤ニツひきりやう 大塚彦七郎 (ニツ引両)

一 赤地ニこくもち 小畑五右衛門 (黒餅)

旗数百廿式本

しろ□ぢ

くち■■いろ

佐藤善七

白地ニ

黒おの

(注) 旗の文様表現について () で補足説明をした

第三章 覚・法令・記録帳

この章は、佐藤家文書から、覚・法令・記録集を集めたもので、年代を特定できなかった文書が複数あり、順不同で掲載した。その中から、幕末の練兵演習に関する史料に触れたい。

片倉家では当時の国内外情勢を鑑み、危急の際の部隊行動の習熟が必要と練兵演習を実行した。嘉永四年（二八五一）九月と安政五年（一八五八）三月の二回、白石城から北数キロにある南部山までの行軍と演習を行っている。演習の三か月前には「行軍法令」十カ條④を片倉家の一家筆頭である本沢孫三郎直養が軍政執事の署名で、城下に高札を立てて衆人に告知している。演習には、城主片倉宗景以下、総家臣の内の約一五〇〇人が行軍し演習に参加した。安政五年にも同様の演習が行われ、のちの安政七年の正月（万延元年）の記録⑦では、城内各部所で任務に当たった留守居役の家臣人数が六十一人、城代小嶋逸翁も記されている。

嘉永四年の行軍演習については、『練兵行軍之図 完』

（仙台市博物館所蔵）と『白石城』（片倉信光）を参考にした。この二冊の史料から、幕末の片倉家臣団の武装備をみると、槍、弓、それに銃は大半が火縄銃で、旧式装備は否めない。戊辰戦争で、片倉家軍団が激戦場に赴くことがなかったのは、旧装備での戦力不足も一つの要因ではないか。

御広間御書院御道具帳⑥は白石城所有の道具類の記録帳で、宝物御衣櫃、具足から火消道具の火事場纏や鳶嘴十七本、捕り物用の刺股、突棒まで、興味を引くものも多い。

⑥のなかに、万治二年（一六五九）九月朔日付の家巾着目「一条々」の見出しで入っている。これは片倉景長が二代重長の死去直後（万治元年）に、家督相続を認められ、家臣一同に示した施政要綱と云うべき条目である。

基本的には、景綱、重長の先例を重んじて、規約の遵守、生活面の質素儉約などに及んだ条例といえよう。

（細田 紀明）

①白石御境目覚

白石御境目覚

八宮村分

一硯石

一鬼石

一壺本ブナ

一トリアケ

蔵本村分

一ヒハミ子

一花房 渡瀬境也

小原

八宮

八宮村分硯石迄

一面猿

左南森ノ

一カノツノ

ツツキ山

南屏風

一南森

嶽ヲ言

北八宮村南八宮村

一北屏風嶽

北八宮村南八宮村分

内山神立ヨリ段々東

之森白萩イテ

アラクラ大森北ハ

ヲナシタカハキ是より

蔵本村分内山ナリ

花房より南大倉山

嶺切ハ森沢蔵本

小原境也

一切道シ

一笹森

一弓木小屋 古弓木

取ト言

一枯マツ

一ヤツカレ

一タツカ子

一鷹館

一ナリト

北アマ塚川欠江続

ハイ塚森

一蔵王権現山

内山ハ蔵石御林又内ノ方

松甫杉峯エホシ嶽

一熊野嶽 下ノコシ

柴田前川分

一小沢 北ノ峯

一濁川 ノホリニ北

松川共言

一下ヘケ石

一カヤ峠

是ニ塚境有リ西ハ

柴田ノ内前川村分

小原村分	白石川上	東南ハ宮村分	小原	桑代北アマ塚川欠
一材木岩	シカラカ原沢	但シ此境塚鬼石原	内小籐蔵山有り	
一不動入		宇八ノ原黒沢堺通	一大籐蔵	一箸ノ王子 小妻坂
一ヤラ嶺	内金嶺 山アリ	松川河原南ハ松川より	ウバ沢カツチ	黒沢塚
	エホシ岩共言	北冷水堂近所迄	茂庭より戸沢町山道有り	
一風穴		円田村より入合之所尤	茂庭チヤカリト言	
	内ニタ場アリ	円田村分江宮村より	一境ノ岫	ウバ沢
一ニタノ嶺		入合也石塚より西	スリバチ沢	円田村分但シ橋供養 一番小屋場
		松川より南江一円	一クラカケ	一松川
		不入筈ノ	チヤクチ沢	東大トヤ
一サトコヤ	ツホツケ山	公義証文ナリ	一大マカタ	一ヨイタ沢 曲竹分也
		一手代塚黒沢際	南茂庭村	
一ソテカ崎	山太郎山	柿木立	一マノカミ山	一コメコ立
		一黒沢嶋右衛門屋敷	一大峠	一上立石
一サハラカ森		矢室上西ハコバノ倉	茂庭ノ方ニ壺盃清水	是ヨリヲイタ沢迄
一トツシリ		ヤケ塚クラスミストカ崎	トテ冷水有り南ハ	境塚廿三アリ西ハ
茂庭		北西ニアタリ向ハ白チャク	北半田西半田村小坂	大刈田山
渡瀬三方境也		円田分但シ黒沢ノカツチ也	海道茶屋ノ前ニ	並松同居久根境

境ノ石有リ	一 下別当小沢切	海道ナリ馬足目	一 松川	川原境
一トチモリ	一 下別当沢切	由也赤畑前ト一リ		下立石より
鳥捕村	畑境梅木	半余小坂峠江三拾一丁程	川北八曲竹	
一三本平 <small>タイラ</small>	一 コアチ 小田有リ	コツナキ沢三拾程	一 白森	東山八迎山
今熊野	南ハコモリ屋敷アリ		今四郎森ト言古白ノ	
南ハ内矢	田境入口南ハ	一 七里沢	黄鷹出タル故	
一テンハイ 鳥捕村	一 アリト沢	一 枝沢	白森ト言	
上戸沢下戸沢ノ間	石崎屋敷	貝田分細蕨トテ	一 アイノ沢	
鳥捕村内矢村江通	北南ハ曲竹ニコアンジ屋敷	在家アリ通路自由	一 ニタノ峰	
路有リ内矢村ト言	一 原田道境	南ハ大窪村	一 刈田柴田境塚	
てハ奥太丸羈ヲ	ウルシ木有リ	一角打山	北ハ矢付東ハ柴田	
篋打ニシタル矢落ル	北ハ曲竹南ハ宮	南ハ八貝田村	境西南ハ宮村	
故ニ名付言	但シ永野海道	一 四ツ穴		
一 ユノカ峠	一座頭塚	右の方岩中大ナ起	一 トウキ入	
仙台而ハ東沢入口共	塚ニ壺本松アリ	穴四ツアリト言越を	一 ニアケ	
御絵図ニハ松坂口共	海道ニ北戸手ノ境	五賀才川中目赤		
有リ赤畑前石母田江ノ	有田境西ニ細道			
	田境アリ			

畑方江通路伊達	一 千カイ壇	古沼ノ跡アリ	一 大クホヤシキ
貝田村江共アリ	柴田堤村内也	一 蟻ノトワタリ	後ノ峯より向ハユノ沢
内山ホクウ	松壺本杉壺本	スク道アリ	一 刈田柴田境塚
一タカマ弓	栗式本有リ	一キツフタキ	東ハ柴田平
トヤノ嶺	一手クラ森	羽山権現	北ハ同堤
北ハ仙台領西ハ越河	此所ニ子コ沼トテ向ニモ	一ニタン場	西南ハ刈田宮
南ハ貝田	畑アリ此方ニモ小田	越河御札より	此塚境より南江
大ヒナタ	ニ数有リ	一相ケ窪 拾壺丁四十間	カハユ石迄峯切
細戸ノ峯	一 白カクボ入	山松立	畑境是より十丁
又四郎沢	向ハツノカミヤシキ此境	一 赤柴 同拾四丁	程東金ケ瀬
マコシロ瀧	ツノカミ入トテ畑境也	貝田へ出ル	
ヒエタ	不埒可出処柄	一牛沢	一 向山奥入口
戸沢川	一 松力沢屋敷	一石大仏	百三拾六間
蛇朽沢	後ノ峯向ハヒナタ屋敷	海道大仏より越河町江	内六拾八間迎山分
マノカミ山マテ		九丁拾八間境ハ八頭山	ツヽラ石向境アリ
野手場境也		南ノ方畑中へ出河	一 向山津田入合
越河御札場より		道中大仏ヲ行抜テ	四百六拾間
一スカリ田廿五丁			

大仏山ノ畑際ニ付テ 内上式百三拾間蒲生田

堂アリ

西江上リ少シ北ヨリ

此間西ハ高ノハカ

一小下倉長袋深谷入合

境ナリ

坂向ニ塚アリ此塚より

東ハ伊具ノ内イホ

四百八拾間

古錦戸合戦

松川ノ内ノ方ハマ

石二筋

南ハ五十沢

内式百四拾間子捨

一八頭

之時首八ツ

カツノ松へ見通

一黒岩

南ハ五十沢

迄塚アリ子捨川

懸八頭ト云

但シ下ニモ有八ツ

一黒岩

東ハ伊具

番出シ西ノ方ニ

一湯ノ倉

シントラカ入山

根城ノ館下赤石

西北ハ平分黒岩より

東ハ伊具

本松アリ右

越河御礼場より

アリ爰ニ塚アリ

西北ハ平分黒岩より

東ハ伊具

宝八年申八月五日

○拾三丁廿間

宮村分

続仲ニコヤタテ

橋伝吉殿御代官

時分御改高橋吉之丞

○拾五丁四拾間

一内親宮入合

アリ越河平

ノ境

時分御改高橋吉之丞

光明寺村江通路有

千六百四拾間

ノ境

ノ境

峯新右衛門被相出候

西大仏迄

内上ハ百式拾間宮村

平村分

ノ境

山村分 岩山峯境

拾九丁

分ト切裾ニ塚アリ

一大クホ

ノ境

一住吉崎

一トリアケ

境塚今ハナシ但シ

一モキ立松

平より五十沢へ

南ハ郡山北ハ小下倉

西大久保江拔道アリ

小下倉ト内親ノ

一モキ立松

平より五十沢へ

白石川河原境

東大條院

境塚合ノ嶺より

大海道

一トケ森

深谷村内西ノ沢

一サトクキ

一テウレイ

一宇イ坂峠

仲ニ桜岡観音

エノ木江見通シ

一テウレイ

一テウレイ

一大萩

南ニ大鷹丸山トテ	西南ハ郡山東ハ	一ヒラノ茸山	大町村
伊達ト仙台境	犬卒土婆北東ハ	一沖ノ沢峯	
五十沢ト伊具境	津田北ハ小下倉	一沖ノ沢	
藤田畑平分	此間内親村入境	一同アテラクラ茸山	
一山タツメ 上迄新田	へハ不出	一同三沢キノコ山	
三百四拾九文	鷹巢子村分	一セノクラ	一カタキリノ明神
式切半銘	一大カメ ^カ 沢岫キリ	齋川ノ内三ツ沼	犬卒土婆境也
明和年中白石	一ヒチマカリ	鹿子之用水ニ成ル	大町村ノ西方より
之地ニ成ル	中ヒラ切	一小クラ茸山	修覆田地江堀
一大サクラ	一足ノ股	三沢村分	境アリ
一フツトラシ	足ノ股	一三ツ沼 カラヤイノ倉	
	境田地沢切	道ト三ツ沼	
一大明神坂	犬ソトハ	齋川三沢	一小在家
平ト耕谷境	一砂押峯	カラヤ	下ニセウズ沢有リ
	大町	三方境也	
鹿子大毛		一松クラ	一佐野原
一物見山 無シ鹿子	鷹巢子三方境也	一大ヤチ	一ナメ木ノ原
才川三沢境也	犬ソトハ	一十鉢山	向ハ犬卒土婆村
			一コフ石山

耕谷

向ハタツ目

ニベスミヤク

土手

大蔵三方境

大町村分

南ハ大倉三沢

三沢

一イホ石

一与六郎場

北ハ高倉大町

○堂山有リ

高倉

是ニ続く

在家十文字

一カラスカ峠

犬卒土婆三方境也

カラ竹

大町

三沢

道

一横クキ

御境目

ニ而合終

カウヤ

向ハタツ目

大町

一壺本杉

ホリノ内

一矢ノ口山

天明四年辰ノ

道

北十文字

閏 正月

大クラ

一トリアケ

一赤稲田

堀ノ内カミトヤ場

向ハノラタ北ハ

一小菅山

高倉

一ヲツキウ

大町金山

山ハ石堂

戸倉道アリ

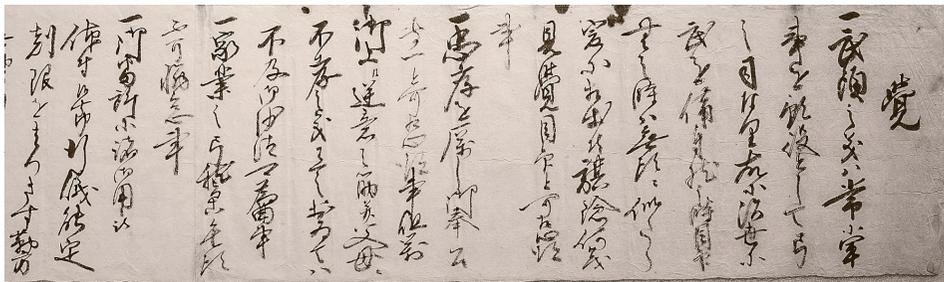
古ハクノ木立古二人

一与六郎場境

② 覚 武士之心得

覚

- 一 武頭之義ハ常に軍事を預役として弓之司なり故に治世に武を備自然之時目印無之時ハ無頭ニ似たり爰ニ相出候旗鎗何茂見覚目印と可相心得事
- 一 忠孝を励し御奉公第一と可相心得事但对御上江逆意之筋并父母不孝之義有之ニおいてハ不及御沙汰可為曲事
- 一 家業之弓稽古毛頭不可懈怠事
- 一 御番所に諸御用被



覚（武士之心得）

仰付候節行儀能定

刻限をはつさず勤方

無油断下知可相守事

但し都而 御武頭下知ハ勿論

組頭之指引相背ニおい

てハ可為曲事事

一御一家御家老方御武頭江

対し下駄足駄はつし

礼儀を正しく可仕事

附士以上之方々江無礼可

ましき義等不可仕事

一博奕并乱成勝負事

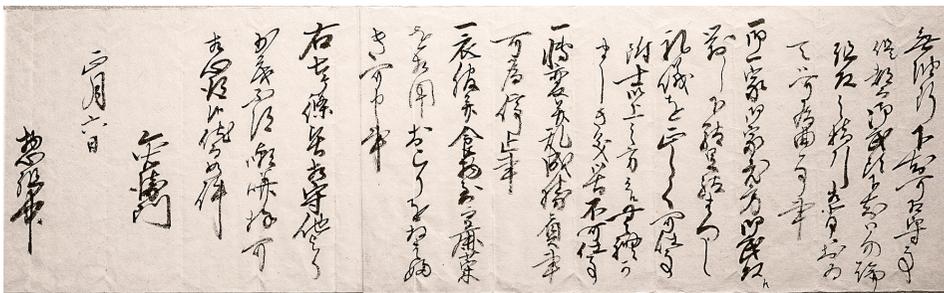
可為停止事

一衣服并食物到而麁菜

を相用おごりを相はぶ

き可申事

右七ヶ条堅守他より



覚（武士之心得）

少茂不得嘲嘩様可
相心得候依而如件

六右衛門

正月六日

惣組中

③御広間御番覚

一正月大寅	九日	廿〇日	初勤日
一二月小申	一日	十二日	廿三日〇
一三月大丑	五日〇	十六日	廿七日〇
一壬三月大未	八日	十九日	晦日〇
一四月小丑	十一日	廿二日	
一五月小午	四日	十五日	廿六日
一六月大亥	八日	十九日	晦日
一七月小巳	朔日	十二日	廿三日〇
一八月小戌	四日	十五日	廿六日〇
一九月大卯	八日	十九日	晦日〇
一十月小酉	朔日	十一日	廿二日

一十一月大寅 四日 十五日 廿六日
一十二月大申 七日 十八日 廿九日

以上 安政庚申曆

御広間御番覚日

一正月	九日	廿日	
一二月	二日	十三日	廿四日 小申朔日
一三月	五日	十六日	廿七日 大丑
一四月	八日	十九日	大未
一五月	朔日	十二日	廿三日
一六月	四日	十五日	廿六日
一七月	八日	十九日	晦日
一八月	十一日	廿二日	
一九月	三日	十四日	廿五日
一十月	七日	十八日	廿九日
一十一月	十日	廿一日	
一十二月	二日	十三日	廿四日終

文久三 癸亥年正月三日改メ

④行軍法令

一行軍二三日以前より軍勢之他行一切禁之

若し難去公用兵談有之ハ格別急事と

いえとも奔走高声総て衆を驚須類禁之

一期会之日私用ニ遲滞し宿ニ在之或ハ途中

有之ハ其ノ身ハ勿論伍中什吏迄可罰事

一令衆之場ニ至テハ諸軍其奉行物頭之

差図を相守り陣を布将の下知を可相待事

一教習之場ニ於て其命令ニ違ひ將采ニ

不從輩ハ其罪を伍中什吏或ハ物頭ニ可惣事

一失旗失印者可罰事

一公事ニあら須私ニ軍難を議し衆疑

を生し怨言笑語其上を蔑し或ハ其

長を罵り將威を軽ずる能類総之

無益多言の輩可罰事

一軍列を正し諸得奥各利用を弁し而

可持之并陣笠私ニ脱する事停止之事

一小用若クハ草鞋等之用事有之ハ道の

傍に出て用終ハ徐ニ追着テ本之如く打揃遍し走廻り横行

して行軍之煩ひを成し或ハ喧嘩放馬堅禁之

一一番鐘ニ兵糧支度調

二番貝ニ着到所ニ来リ人数改リ

直々名元板札之所江相詰可申事

但し着済之義ニ番貝より早く

候とも不苦事

一三番螺ニ各得道具引附馬ニ乗り先鋒より

太鼓之相図ニ従ひ足本を定め可進事

以上拾ヶ條

右之條々堅可相守之若し違犯之輩於

有之ハ貴賤親疎之無差別可罰事

足場揃場所法令

一備立下知之通堅可相守附り戦功互ニ

私ヲ遊せ須当然ヲ可顯事

一敵合勝負之利害不及遠慮ニ其頭へ

可注進事

但し衆聞ハ可憚之事

一 下知ヲ不待シテ猥リニ矢玉を離し備を

乱し多言節互ニ戦失する者可罰事

一 諸軍勢監妨狼藉高声失火之輩

可罰事

附リ帰城ノ後鐘之相図ニテ各立場より

次第を相守リ私宅へ引取可申如何様之

難忍義有之其他日及始末喧嘩口論

惣而衆を警す之輩於有之ハ伍中

什吏迄可罰事

以上七ヶ條

右の條々堅可相守之若し違犯之輩

於有之ハ貴賤親疎之無差別可罰之

者也

五ヶ條足場揃坐備入口江可為立札事

軍政執事

本沢孫三郎

直養

嘉永四年

六月

⑤軍馬之書

軍馬之書

一 鞍を堅る事

一 鞆に三の大事

一 たすきの事

一 柴つなきの事

一 早乗の事

一 細道乗下事

一 腰平縄の事

一 腰まハしの事

一 二重腹帯の事

一 馬上鎗長刀持事

一 同弓持事

一 同歩武者射事

一 同鎗長刀遣事

并せむの事

- 一 川渡の事
- 一 河臥馬可乗事
- 一 草臥馬鞭打事
- 一 鑑なくて乗事
- 一 土佐入江船違の事
- 一 馬上仕合并組討の事
- 一 堀川飛する事
- 一 腹帯なくて乗事
- 一 忍手繩の事
- 一 乗分不成馬乗事
- 一 砵つたえの事
- 一 岩石おろしの事
- 一 鯨波驚馬乗事
- 一 馬上にて差物持事
- 一 一人引馬乗事
- 一 鞍堅め鞭打獵場心得の事
- 一 結獵手繩の事 卷成純

縦八百里を二時の内に乗事或二三日其
 俣打共馬に息を切させざる乗様はしら
 かし躍足ちとり足三様に乘一里二里
 乗とてハ引廻し息をつかすへし躍足ち
 とり足ハ五里七里計歩せてハかへす惣而
 必返す内に馬息を休むるものなりはしり
 足は二里計なり葉かうへし

薬方

一 とりう霜 一 梅干の皮を去らへ打くだき
 絹に包て轡の組違に結付べし右え
 通桜かわ手綱とも言なり
 一 軍陣にて主人馬を御目に懸る事
 努々しざり口引事不可有
 一 馬にて腕つかれたる時乗様の事
 右以上三十箇篠
 金あらたまる

歌日

しさりつゝはねてあがる馬ならば水車

にてこめて乗べし

馬道ハ武士の専とすべき事ならハ大方
心得ぬハなしとみたりされとも能
しりたるハなからんかしからば先一卷
を伝て漸備其闕略者猶漏脱有事おそれ畢

二宮是昌正一

加藤勘助高家

井原文太夫家次

神谷休左衛門

石井五兵衛勝忠

飯野四郎右衛門重勝

(本文)

一 御宝物御衣櫃四ツ

内 三ツ 網袋入

壺ツ細引からけ

一 御具足四領

一 御具足小道具箱式ツ錠印符

一 白木箱壺ツ錠印符

一 御腰物箱八ツ

内 三ツ 錠印符

五ツ 錠在リ

一 四方白御甲 箱入

一 鍾御具足 箱入

一 安孫子御螺洪紙包御旗奉行印符

一 御矢箱三ツ

一 御弓箱壺ツ印符

一 御鞍箱七ツ印符

一 御家老衆御用箱壺ツ

一 御円居竿式本小竿并二御袋共二

⑥ 御広間御書院御道具帳

(表紙)

御広間

御書院

一 御旗竿壹本小竿共二

一 御旗竿式本小竿壹本

一 御長力四挺

内壹挺仙台

一 御中鎗壹挺

一 対御鎗式挺

一 刷毛御手鎗式挺

一 逆輪御鎗壹挺

一 御部屋住御中鎗壹挺

一 瀨対御鎗式挺かわとて

一 御部屋住刷毛御手鎗壹挺

一 三之助様御手鎗壹挺

一 杉形胴白御鎗壹挺

一 十文字御鎗壹挺

一 片十文字御鎗壹挺

一 月釵御鎗四挺

内壹挺

三之助様へ上ル

内壹挺保二郎様へ被進□

一 素御鎗三挺

内壹挺二袴有リ

一 逆輪御鎗壹挺

一 長重袋込素御鎗壹挺

一 火事場御纏まとい串壹挺

一 蠟燭式拾丁

内中ろう拾丁

御次小あかし拾丁 箱入印符

一 奸盗火三ツ

一 硯箱壹通

一 餘箱式ツ

一 屋根細引五本

一 染細引五本

一 海老鍵三組大御門御平重御門

一 火箸式揃

一 灰搔壹本

一 日々記壹冊

- 一 火打箱壺ツ左右金共二
- 一 瓦火入三ツ
- 一 鶯鶯拾七本
- 一 棒八本
- 一 金行燈壺ツ
- 一 突棒壺本
- 一 からみ 式本
 - 内壺本御門番所ニ有リ
- 一 刺股壺本
- 一 火籠三拾
- 一 水桶壺ツひしゃく共
- 一 手水たらひ壺ツ
- 一 大挑ちん
- 一 棕栢箒式本
- 一 かき板壺枚定木共二
- 一 掛硯壺ツ
- 一 御櫓下壺枚戸錠鍵壺組
- 一 御平重御門統中御門錠鍵壺組

- 一 御櫓入口鍵式ツ
- 一 拍子木壺組
- 一 御領分御絵図箱壺ツ御家衆印符
- 一 御鉄炮箱五ツ
 - 内四ツ錠在リ
 - 壺ツから箱
- 一 御菓箱式ツ錠在リ
 - 内壺ツから箱
- 一 単衣箱壺ツ印符
 - 九曜御紋背割壺枚
 - 内九曜御紋拾枚
 - 石餅紋拾枚
- 一 挑灯三ツ棒共に
- 一 御目付御用箱式ツ
- 一 紙通帳壺冊
- 一 弓張てうちん壺ツ
- 一 御長持壺棹御中間奉行印符
- 一 類族方御用箱式ツ印符

一御城中御絵図箱壹ツ御家老印符

一御陣具入御長持老棹御小性頭印符

一御軍器入箱一ツ

右者御具足役印符

條々

一文武忠孝を励し可正礼成事

一喧嘩口論於有之者双方可令

斬罪乍去遂糺明是非を可申

付候万一於 城中喧嘩口論之

者其当番頭組中迄可為曲事

附若党抱中人可為同

罪并めしりみつくわい可処

厳科事

一如前々五人組火の用心可守兼而

被申付候勝負事其外乱成儀

一切令停止事

附諸浪人抱置間鋪候

一季質物召抱候ハバ切支丹

宗門帳相改尤五人組中

令相談可拔置事

一暇不申達而一夜寓成共不可

他出附下々被官下人他領江

一季質物抱置候ハ老共所江申

断可相出事

一縁約并養子之儀可遂被

露事

一衣類之事切布木綿紙子紙

布古紬古晒之外着すへからす

下々女房子共迄右同前たるへし

但し外人へ会合可為各別事

一振舞之事一汁一菜此外かうの

者かあへ物か一種不苦あへ物たり

といふとも盛合無用之事

一嫁娶祝言外人者一汁一菜かう

の物冷汁かとろゝ汁不苦候

祝言者酒三献外人ハ酒各別

肴一種吸物一種菓子一種此

外無用之事

右之旨可相守者也依如件

万治二年九月朔日

御挟箱御下人

御小人

月の出入境ノ時并ニ知死期の事

廿日卯刻ニ出

二日辰ノ二分前ヨリ

酉刻ニ入

戌ノ二分前迄

一日卯四分過ヨリ

三日辰ノ二分過ヨリ

酉ノ四分過迄

戌ノ二分過迄

出登之節御行列

高挑灯御小人

若士中小性中小性

廿〇一 六九 卯午

四日辰ノ六分過ヨリ

御纏御小人若士

六九 酉子

戌ノ六分過迄

高挑灯御小人

若士御祐筆御目付

二〇三〇四 五八 辰未

弓挑灯若士持之

五八 戌丑

口付 御小性頭御納番

五日巳ノ刻ヨリ

七日午ノ二分前ヨリ

御馬

亥ノ刻迄

子ノ二分前迄

口付 御供番御手水番

六日巳ノ四分過ヨリ

八日午ノ二分過ヨリ

弓挑灯若士持之

亥ノ四分過迄

子ノ二分過迄

五〇六 四七 巳申

九日午六分過ヨリ

御手鎗御小人

四七 亥丑

子ノ六分過迄

弓挑灯

口草履取

御長柄

七〇八〇九 九六 午酉

九六 子卯

廿日亥刻ヨリ

廿二日子ノ二分前ヨリ

巳刻迄

午ノ二分前迄

十日未ノ刻ヨリ

十二日申ノ二分前ヨリ

廿一日亥四分過ヨリ

廿三日子ノ二分過ヨリ

丑ノ刻迄

寅ノ二分前迄

巳ノ四分過迄

午ノ二分過迄

十一日未ノ四分過ヨリ

十三日申ノ二分過ヨリ

廿〇廿一 四七亥寅

廿四日子ノ六分過ヨリ

丑ノ四分過迄

寅ノ二分過迄

四七巳申

午六分過迄

十〇十一 八五未戌

十四日申ノ六分過ヨリ

廿二〇廿三〇廿四 九六子卯

八五丑辰

寅ノ六分過迄

廿五日丑ノ刻ヨリ

九六午酉

十二〇十三〇十四 七四申亥

七四寅巳

未ノ刻迄

廿七日寅ノ二分前ヨリ

七四寅巳

未ノ刻迄

申ノ二分前迄

十五日酉刻ヨリ

十七日戌ノ二分前ヨリ

廿六日丑ノ四分過ヨリ

廿八日寅ノ二分過ヨリ

卯ノ刻迄

辰ノ二分前迄

未ノ四分過迄

申ノ二分過迄

十六日酉四分過ヨリ

十八日戌ノ二分過ヨリ

廿五〇廿六 八五丑辰

廿九日寅ノ六分過ヨリ

卯四分過迄

辰ノ二分過迄

八五未戌

申ノ六分過迄

十五〇十六 六九酉子

十九戌六分過ヨリ

廿七〇廿八〇廿九 七四寅巳

六九卯午

辰ノ六分過迄

七四申亥

十七〇十八〇十九 五八戌丑

五八辰未

衝二六日二四をかけて辰

ヨリく百四ツ目くヨリ

如此くるなり

⑦御練兵御留守居御人数帳

(表紙)

安政七年庚申正月

御練兵御留守居御人数帳

南部山御練兵御当日者

勿論同所出張稽古之

節御留守居御人数

一御城代

小嶋逸翁

附添書記役

丹野円語

武藤重太夫

一御揃御出場被為有候

は、当番老人相残可申事

御小姓頭

一御祐筆 斎藤徳左衛門

一御広間

当番等

御兵藏御べり共

門馬儀左衛門

平田六右衛門

一御中間奉行御使番

御目付帯兼

御出被為在候は、御供

可仕事

佐藤弥八郎

黒渕助右衛門

鈴木久兵衛

一脇番頭

齊藤周治

加藤伝内

一御番士

長谷川惣四郎

齋藤万治郎

小室彦之進

一御医師

国彦助

高橋啓庵

及川所右衛門

宗方惣清

小片礼蔵

一御台所御用番

小野寺栄助

金子久右衛門

高橋万治郎

一飛脚心懸

齋藤弥太郎

町奉行支配

高橋柳之丞

島津久右衛門

村上嘉蔵

同

武田清三郎

河村庄蔵

富山陽助

右之外御門所番御下台

紺野惣四郎

所守床頭御小人組御下

草刈栄左衛門

男等相詰可申事

高子善太夫

一御奉菓

佐藤内蔵太

猪狩玄伯

大原市左衛門

高橋玄寿

丹野喜膳

一奥蔵

進藤惣五郎

杉山彦五郎

佐藤今右衛門

一御物置ノ役御膳番

田制彦左衛門

一御物置番

斎藤栄之進

一中小性

三井覚左衛門

鈴木虎之進

一御膳番

本澤平左衛門

片平弥三郎

一御部屋御物置番

堤勇右衛門

一御付中小性

一御広務役

制野新五兵衛

一御城中并三ノ丸火触

紺野九郎左衛門

添士

細田州之助

一六町より若キ者共

拾五人御厩江相詰居可申事

右者町奉行首尾可申事

一三ノ丸外御家中火触

黒沢佐藤右衛門

添士

二瓶八平

一六町より若キ者共

拾五人御穀蔵江相詰

居可申事

右者町奉行首尾可申事

一六町火触

丹野源八

添士

河田進

一六町より若キ者共

拾五人御詮議所江相詰

居可申事

右者町奉行首尾可申事

一 村拔仮役

西東定之助

一 御勘定所ベリ

遠藤清八郎

鈴木忠五郎

一 御穀蔵役

小関吉之助

一 御作子役仮役

草刈隆左衛門

一 御搗屋役

片岡三郎右衛門

一 武器御蔵ベリ

塩入九右衛門

一 御賄持

以上

第四章 知行

佐藤家の知行高の推移を「知行高并代数書上」①からまとめると次のようになる。次の（ ）では身分など関係する記述などを抜き書きしたものである。

(五代) 二貫一七二文 (佐藤家にて傑山様御越年・御屏風
献納 慶長八年(一六〇三))

(六代) 二貫一七二文 (近習・大阪御陣御供)

(八代) 一貫文 (江戸留守居役・何ヶ敷故に身分御不断に
被相下)

(九代) 七三二文 (仕落(しおち) 有、身分御不断組寛永
十七年(一六四〇))

(十代) 七三〇文 (出奔仕御改易) 寛文三年(一六六三)

(十一代) 無禄 (幼少に付、御村足軽)

(十二代) 二〇〇文 (先祖代より重き御用、永々御不段組)

(十三代) 二〇〇文 (御村立会役并赤子養育係り文化九年
(一八一二))

また、「知行宛行状」②⑩から知行高がわかる。

(十三代) 二〇〇文 天明四年(一七八四)
(十四代) 二〇〇文 弘化二年(一八四五)

安政四年(一八五七)

(十四代) 四〇〇文 安政五年(一八五八) 〓元治元年

(十四代) 四二〇文 元治元年(一八六四)

⑨と⑩は元治元年の同日付けのもの二件であるが知行高が
違い、宛行地が違うのが気になるところである。

佐藤家の知行の宛行地は「知行宛行状」や「水牒」など
からほとんどが宮とその周辺であることがわかる。安政年
間以降は「深谷」「遠刈田」、また「足目(たしめ)」も記
入されている。

佐藤家の知行高の推移から、当初片倉家中として二貫文
ほどを拝領していたが、故あってか「御不断組」の身分に
なり、知行高を削減されている。そこで在郷武士としての
役割を担って行くことになる。次の諸役の章で確認する。
※「知行高并代数書上」は十三代九郎右衛門が書いたもの
であるが、代数は本稿では佐藤家歴代で表示した。

(立田 基生)

①知行高并代数書上(五代~十三代)

此度御知行高并代数書上仕候様被 仰付左ニ申上候

一元祖大識冠鎌足ヨリ三十六代目

一御知行高式貫百七拾式文 佐藤九郎右衛門

右九郎右衛門義者沢内村内方屋敷住居罷在候處

於同所ニ慶長七年秋中

傑山様亘理方御移被遊御越年翌八年被遊

御入城候其節金地ニ時雨之御屏風一双銀地ニ白

鷲之御屏風一双合ニ双献納仕候身分士ニ而御知行

高右之通頂戴仕候

三十七代目 佐藤善七

一御知行高式貫百七拾式文

右善七十四歳之節私用ニ而白石江罷越候處御茶道

文悦御実守御太刀盜取最上ヲ志所ヲ途中ニ而承

右之段申上最上迄罷越取返シ指上申候其節方御近習ニ

被召仕候其後大坂御陣節十八九之時歩行ニ而御供仕白繪

之手鏝為御村五人組合ニ前野作右衛門様佐藤善七今泉次

郎八様友部三平佐藤弥作被

召連候五月七日

道明寺表馬上手鏝ニ而相働所 懸合右馬上討取首并鏝太

刀取添差上申候

右太刀鏝者被下置候右善七廿六才ニ而病死家督幼少ニ而

被召上候其後家督成長仕候而

三十八代目 佐藤九郎右衛門

一御知行高老貫文ニ而被召出

右九郎衛門延宝元年江戸御留守居被 仰付天和三年中迄

拾ケ年相勤罷在申候

其後何ケ敷故ニ身分御不断ニ相下候義ハ寛永十七年之頃

ニ御座候以上

一御知行高七百三十式文其後ハ 寛永廿一年

三十九代目 佐藤重次郎

右重次郎仕落有之御知行三ケ式被召上身分

御不断組ニ被 仰付罷在申候

七百三十文寛文三年頃

四十代目 佐藤重次郎

一御知行高右同断

右重次郎義御不斷組頭被 仰付相勤罷在申候

處出奔仕御改易被 仰付候

四十一代目 九郎右衛門

一無祿

右九郎右衛門幼少ニ付親類方江引取養育為仕候處
情長仕候ニ付願之上御村御足輕ニ被 仰付候

四十二代目 佐藤九郎次

一御知行高貳百文

右九郎次所ニ而

御先祖様被 遊御越年茂候家之義先祖代方

重キ御用ニ茂相立候ニ付格別之御吟味ヲ以御知行

貳百文頂戴仕永々御不斷組ニ被 仰付候

四十三代目 佐藤九郎右衛門

一御知行高貳百文

右九郎右衛門義文化九年八月方御村立合役并赤子

養育方係リ役被 仰付拾ヶ年相勤罷在申候

右之通御知行高并代敷御役目相勤罷在申候

分書上仕候

文政四年

三月

佐藤九郎右衛門

②知行宛行狀 天明四年 九郎右衛門

【包紙（折紙）】

佐藤九郎右衛門殿

本文

知行

一 貳百文

宮

右之所被下置候間

下書相渡候已上

六右衛門 刻印

天明四年

十二月廿六日

等恒（花押）

理左衛門 刻印

佐藤九郎右衛門殿

平右衛門

貞辰 (花押)

刻印

質直 (花押)

四月朔日

将盛 (花押)

弥藤治 刻印

資孝 (花押)

③知行宛行状 寛政九年 九郎右衛門

【包紙(折紙)】

佐藤九郎右衛門殿

佐藤九郎右衛門殿

④知行宛行状 文政十二年 九郎右衛門

知行

本文

沢内村

知行

加きの木田

一 式百文

宮

一田代 百七拾四文之所

右之所被下置候間

此立代

下書相渡候以上

壹俵

主馬之輔 刻印

うへ田右同断

一畑代 式十六文之所

寛政九年

此立代 式朱

右之通一字手作二仕候

文政十二年 佐藤九郎右衛門

十月七日

(裏面)

右書上之通り者作子面付

相出候との首尾右之候

右通り御書上仕候

⑤知行宛行状 弘化二年 善七

(折紙)

知行

一 式百文

右之所被下置候条

下書相渡候以上

宮

傳左衛門 刻印

弘化二年

十二月十五日

寛左衛門

知孝 (花押)

久左衛門

成敏 (花押)

平右衛門

共義 (花押)

佐藤善七殿

⑥知行宛行状 嘉永六年 善七

【包紙(折紙)】

佐藤善七とのへ

【本文】

知行

一 式百文 宮

以上

小十郎

嘉永六年

十一月廿五日 宗景 墨印

佐藤善七とのへ

一 四拾四文 宮

一 百五拾六文 下深谷

合式百文

小十郎

安政四年

十一月廿日 宗景 刻印

佐藤善七とのへ

⑦知行宛行状 安政四年 善七

【包紙（折紙）】

佐藤善七とのへ

【本文】

知行

⑧知行宛行状 安政五年 善七

【包紙（折紙）】

御書写

本文

御知行

一 式百三拾壹文

一 百五拾六文

一 拾三文

合四百文

右之通書上仕候以上

安政五年

十二月

佐藤善七

宮

深谷

澤内

⑨知行宛行状 元治元年 善七



知行（元治元年）

知行

一 式百四拾四文 宮

一 百五拾六文 深谷

合四百文

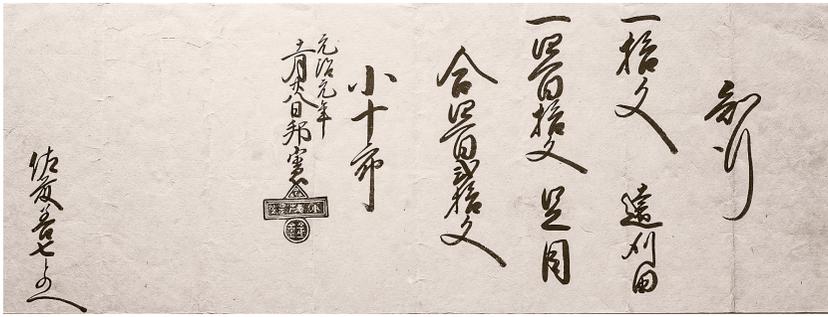
小十郎

元治元年

十一月廿八日 邦憲墨印

佐藤善七とのへ

⑩知行宛行状 元治元年 善七



知行（元治元年）

知行

一拾文

遠刈田

一四百拾文

足目

合四百貳拾文

一田貳枚

八拾四坪程

拾速苧

愛宕前

一同数三枚

百坪程

十一速苧

天王前

一同五枚

百八拾坪

三十速苧

長峯前

川原

一同四枚

九拾坪程

八速苧

河原田

佐藤善七とのへ

⑪覚 九郎右衛門持高

覚

佐藤九郎右衛門

内方前

一苗代三枚

五速薙代

六拾五坪程

荒地

下々 二文

一三拾地 愛宕堂下

六文代

三十地中

内 四十地下二

二文代

天王上

一四拾地

二文

同所

一畑七十地

一廿地

一文

同所

下々

一同七拾地

百五坪程

御所地

右三ヶ所 百四文程ノ本代

四文

〃四文代

八文代下々

一七拾地

東上平

一同百五拾地

愛宕堂

三文代

一六拾地程

同所

一同七拾地

辻道北

一七拾地程

同所

内方前

一同七拾地

〃三十四文

七文下

前川原

有地

三文代

一六十地

西土平

三文

一五拾地 仏藏

〆式十式文代

式口合六十四文

五十六文

知行

沢内村乙地脇也

一壹反五畝 柿田

此田枚拾三枚

持長地上

一畑貳百地 壹枚

右八壹反歩二而三百坪也

松川長峯まへ

一畑壹反貳畝拾五歩

右八実坪五百坪在り

荒畑

内方入八森北ノ方

一すこ平壹枚三拾地

其辺両方二荒畑也

内方入壹枚

一八森山南ノ方百地程

右八荒畑也

⑫ 田代本代付善助

田代本代付

一上々田壹反歩 百七拾文

一上田 〃 百五拾文

一中田 〃 百三拾文

一下田 〃 百拾文

一下々田 〃 九拾文

畑代

一上々畑壹反歩 九拾文

一上畑 〃 七拾文

一中畑 〃 五拾文

一下畑 〃 三拾文

一下々畑〃 拾文

享保十三年

善助

⑬水牒・知行引渡

佐藤善七

(つつみ紙)

水牒

沢内村

かきの木田佐藤善四郎上地

一田代 百七拾四文

うえ田右同断

一畑代 貳拾六文

合本代貳百文

右之通此度被下置候

御知行之地引渡申候以上

御勘定役

加藤左衛門

⑩

天明六年午

五月十六日

同統取

勝見四郎右衛門

⑩

御上地役

平塚七左衛門

⑩

同

柳原喜左衛門

⑩

佐藤九郎右衛門 殿

⑭水牒・知行改引渡

水帳

宮村

町頭貳枚起復

一中田 貳拾四間 壹畝拾八歩

貳間

本代 貳拾壹文

海道東壺枚同断

一下田 七間 式拾八歩

四間

本代拾文

式口合本代 三拾壺文

立代米壺斗式合也

作子町ノ 勇藏

下深谷村

八方屋所式枚起返り

一下田 拾間 式拾歩

式間

本代 七文

同所壺枚同断

一下田 五間 壺畝歩

六間

本代 拾壺文

同所壺枚同断

一下田 拾式間 四七拾式歩

拾壺間

本代 四拾八文

同所壺枚同断

一下田 五間 壺畝歩

六間

本代 拾壺文

同所式枚同断

一下田 拾式間 壺畝拾式歩

三間半

本代 拾壺文

海道添壺枚同断

一下田 拾間 式畝拾歩

七間

本代 式拾六文

同所壺枚同断

一中田 四間 拾六歩

四間

本代 七文

七口本代

ノ百式拾壹文

立代米三斗四升壹合五勺

作子 權之助

海道添壹枚起返り

一下田 五間 貳畝拾歩

拾四間

本代 貳拾六文

土手下海道添壹枚同斷

一下田 八間 貳拾四歩

三間

本代 九文

本代合 三拾五文

立代米八升七合五勺

作子 又十郎

沢内村

松川原長峯前壹枚

一下々畑 拾五間 壹反貳畝拾五歩

貳拾五間

本代 拾三文

立代三百七拾五文

作子村ノ

又四郎

本代

ノ貳百文

立代合 壹俵壹斗三升壹合

代 三百七拾五文

右之通御知行畝反

間數本代相改致御

引渡候以上

国分三治郎

安政四年己ノ

四月十一日

川田宗蔵

芝辻長右衛門 ⑩

草刈権左衛門

吉見清八郎 ⑩

斉藤弥平次 ⑩

片岡繁右衛門

佐藤善七 殿

⑮ 覚 田代高

(包紙)

佐藤九郎右衛門

(本文)

覚

田代高百拾文

四拾文 四分弐リ

五拾九文 弐分五リ

拾壹文 弐分五リ

梅木河原弐枚

一下々田 五セ 四分弐リ

此本代四拾文

同所下弐枚

一下々田 四拾九分 弐分五リ

此本代拾三文

梅上弐枚

一下々田 壹セ拾壹分弐分高

此本代拾壹文

同所弐枚

一下々田 弐セ弐拾六分弐分五リ

此本代廿弐文

土手上弐枚

一下々田 三セ分 弐分五リ

此本代廿四文

〆 壹反六セ 廿三分

此本代百拾文

⑩ 元治二年九郎右衛門持高

(包紙)

元治二年正月

九郎右衛門持高

沢内村

九郎右衛門

田代高百八拾九文内

百三十七文六分壹リ

四十四文四分六リ

八文四分壹リ

米代百七文

一米四斗入貳俵三斗四升四合九勺

代方八拾貳文

畑代高五十六文

内拾八文 作荒之所天保九年戌方御用捨引

残三拾八文 四分半一代八文

一大豆壹斗四升貳合七勺

代方三十文

右代方合百拾五文内三文口代入

此今代五百七拾五文

川口金左衛門見届(印付)

第五章 在郷武士としての諸役

善七宛登城の旨を通知した「御目見并御札」(17)と「傑山様御正忌日」(18)にはその理由が記載されているが、ほかの二つには触れていない。登城が許されたことから、佐藤家は片倉家中で先代の功績による役割を担っていたことが推測される。(そこで不断組士(在郷武士)として担っていた役割を資料から見してみる。)

◇検断の下で宮宿駅に関する資料は①から⑩の文書である。検断の役割は宿駅での主として伝馬、運送をつかさどり、主な任務は伝馬継立を円滑に行うことで、『白石市史通史編第一巻』資料から佐藤家は検断の下で「人馬の手配」や「帳付・記録係」を務めていた。

また、さまざまな対応として、「松前御朱印御鷹御通行」「松前様御登り」(「屋形様(仙台藩主)御下向」「酒井撰津守(函館奉行)御参府」「御姫様御下向」「南部様御参府」などは幕府との関係なども含めて重要な文書である。

さらに、「金ヶ瀬詰」「越河町詰大河原まで御用意」から

は奥州街道で役割を果たしていたことはもちろん、「津軽越中守様御下向戸沢詰」などの記録から羽州街道(七ヶ宿街道)での役割も担っていたことがわかる。

◇「諸木制導役」を担った資料がある。⑫は「梅木や杉桐などの諸木の取り扱いの心得」について記され「諸木制導役」の役割がわかる資料である。また、沢内村の肝煎の下で、梅木を中心に「諸木覚」⑬を作成し村内の梅の木等の果樹の把握をしている。⑬は宇殿殿(片倉家中)へ杉木の伐方についての口上書で、片倉家中と村の「諸木制導役」との関わりを知る貴重な資料である。

◇十二代佐藤九郎右衛門は「御村立会役并赤子養育方係」を仰せ付けられたとの記録がある。ほかの資料が無いのでわからないが、「百姓の中から選ばれ、赤子養育仕方についての広域行政的な役割を持つ」『蔵王町史通史編』とされ、村内の有力者の一人であることがわかる。佐藤家は村内で重要な役割を果たし、また、宿駅のなどで多くの役割を果たしていた。

(立田 基生)

①松前御朱印御鷹御通行

今八日松前

御朱印御鷹御通行

昨日仙台御寓二而今日

白石御寓二候条急速金ヶ瀬町へ

相詰白石駅迄引通し

跡へ切被仰付候間無間

違相勤候様可被成候以上

佐藤善七

十月八日

宮司村 丹野甚吉殿

我妻勘兵衛殿

尚々具羽織りハ宮町検断方より

請候而相違聞申候以上

今日松前金ヶ瀬引通御用立

御朱印御鷹御通行

昨日仙台御寓二而今日白

石御寓二候条御案内兩人

八宮直治八宮甚助跡へ切

■ ■ ■ 我妻勘兵衛都合

へ四人首尾仕候以上

佐藤善七

天保十年

十月八日

②松前江戸御登御通行

一金ヶ瀬町御案内

御不断兩人

一宮町御案内

同 兩人

一御扱使番同 壱人

右之通明五日大河原

御泊二而

松前様江戸表江御登り

被成置候二付被召仕候条

明五日夜五ツ時迄ニ金ケ瀬
町江詰居相勤候様首尾
可被申候以上

助太夫

十月四日

沢内村

佐藤善七殿

猶此御首尾合ハ相除キニ罷成

③松前様御登間違い通知

急

今五日大河原御寓ニテ

松前様江戸御登リ

之趣令首尾迎之馬

指遣候様是又令首尾

候所我等間違今般

被相登候御仁は松前

三郎兵衛様之由依而者

我等出役ニも不及御案内
等指出候ニも不及候間御不断
組頭佐藤善七方へも其趣
御手前方より可被相伝候以上

助太夫

十月五日

宮町検断

久蔵殿

④屋形様御通行御用触れ

金ケ瀬町御用立

昼九ツ時詰

一屋形様御先立

同

一殿様御先立

若殿様兼ル

同

一大河原御附人

佐藤治右衛門
鈴木千之助

我妻勘兵衛

川村庄右衛門

佐藤圓蔵

賀川勇蔵

同

一 御飛脚人懸

佐藤久松

一 火触辻堅メ

触五ツ金ケ瀬御用

宮町

九月十四日御通行

一 屋形様御先立

大槻源之助

一 殿様御先立

若殿様兼而

武田多右衛門

佐藤新蔵

高橋伝之丞

一 御飛脚人懸

火触兼ル

弥右衛門

一 御使番御扱方

一 辻堅メ

ノ

宮町御用触七ツ

如上十六つ御用状出ス

⑤ 参府への動員加勢依頼

当御参府ニ付御人割左之通

一 越河御火消方

八嶋直之助

高橋伝之丞

丹野甚吉

右者十四日朝七ツ時九郎右衛門宅詰

一大蔵詰 八嶋重右衛門

八嶋直之助

右者十四日朝明六ツ時詰

一 町横目加勢

我妻作左衛門

鈴木専右衛門

我妻清三郎

十四日明六ツ時詰

右之通ニ候処若指支之義等も有之候付ハ

差替候而も不苦候以上

九郎右衛門

九月七日

佐藤善七殿

同役中

佐藤善七殿

同役衆中

⑥ 田村右京大夫御通行

明後八日

田村左京大夫様御事

大河原御宿ニ而御通行ニ付

金ヶ瀬町御案内御先立兩人

宮町御先立兩人御扱使番

耆人明七日之昼七ツ時相起ニ而

我等相詰候様八日朝八ツ半時

迄ニ金ヶ瀬町へ三人宮町へ兩人

相詰相動候様可被申候以上

儀左衛門

九月六日

沢内村

⑦ 上ノり対応

上ノり

尚々昼夜之義ニ候間無間違

首尾可有之

其村住居山家豊兵衛義

昨廿六日帰宅ニ付親

類組合ノり被

仰付置候処品有之御不断組

之者共居懸リニ而右同人

上ノり被仰付候条

早速其首尾可被申候

尤油断等有之候而者

難相濟義候条敵ニ

為元ノ仕様共

御家老衆御首尾

忽々有之候様上ヅリ御
組之者共へ殿ニ首尾
可被申候以上

儀左衛門

二月廿七日

沢内村

右御用帖へ写し

佐藤善七殿

⑧ 覚 屋形様等御下向による通行関連経費

覚

安政五年午三月廿三日

主達 清十郎殿

一 屋形様御下向ニ付人馬詰合代

高百文ニ付百拾文五分ニ当ル

一 三百拾式文 庄之助

同年午ノ四月十三日

主達 宮ノ治助殿

南部様御下向ニ付馬三疋歩三人此

代馬壹疋ニ付壹ノ式百文歩壹人ニ付

八百文ノ割外ニ主達代三百文

三口合テ六ノ三百文御村高三ノ五拾文

宛高百文ニ付六拾七文つつ当ル

一 七拾六文 庄之助

午の五月十三日

主達 善七

酒井撰津守様御参符ニ付

詰合代壹ノ六百文歩壹人壹ノ

百文合式ノ七百文割壹組ニ付四百五

拾文高百文ニ付拾壹文ニ当ル

一 三拾三文 庄之助

午ノ六月三日

主達 佐藤弥門殿

廿五日真明院様御尊骸御下向ニ付

詰合代式拾式ノ七百文御村五組ニ割

外ニ御陣兵御人足高割相成

猶又壹組ニ付五貫百八拾文

高百文ニ付百七拾三文八リ

一 式百九拾八文 庄之助

庄内様御下り七月廿三日 主達 平治郎殿

山中詰歩高合此符代四百拾七文

高百文二付拾八文八分二当ル

二三拾文 庄之助

午ノ九月三日 主達 重右衛門

御姫様御下向被遊候ニ付歩壱人

此符代拾三貫貳百文壱人ニ付壱ノ貳壱百文

馬三疋此符代四ノ八百文壱疋ニ付壱ノ六百文

人馬主立壱人此符代壱ノ貳百文

持夫半人此符代六百文四口合拾九文

八百文右代御村五組ニ割壱組ニ付三ノ九百

六拾文壱組高四ノ八百貳拾三文高

百文ニ付八拾貳文壱歩

一貳百三拾貳文 庄之助

割通し

一三拾貳文 庄之助

午ノ九月廿日主達勇作

松前伊豆様御参符ニ而馬壱疋歩

壱人此符代壱ノ五百文外ニ主立代

貳百文馬壱疋ニ付九百文歩壱

人ニ付六百文合壱ノ七百文御村高

六ツ割貳百八拾三文三分三リ四毛高百

文ニ付七文三分当貳拾壱文庄之助

⑨覚 諸大名通行対応詰夫代等

詰夫代覚

文久二年戊ノ三月初リ

主立 清五郎

三月十一日

一公儀御目附小出隆任様箱

館表へ御下りニ付三月十一日高百文

に付貳拾九文四分四リ貳毛

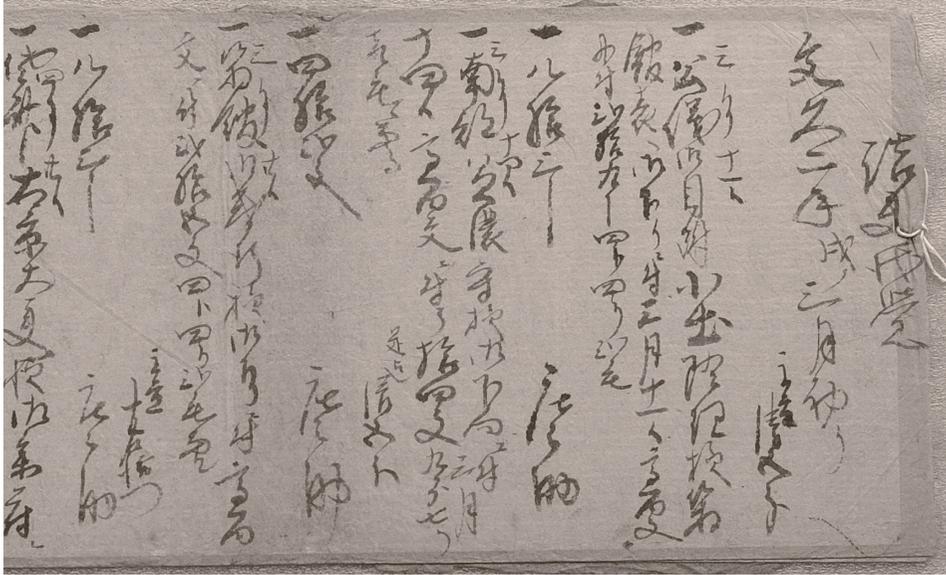
一八拾三文 庄之助

三月十四日

一南部美濃守様御下向ニ付三月

十四日高百文ニ付テ拾四文九分七リ

壱毛ニ当る 是迄 清五郎



覚（諸大名通行対応詰夫代等）（本文 130 ページ下段⑨）

- 一 四拾貳文 庄之助
- 三月廿日
- 一 箱館御奉行様御下りニ付高百文
- ニ付貳拾五文四分四リ貳毛当ル
- 主立 十右衛門
- 一 八拾三文 庄之助
- 四月廿日
- 一 佐竹右京大夫様御参府ニ
- 付高百文ニ付貳拾八文貳分ニ当ル
- (十右衛門代リ)
- 主立 留吉
- 一 八拾文 庄之助
- 五月二日
- 一 酒井様 高百文ニ付拾八文八分三リ
- 主立 半門
- 一 五拾参文 庄之助
- 五月二日
- 一 松前様 高百文ニ付七文八分九リ

主立 平内

一 式拾参文 庄之助

四月廿八日

一 箱館御奉行勝田伊賀守様高

百文二付拾八文三リ八毛二当ル

主立 専吉

一 五拾弍文 庄之助

七月廿七日

一 公儀御目附山口勘之丞様高百

文二付四拾八文壹リ弍毛

主立 善七

一 百三拾六文 庄之助

八月廿九日

一 公儀御目附高百文二付拾八文六分 六リ

主立 治右衛門

一 六拾三文 庄之助

十月三日

一 松前伊豆様高百文二付七文三分

主立 治右衛門

一 式拾壹文 庄之助

十月十七日

一 南部様御下向二付高百文二付

八文五分五リ二当ル

主立 善七

一 式拾四文 庄之助

十月八日

一 箱館御奉行様御下向二付高百

文二付四拾三文弍分二当ル

主立 只七

一 百弍拾弍文 庄之助

十一月十四日

一 織田兵部奥方御下向二付

高百文二付百弍拾三文弍分二当ル

主立 専吉

一 三百拾八文 庄之助

一 箱館御奉行様御通行二付

戌ノ十二月十四日高百文二付式拾文

七分壹リ三毛

主立 清内

一五拾八文

庄之助

〆 壹貫五百式拾三文

(付紙)

壹疋壹人 越河詰

南部様御下向二付

十月十七日晚越河詰

翌十八日大河原迄御用立分

此雇式貫文

右代六組割三百

三拾四文つゝ高百文二付(以下断簡)

⑩ 覚 諸大名通行対応歩伝馬代等

覚

去年分居越伝馬代

一拾文 庄之助

松前様符伝馬代

一六拾九文 庄之助

箱館御奉行徒伝馬代

一四拾七文 庄之助

公儀御目付歩伝馬代

一五拾六文 庄之助

佐竹右京太夫様歩伝馬代

一百三拾文 庄之助

酒井左右衛門様歩伝馬代

一三拾式文 庄之助

南部遠江様伝馬代

一拾式文 庄之助

公儀御目附黒川左忠様伝馬代

一六拾八文 庄之助

屋形様伝馬代

一式百三拾八文 庄之助

南部様伝馬代

一九文 庄之助

津輕土佐守伝馬代

一八拾壹文 庄之助

七百五拾貳文

安政六年未ノ三月

南部様御参付ニ付安政六年

三月十六日歩伝馬代

一六拾六文 庄之助

六月黒川様ノ時壹朱手形

壹枚相渡し置候而

内代百三文相出候時手前高分

右之手形ハ返し勘定之

訳ニ而今以勘定相不濟

⑪文久三年諸大名及家族御上下向の対応と歩伝馬代等

文久三癸亥ノ二月三日登り

屋形様 主立 清十郎

一三百七拾六文 善七

一四百貳拾七文 庄之助

一南部遠江守様御奥様御下り

に付詰人馬府代二月廿四日越河町

詰大河原迄御用意候

主立 伊三郎

一三拾六文 善七

一四拾壹文 庄之助

一箱館御奉行支配組頭河

津三郎太郎様御帰府ニ付

三月十八日高百文ニ付八文三分当ル

主立 沙門

一貳拾文 善七

一貳拾三文 庄之助

一佐竹右京太夫様御娘様

御下りニ付文久三年三月十二日

一馬壹疋歩貳人

此雇代五ノ六百文

高百文ニ付貳拾三文九分六厘当

主立 清五郎

一五拾九文

善七

一六拾九文

庄之助

一酒井雪子様御内方様御下

向ニ付三月廿日上戸沢詰關

町宿同廿二日右ハ高百文ニ付

百七文八分五厘当ル

主立 伊三郎

一貳百文

善七

一三百四文

庄之助

一箱館小出大和守様御家族様

御下りニ付三月十九日越河町

詰翌廿日高百文ニ付貳貳文

四分貳厘当ル

同 伊三郎

一五拾四文

善七

一六拾貳文

庄之助

一酒井様御荷物御下りニ付

馬耄疋歩五人

耄組ニ付三貫貳百八拾九文

高百文ニ付八拾四文七厘ニ当ル

三月廿七日

主立 沙門

一貳百八文

善七

一貳百三拾九文

庄之助

一酒井豊山様御下向ニ付

四月朔日

一馬三疋貳五人此符代三貫四百文

都合拾貳貫六百文御村高

六ニ割耄組ニ付五拾三文九分五厘当ル

主立 清十郎

一百三拾五文

善七

一百五拾貳文

庄之助

一津輕式部少輔様御奥様

御下りニ付四月六日上戸沢詰

一代式貫七百文三疋式人分

一酒井豊山様奥様御下り付

補代不渡分候ニ付右代割分如此

相符代四貫百文ツゝ組ニ老入

に付式貫百文ツゝ六貫九百文

右御村五組へ割老組ニ付

老貫三百八拾文つゝ右代老組

高四貫八百廿三文ツゝ割高

百文ニ付廿八文四分八厘式毛当ル

主立 清五郎

一七拾文

善七

一八拾老文

庄之助

一松前伊豆守奥様御下り

同志摩守様御内室様下りニ付

四月十二日越河詰

主立 伊三郎

一六拾四文

善七

一七拾四文

庄之助

一佐竹右京大夫様御両御下

向ニ付四月十五日上戸沢詰

翌十六日同所方御用立関泊り

夫方櫓下迄御用立分

一馬三疋此符代拾五貫五百文

但シ老疋ニ付三貫五百文

歩五人拾貫文老組ニ老道

式貫文御村六組割老組ニ付

三貫四百拾七文

主立 只七

一式百拾五文

善七

一式百四拾八文

庄之助

去月中酒井豊山様御内

室様御下ニ付老疋つゝ組ニ割

付ニ相成申候処老疋ニ付式貫

五百文符代ニ而割付ニ相成

申候不延ニ而詰増左之通

高百文ニ付拾壹文九分当ル

式拾九文過ニ出し 主立 十右衛門

一四拾四文 善七

一五拾文 庄之助

文久三年いノ四月廿日白石御泊ニ而

一屋形様御下向ニ付人馬割左ニ

一馬三足歩拾五人此雇代式拾四貫文

但シ壹人ニ付壹貫六百文ツゝ

一同人御大所方四月廿日白石詰

此雇代三貫六百文但し壹人ニ付九百文ツゝ

一同五人此雇代壹貫六百文

一村締ニ制導越河町牛蔵

此雇代八百九拾文

一組頭孫助持夫壹人此雇代六百文

一御上京方持夫壹人

此雇代五百文

都合四拾三貫八百九拾文

二付五組ニ割壹組ニ付八貫七拾八文ツゝ

高百文ニ付百八拾式文ニ当ル

一四百四拾六文 善七

一五百拾三文 庄之助

一佐竹右京大夫様四月五日

御下向の砌人馬補代壹組ニ付

六百文ツゝ高百文ニ付拾五文

四分金七毛ニ当ル

亥四月五日分割返 主立 茂平

一三拾八文 善七

一四拾三文 庄之助

一南部美濃様御参府ニ付

馬三疋此雇代三貫三百文歩四人

此雇代式貫四百文主立代

式百文合五貫八百文

右代六組割壹組ニ付九百八拾三文

高百文ニ付式拾五文式分四厘当ル

亥七月十六日

主立 茂平

一六拾弍文

善七

一七拾壹文

庄之助

一津輕越中守様御參勤二付

八月廿八日湯原町詰翌

廿九日同所方御用立関町御昼

夫方小坂迄御用立分

高百文ニ付五拾四文七分七厘当ル

主立 治右衛門

一百三拾四文

善七

一百五拾四文

庄之助

一公儀御役々様御帰府二付

文久三年亥ノ十月八日

高百文ニ付弍拾六文四厘五毛ニ当ル

主立

一六拾五文

善七

一七拾五文

庄之助

御上しさま

一弍貫四百八拾文歩馬代

高百文ニ付五拾壹文ツヽ

十二月廿七日 主立 治右衛門

一百弍拾五文 善七

一百四拾文 庄之助

亥ノ十二月廿九日

〆弍貫八百壹文

庄之助分ノ〆高

文久四

甲子ノ二月

一南部美濃守様御下向

に付越河詰翌八日白石

泊り夫方大河原迄御用立分

一步四人此雇代五貫弍百文

組壹人ニ付壹貫三百文

一馬式疋此代四貫四百文

但し壹疋ニ付弍貫弍拾百文ツヽ

此内補代七百文津輕様分

壹組ニ付壹貫五百五拾五文

高百文ニ付三拾九文八分ツヽ

主立 善七

一九拾八文

善七

一百拾三文

庄之助

一公儀御役々様御下りニ付

越河町詰翌七日同所方

御用立白石町御昼ニ而大河

原町迄御用立

一步九人此符代九貫九百文

但シ老入ニ付老貫百文

主立老入此代老貫百文

合拾老貫八百文右代御村高

五組ニ割老組ニ付式貫三百六拾文

高百文ニ付四拾五文ニ当ル

二月

主立 茂平

一百廿文

善七

一百三拾八文

庄之助

一屋形様御參符

一御曹司様御下向ニ付兩

詰人馬益代馬三疋夫老入

右代六貫六百文歩四人

御当日方九日詰相雇代四貫

六百文御曹司様方右四人

御村詰所九日詰右雇代

四貫文同八人御馬組割

雇代拾老貫貳百文同老入

御曹司様御当日方雇代老入

老貫貳百文持夫老貫八百文老貫二百文

御馬方三拾六貫百貳拾文

老組ニ付高百文ニ付而百

廿六文九分七厘当ル

子ノ二月九日 主立 只七

一三百拾老文

善七

一三百五拾八文

庄之助

一公儀御目附御下向ニ付老疋

五人高百文ニ付三拾七文

三分式厘壹毛二当ル

四月七日 主立 清七郎

一九拾壹文 善七

一百五拾文 庄之助

一津輕越中守様御下向二付

五月十三日戸沢詰式足式人

内補代壹組二付三貫三百

三拾三文割返り高百文

に付五拾参文五分三毛二当ル

主立 専吉

一百拾文 善七

一百五拾壹文 庄之助

一屋形様御下向二付人馬

雇代高百文二付百三拾

九文七分二当ル

六月三日 主立 清十郎

一三四拾式文 善七

一三九九拾四文 庄之助

南部遠江守様御参府二付

子ノ六月九日金ヶ瀬詰翌十日

同所方御用立越河町泊り

此雇代高百文二付式拾七文ツゝ当ル

主立 勇吉

一六拾六文 善七

一七拾七文 庄之助

御上使様南部方御帰二付子ノ

八月白石町詰翌六日越河町

御昼二付貝田町迄御用五歩

夫六人此雇代六貫文高百文

に付三拾三分二当ル

主立 清五郎

一七拾壹文 善七

一八拾六文 庄之助

公儀御使番松野孫八郎様

秋田江御留リ二付八月七日

壹組高四貫八百式拾三文

高百文二付六拾壹文

七分八厘七毛当ル

主立 仲三郎

一百五拾壹文

善七

一百七拾四文

庄之助

佐竹右京大夫様御上京二付

元治元年八月廿四日高百文

に付百貳拾文四分貳厘六毛二当ル

主立 清五郎

一貳百五拾壹文

善七

一貳百八拾九文

庄之助

佐竹右京大夫様御参二付

子ノ八月廿四日湯原詰同廿五日

小坂迄御用立之分大雨出水

に而二日之詰増二詰之御用立

割分取立左之通

詰増主立 清三郎

一貳百五拾壹文

善七

一貳百八拾九文

庄之助

南部美濃様御参府二付

子ノ九月十二日未明金ヶ瀬詰之分

高百文二付貳拾四文四厘二当ル

主立 清五郎

一六拾壹文

善七

一七拾文

庄之助

ノ貳貫貳百九拾文

馬三疋歩夫貳人

一南部美濃守様御参府

に付九月廿五日金ヶ瀬詰

高百文二付四拾貳文三分

七厘貳毛御座候

主立 十右衛門

一百四文

善七

屋形様九月廿九日

御登二付歩拾九人馬四疋

合四拾六貫貳百文

老組ニ付九貫弍百四拾文

佐竹様割返り四貫カ

弍拾五文ニ付高百文ニ付

百八拾弍文五分当ル

主立 專吉

一四百四拾七文

松前伊豆守様御内室様

御家族一同御参府ニ付十

月十二日晚金ヶ瀬町詰

馬老疋歩弍人

此雇代三貫文

右代御村高五組ニ割

高百文ニ付三拾弍文

六厘九毛二当ル

主立

一三拾四文

十三拾九文

善七

庄之助

(別紙1)

一津輕越中守御参府

十月十三日高百文ニ付

六拾七文六分壹厘当ル

主立 弥門

一百六拾六文

一津輕様御登ニ付子ノ十月廿五日

湯原詰小坂迄御用立 松前様

奥様詰増方此雇代弍貫九百文

高百文ニ付百弍拾三文三分六厘七毛当ル

主立 治右衛門

一三百弍文

善七

(別紙2)

右十一月廿五日

一屋形様御下向ニ付

越河町詰人馬割

一馬四疋御迎接方

此雇代拾弍貫九百文

一步式拾人

右六拾貫四百文

五組割壺組二付

拾式貫八拾文

高百文二付

式百五拾四分六厘

七毛二当ル

主立 茂平

一六百拾四文

善七

(別紙3)

甲子ノ年

一四百文

詰歩代庄之助分出ス

⑫ 諸木制導役

一実なり梅御取行相成候ニ付

望人次第明年より苗木被

下置候植方之義ハ山所ニ

無之候共里前畑之のよせ

堤土手川除土手或ハ荒

畑等江植立制導可相加候

六七年も過候へハ少々ハ実取

之義ニ相聞得候間右実ハ

何程ニ而も壺升拾文宛之

御直段ヲ以於

上御買上被成置候条其時々

御勘定所江持參可致候

御買代引替ニ相渡事

一 山梅之実は又前書様々

を以御買上ニ相成候条秋之

彼岸より九月中合取方同

月晦日迄ニ御勘定所江可

相出事

但し右等之実御用ニ相成

候ニ付野符野山等江生立

候等たり共決而相障リ申

間敷候

一 遠山并野符林へ守立

成り木ニ相成候ハバ七分ニ

上江被召上三分ハ専立人江

被下置候条望人有之

候へハ場所御勘定所江申出

得指図守立候様可仕事

一 当時村々ニ実なり木少ニ

ハ有之事ニ相聞得候条何

分手入盛木ニ相成候様制

導可有之候尤右実ハ前條

之通ニ而当年より御買上ニ相

成事

但し実取之義ハ九月土用

より十月取方晦日迄ニ

御勘定所へ可罷相出事

一 前條之通御取行ニ付而ハ

村々有木之分幼木ニ候共

何分手入相加候様首尾可申候

用分植立ニ候共伐倒候成ハ

勿論枝等迄も伐申間敷候

品ニより作物懸り分ハ出入

御用方へ申出指図之上伐方

可仕事

一 杉桐植方之義ハ苗木并

植場所共ニ被渡下分七分被下

置三分御用所ニ被召上候事

一場所斗ニ渡下自分苗木

植方之分ハ十分一被召上候事

一 苗木被渡下自分居久根

植立之分十分一被召上事

一 居久根等へ自分苗木ニ而

植立之分ハ旧来無御講候

条何分制導持植立

候様可仕事

一 栗柿之類苗木并ニ場所

共ニ被渡下候分ハ二十分一

指上可申事

七月十日

一場所被渡自分苗木

植立之分一字被下置事

沢内村於梅等之覺

但し居久根植立之分同断之事

左之通り

一前條之諸木江相障り

一八百五本

或ハ木之実等猥ニ盜取

内

又ハ柿栗様之類枝等伐

一五百八拾五本

方七しめ候者有之候ハ

右ハ御郡方百姓前所持仕候

屹度見咎可相制候右不

但し木より苗木廻り

相用不都合之者等候ハ

文政五年払跡

其段之断可申出候屹度

一貳百廿本

被及御吟味候事

内

右之通被仰出候条御家中

一七拾本 御村寄植立

村町共望人有之候ハ

廻り三四寸

可申出候植立場所被相渡

一百四拾八本

候条其心得可有之候以上

右八百々蒔立

寛左衛門

内

天保七申年

一五拾貳本 鈴木千右衛門

一七本 佐藤善七

一四本 高橋伝之丞

一四本 高野清十郎

一拾四本 鈴木千右衛門

一拾八本 佐藤好右衛門

一拾六本 久右衛門

一六本 原兵衛

一拾三本 与右衛門

一貳本 平八

一貳本 源右衛門

一六本 治右衛門

一四本 只右衛門



右之通ニ御座候得者御吟味

制導ニ候得ハ苻立等も

相増候儀ニ奉申候

肝入 喜十郎

文政十年

六月

諸木覚左之通り

一梅木十九本 村植立 いとい脇

一同三拾貳本 〃 内方入

一同貳本実なり 〃 同所

台やしきの内

一同六本 御百姓 下民清内

山田やしきの内

一同貳本 御足輕 下々民忠右衛門

小山田向

一同三本 御不断 下民佐藤穰右衛門

内方不動堂

一同四本 〃 〃 佐藤善七

同所

一同四本 〃 〃 高橋傳之丞

荒子入

一同五本 御百姓 下民

乙当地

一同式本 同 下々民原右衛門

橋本脇

一同四本 御百姓 治右衛門

鹿野やしき

一同式本 同 下民倉助

天王脇

一同式本 同 下々民清八

六拾六本

一桐式本 風呂ノ久保屋敷 御不断 鈴木千右衛門 下

民

一同耆本 同やしき 御足輕 傳右衛門 下々民

一同耆本 とのいりやしき 同 倉藏 下民

一同耆本 欠やしき 同 久兵衛 下々民

一同耆本 荒子屋敷 御百姓 惣兵衛 下々民

一同耆本 鹿野やしき 御足輕 倉治 下民

何本

御足輕同断

右之通り書上仕候以上

沢内村肝入 佐藤直治

天保七年申ノ八月

諸木制導役 佐藤善七

如此ニ書上仕候

(別紙)

制導不制導之訳

上民下民下々民之訳

何々屋敷

御百姓誰々

何なり

一梅何百本

内何本実なり

御不断同断

御足輕同断

一杉同断

一桐同断

一柿同断

⑬ 口上書 諸木制導役

(前断)

候様相談し尤勘定外不足之義

者右杉伐方仕候而肝入手元ニ而勘定

仕其節証文相返し可申旨相定メ

置申候ニ付去月中より伐方仕候処

同月廿四日四郎八拙者方江罷越

相談候ニ者無答伐方候儀者

如何様之訳ニ候旨被相答候ニ付其

品々相談候ニ者去年十二月中約束

之通伐方仕候儀ニ而伐方致候

訳ニ有之候旨相答候得共上御

事多ニ茂罷成候事候而者恐多

御儀与勘弁仕依而者高野利藤太

殿相頼四郎八方江度々申わび仕

候得共右伐方仕候木者値段仕

金子相立過怠し而杉七百本

植方仕五ヶ年之間根苜弘等

仕相返し候ハ、相任可申由ニ

四郎八申儀ニ御座候間依而ハ

拙者方ニ而植方可仕様無御座候

間御時節柄不憚上御事

多罷成義恐多御儀奉存候

得共是非不及口上書ヲ以如

此申上候以上

嘉永元年 佐藤善七

九月

卯殿殿

⑭ 諸木制導役

諸木覚左之通

一 榎木十九本 いはい脇

右 八御村二而当年蒞立

一 三拾式本 内方入

右同断

一 式本 実なり 同所

右同断

一 六本 御百性 清内

台屋しきの内

右当年蒞立

一 式本 御足輕 忠右衛門

右 八八九寸廻り 山田屋しき

一 三本 御不断 佐藤紋右衛門

七八寸廻り

右 八小山田向

一 四本 〃 佐藤善七

右 八七八寸廻り内方脇不動堂

一 四本 〃 高橋伝之丞

右同断

一 五本 御百性 源右衛門

右 八荒子入

一 式本

右 八乙当地脇

一 四本 御足輕 治右衛門

右 八八九寸廻り橋屋脇

一 式本 金助

右 八壹尺廻り 鹿野屋しき

一 式本 清八

右 八七八寸廻り天王脇

〆 八拾七本

内 八拾本御足輕

内 七本御百姓

右之通書上以上

沢内村肝入

天保七年 佐藤直次

八月

同村諸木制導役

佐藤善七

⑮善七宛登城の旨通知

澤内村

佐藤善七

御用の儀候條

明後廿八日四つ時登

城可被申候以上

大右衛門

十月廿六日

⑯善七宛登城の旨通知

澤内村

佐藤善七

御用之義候条明

後廿八日正明六ツ時

登 城可被申候以上

大右衛門

八月廿六日

⑰善七宛登城の旨通知

澤内

佐藤善七

来ル廿一日

御目見并諸御礼

被 仰付候条同日朝

五時登

城御目付へ相断尤

病氣指合之儀候ハズ

前日迄申聞候様

可被申候以上

平右衛門

九月十日

⑱ 善七宛登城と傑山寺拝礼通知

澤内村

佐藤善七

来ル十四日

傑山様御正忌日

二付傑山寺おゐて

御拝被

仰付候条明十一日

四ッ時

御城江罷出御次方江

印形承知致候様

可被申候以上

久左衛門

十月十日

⑲ 八手前御不断面附覚

弘化二年二月

佐藤善七

八手前御不断面附覚

老番組

須田弥平左衛門組

組頭

一 御麓住居

大内甚右衛門

〃

一同断

萱半七郎

〃

一〃〃

本木徳右工門

一〃〃

高橋伝次

一同断

丹野権七郎

一同断

金子久作

一 仙台定詰

高橋嘉吉

一 御麓住居

安藤慶之助

一〃〃

鳴原民治

一〃〃

鈴木長三郎

一 蔵本廟守

佐藤銀四郎

付諸御用除

一 森合村

佐久間清助

一本郷村

半沢清治郎

一 御麓住居

菊地由左衛門

一 森合村

遠藤卯源次

一 同断

齋藤仁吉

一下小原村

大内清右衛門

一 森合村

遠藤里右衛門

一 越河御ノ諸御用除キ

八嶋小太夫

一 郡山

日下弥四郎

一 御麓住居

我妻鉄左衛門

一 長袋村

高野清次

一 同断

本田常次

一 同断

永坂久右衛門

ノ三拾三人

一 同断

山谷弥平次

一 中齋川村

松野松右衛門

式番横山輔三郎組

一 同断

成沢喜代次

組頭

一 齋川村

松野太郎次

一 原住居

佐藤勇左衛門

一 御麓住居

鈴木万蔵

同

一 小下倉村

遠藤重蔵

一 原住居

泉喜左衛門

一 中齋川村

国分礮之助

同

一 同断

梶川孫右衛門

一 同断

高橋吉左衛門

一 御麓住居

松田常吉

一 同断

樋渡又十郎

家督勇蔵

一 同断

佐藤銀右衛門

一同断	村上勇左衛門	一同断	千葉喜蔵
一同断	村上清太郎	一同断	永坂新蔵
一同断	佐竹条次郎	一同断	高橋文五郎
一同断	飯沼春吉	一同断	半沢新之助
一同断	佐藤太蔵	一同断	佐藤市之允
一同断	佐藤勇助	一同断	小室万之助
一八ツ宮村	大宮権左衛門	〽式十九人	
一同断	八卷佐助	三番大波権兵衛組	
一同断	高梨左蔵	組頭	
一同断	新山友蔵	一八宮村	松野助左衛門
一同断	大宮金之助	同	一ノ坂定右衛門
一同断	日下杣之允	一同断	
一同断	寺嶋助之允	同	
一同断	一ノ坂惣吉	一下深谷村	八嶋甚四郎
一同断	諸御用除キ	組頭	
一同断	佐々木熊吉	一八ツ宮村	鈴木彦三郎
一同断	佐々木清次	一同断	達崎源蔵
一同断	佐藤清之丞		
一同断	村上源七		

一同断	大宮助之允
一同断	日下庄吉
一同断	国分重次郎
一同断	小室善次
一下深谷村	鈴木三次
一上深谷村	高橋惣之助
	組頭
一下深谷村	日下徳右衛門
一上深谷村	遠藤善九郎
一同断	樋渡永之助
一同断	氏家雪哲
	坊主御奉公
一下深谷村	日下伝之允
一同断	阿部喜左衛門
一同断	大宮源四郎
一同断	佐藤新蔵
一上深谷村	才藤直之允
一同断	佐藤弥平治

	一上深谷村	阿部市兵衛
	一下深谷村	阿部喜七郎
	一同断	遠藤羽右衛門
	一(阿部源蔵)	国分重右衛門
	一坂谷村	高橋孫助
	一下深谷	佐藤勇次
	一沢内村	佐藤久松
	一越河御ノ諸	八嶋茂平太
	御用除キ	
	一深谷村三住	佐藤乙次
	ノ三拾人	
	四番朝倉正左衛門組	
	組頭	
	一三沢村	佐竹専次
	同	
	一鹿子村	村上清三郎
	同	

一坂谷村	大野庄八	一同断	佐竹重助
一三沢村	嶋貫甚蔵	一同断	阿部弥五七
一同断	八嶋与平次	一大町村	鈴木善助
一同断	金子善次	一三沢村	谷津重之助
一同断	遠藤彦次	一大町村	菊地久七
一大町村	大野定次	一同断	大野善蔵
一三沢村	小室与右衛門	一越河御ノ諸	村上清七
一鹿子村	佐藤里蔵	御用除キ	
一大町村	谷津万之允	一大町村	大浦善五郎
一同断	高橋忠之助	一同断	八嶋興右衛門
一鷹巢村	高子亀之助	ノ式十九人	
一同断	菊地善七		
一鹿子村	佐藤庄三郎	五番佐藤内蔵右衛門組	
一鷹巢村	大橋林之助	組頭	
一鹿子村	伊藤淀次	一上小原村	高橋勇之允
一大町村	大野清蔵	同	
一同断	大野勇吉	一中ノ目	佐久間彦之助
一三沢村	佐竹安吉	一上小原村	才藤茂左衛門

一 下小原村	境野新之助	一 下小原村	大浦善左衛門
一 同断	才藤定右衛門	一 同断	高橋庄蔵
一 同断	高橋亀太郎	一 中ノ目村	高橋万吉
一 上戸沢御境御 <small>ヱリ</small>	古山勘四郎	一 同断	佐藤伝之助
諸御用除キ		一 中ノ目村	高橋万次
一 右同断	村上紋之助	一 同断	高橋佐吉
一 下小原村	高橋源吉	一 同断	村上弥平次
一 同断	大槻彦三郎	一 中才川村	遠藤長之助
一 同断	高橋永助	一 上小原村	津田秀之助
一 上小原村	大槻九内	一 下戸沢村	佐藤平次
一 下小原村	半沢重左衛門	一 越河御 <small>ヱリ</small> 組	佐藤源内
一 同断	半沢与五右衛門	諸御用除キ	
一 同断	小室太郎左衛門	一 上小原村	才藤直之助
一 上戸沢御境 <small>ヱリ</small>	古山五郎助	一 下小原村	高橋円助
諸御用除キ		<small>ヱ</small> 三拾式人	
一 右同断	鈴木忠之助		
一 右同断	小畑吉太郎	六番大河内忠左衛門組	
一 上小原村	高橋金六	組頭	

一下小原村	同	小室五郎左衛門	〆り御用除キ	
一下戸沢村	同	高橋又市	一下小原村	高橋利助
一下小原村	同	小室善左衛門	一上戸沢御境〆り	新妻嘉蔵
一東沢口御〆組諸御用除キ		赤井畑新左衛門	諸御用除キ	
一下小原村		黒田七之助	一下小原村	高橋福太郎
一上小原村		高橋勘吉	一同断	高橋銀之允
一同断		高橋勇次	一同断	高橋善太郎
一上小原村		高橋長喜右衛門	一上小原村	高橋勘三郎
一下小原村		半沢運八	一同断	半沢藤右衛門
一同断		高橋四郎七	一閑道御〆り諸御用除キ	四竈久七郎
一同断		半沢文蔵	一上小原村	境野彦太郎
一同断		高橋武次	一下戸沢村	高橋清右衛門
一同断		半沢勇次	一下小原村	齋藤長吉
一上戸沢御境		木村氏右衛門	一上小原村	大浦善助
				高橋弥仲

一 越河御 <small>ノ</small> リ組	八嶋七右衛門	一 宮司村	丹野藤七
諸御用除キ		一 宮司村	八嶋直次
一 諸御用除キ	赤井畑元三郎	一 同断	八嶋重右衛門
<small>ノ</small> 三拾壹人		一 同断	渡部久四郎
七番杉山音門組		一 同断	川村要助
組頭		一 同断	我妻長太夫
一 沢内村	小野善四郎	一 同断	我妻勘兵衛
同		一 同断	我妻勘右衛門
一 宮司村	我妻久吉	一 同断	我妻作左衛門
同		一 同断	我妻利右衛門
一 沢内村	佐藤善七	一 小妻坂住居	我妻清三郎
一同断	鈴木文右衛門	一同々	馬場新兵衛
一同断	斎藤善左衛門	一 遠刈田住居	我妻与蔵
一同断	佐藤冶右衛門	一同断	大宮久己吉
一同断	佐藤龜藏	一同断	佐藤勘左衛門
一同断	高橋伝之允	一 新地住居	我妻与市郎
一同断	鈴木專吉	一 向山村	佐藤千代吉
			嘉川龜吉

一中才川村

菅野勇吉

一御麓住居

佐藤亀次

一五嘉村

半沢與右衛門

一同断

永山利平太

〆三拾式人

第六章 白鳥大明神との関わり

奥州街道を江戸から北上し、白石を過ぎると間もなく羽前街道との分岐点に至る。ここが現在の蔵王町宮地区で、刈田嶺神社が鎮座している。仙台藩主の伊達家、領主片倉家の祈願神社である。別名を白鳥大明神といい、由緒書きによれば、日本武尊を祀っており、第十四代仲哀天皇が大刈田山（現在の青麻山）の頂上に白鳥社を創設したのが起源とされ、平安時代に朝廷が選定したと言われる縁起式内社の格付けを頂く格式高い神社である。

この白鳥大明神と佐藤家との関わりは、初代定吉が永正一六年（一五一九）白鳥大明神御宮造営の時「諸事主、棟札に名」とある。二代吉信の時にも天文二十一年（一五五二）に白鳥大明神の再営があり「頭人を勤め頗勞あり棟札に実名」と記している。四代吉黨時代、永禄二年（一五六八）にも御宮補修があり「そのことに関すること祖の如く」とある。五代茂は慶長一六年（一六一一）の造営に際し、「神前の御前柱を以て事業に戮力し経営の役に加わりて労あ

り棟札に姓名を記す。」とある。これらを引継ぎ、元禄四年（二六九一）一〇月に神社に対して、白鳥の縁起一軸を献納、ならびに水石（手水鉢）一基を鐘の傍らに建て、階段九十間を寄付し、水石の表に先祖歴代の神社との関わりを記録を残したのが、白石亘理町の検断に転出した七代目重右衛門・多（佐藤重助）の息・善左衛門信興（宝永三・一七〇六年没）である。この水石は当時の場所に、そのまま現存している。以上のように、佐藤家は片倉家支配以前の内方定住直後から宮内家の与力として、神社の重責を担っていたことが窺える。

「口上の覚え」①は、この信興が縁起作成のために残した記録である。その頃の火災によって刈田嶺神社の縁起が消失していたため、吉川惟足及び吉田某殿へ詳しい縁起を書いてもらいたい旨、津村五郎右衛門なる人物に依頼している。文書の内容は当時の神社及び周辺地域の状況について、具体的かつ詳細に説明しており、この時代を知り得る貴重な資料である。

この後の佐藤家は、片倉家中の不断組士、組頭としての

仕事（領主片倉家の参拝に関する案内や警固）が主な内容となっており、片倉家では各種祈願や宮参り等と、身近に白鳥大明神を参拝していたことが窺える資料となっている。（②③④⑤⑥⑦）なおこれらの文書中の善七は、十四代茂善である。

（鈴木 雅典）

①口上の覚

口上の覚

刈田峯之神社刈田郡之惣鎮守白鳥

大明神祭日九月九日日本武尊勸請之

地ニ御座候由申傳候併先年出火之砌縁起

致焼失其実相知不申候間何頃何之

依由緒勸請ニ候哉委細之縁起申受度

奉願候仍而貴様吉川惟足老より兼而被

掛御目之由及承候間何とそ罷成事ニ候ハハ

右之縁起御門弟中江被仰付御考被成

下候様奉願候惟足老御隙無之御考も

不罷成事ニ候ハハ惟足老より吉田殿江被仰上

被遊下候様成共仕度候右之品々被仰上惟足老

御挨拶之趣可被仰下候勿論吉田殿而て

成共相調申ニ相極候ハハ縁起出来之時分

社家為指登受取申様ニ首尾可仕候拙者

儀右之社江数代品有之儀ニ御座候間如此

奉願候

一三月三日ニ御祭御座候得而神前江餅を備申由

其田地とて三月田と名付爾今社近所ニ御座候

一刈田峯之神社白鳥大明神御社地長三丁

半程横一丁半程

一右御社二間四面南面

一右御社地之内稻荷之小社有

一柏之木廻老丈五尺余古木ニ御座候故御

枯ニ罷成候

一檜廻一丈五尺之余

一杉七尺八寸より一丈式三尺廻迄木数三四本余

御座候右之外古木ハ枯朽風返リ杯ニ罷成

段々減少仕候

一 刈田宮と申宿ハ御社地より間耆丁半程

御座候家数百軒程有之候

一流鏑馬馬場長二丁余横半丁程右御社

地之内ニ御座候只今ハ百性屋敷ニ罷成馬場

屋敷と申伝候

一 あらこも屋敷百間四方程右御社地より間三丁

程先年御祭礼之節流鏑馬馬場江あらこも

相出シ申由申伝候当時ハあらこ屋敷と申候

一 松之坊と申山伏別當職相務流鏑馬之馬場ニ住

居申候

一 別當内屋敷百間四方程此屋敷先年ハ別當職

相勤申由申伝候只今ハ別當職不仕候御社

領地より間二丁半程御座候

一 市屋敷百軒四方程此屋敷より先年御祭礼之

節神子相出申由申伝候只今ハ其儀無御座候

一 内方屋敷三丁四方程先年此屋敷江毎年九月

七日之晚より八日之朝迄右神職之者相詰潔齋

仕八日之朝より御社之前殿江相詰通夜仕

翌九日ニ御神輿刈田宮川御濱と申所江

被為出流鏑馬御祭禮御座候由其節内方

屋敷ハ毎年御台所ニ罷成ニ付於尔今内方

屋敷と申続候其頃右屋敷共ハ

政宗公様御領地之時節迄社領御座候由天正

之年中ニ御座候哉蒲生飛彈守様御領地ニ罷

成社領被召上其以後断絶申由ニ御座候

一 先年ハ極月晦日ニ魚類御神前江指上申由ニ申伝候

一 内方屋敷東面丑寅之方ニ天王之社有リ辰

巳之方ニ権現之社有リ未申之方金神之

社有戌亥之方ニ不動堂有右四社不明ニ

御座候得共申伝之旨書記申候

一 永承（マカ）（正カ）十六年御宮立替り申節此旨先祖大工

奉行相務申候御棟札ニ佐藤九郎四郎宗吉と

名本御座候

一 天文廿老年御宮立替り申節ハ高祖父大工

奉行諸事之役相務申候御棟札ニ佐藤石見

吉信と名木御座候

一 永祿十一年御宮立替り申節も曾祖父

右同前ニ大工奉行諸事之役相勤御棟札ニも

佐藤石見吉堂と名本御座候

一 慶長十六年御宮立替り申時分ハ祖父

御前柱奉加御棟札ニ佐藤九郎右衛門茂と

名本御座候

右之通此方先祖代々相務申来候儀ニ御座候

於可罷成ニハ今度縁起被相調被下候様奉頼候

以上

白石町

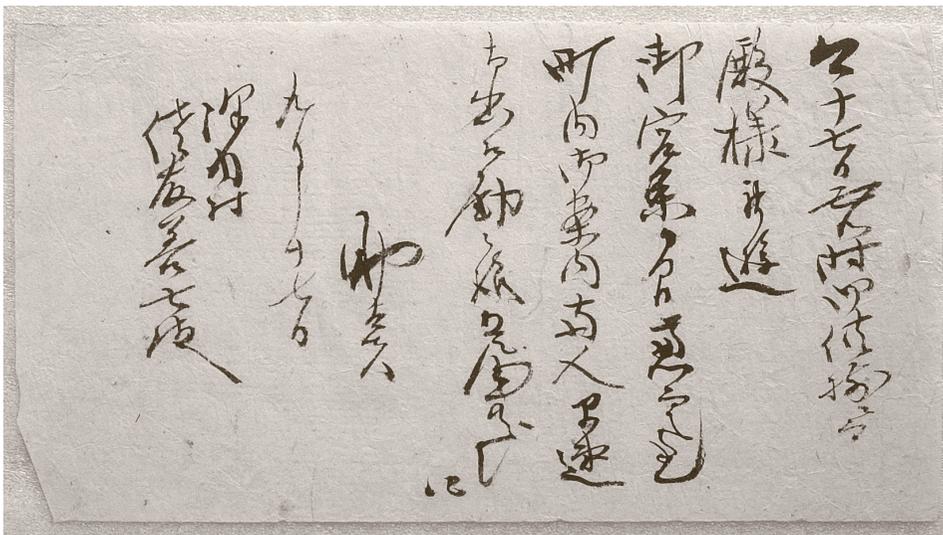
善左衛門

二月廿日

②殿様明神参拜対応指示

今十七日五ツ時御供揃ニ而

殿様被遊



殿様明神参拜対応指示

御宮参候間兼而之通

町内御案内兩人早速

相出相勤候様御首尾可申候以上

助太夫

九月十七日

沢内村

佐藤善七殿

③殿様宮参りに付き警固指示

大急

今十七日朝五ツ時御供揃二而

殿様被遊

御宮参候付宮町御案

内被 仰付候間兼而之通無

間違相勤候様可被成候以上

佐藤善七

九月十七日朝五ツ半時出ス

向山栲林

鈴木専之介 殿

佐藤久松 殿

④白鳥宮御社内警護面付

御社内警護節中面付左二

高橋依之丞

高橋

伊藤

佐藤治右衛門

鈴木専之介

我妻甚兵衛

小嶋直次

小嶋十之介

舟野甚兵衛

刈村春右衛門

高橋惣之助

阿部甚兵衛

拾人

右之者共白鳥宮御社内

警固相勤候首尾仕候相勤

次第二御用帳而可勤

其為面付

亥ノ九月廿日

⑤明神祭

来ル十九日兼而之通

明神御神事ニ付警護

首尾可被成候以上

坂左衛門

三月十二日

佐藤善七殿

⑥若殿様明神参拜

来ル廿五日四ツ時

御供揃二而

若殿様

明神へ御社参被

遊候ニ付兼而之通

御社内警古両人

其首尾可被申候以上

義右衛門

正月廿三日

沢内村

右御用帳へ写し

佐藤善七殿

⑦指示書 若殿宮参り

来る晦日朝五つ時御供

揃二而

両奥様

三之助様被遊

御宮参り候条御案内御不断

兩人同所江相詰我等方へ申出候様

首尾可被申候以上

助太夫

九月七日

澤内村

佐藤善七様

第七章 御賞と嘆願

佐藤家が片倉景綱の家臣となるのは五代九郎右衛門の時である。慶長七年（一六〇二）「片倉景綱が亙理から白石城へ移る際、方角悪しとして一旦九郎右衛門宅に留まり、翌八年に白石城へ入城したこと」「金銀二双の屏風を献上したこと」さらに息子善七（六代）が十四歳で景綱の近習として登用され、十九歳で大坂両度の陣にお供し、「道明寺の戦いで首を取ったこと」が高く評価されて一番座となったのである。その後重次郎直春（十代）が故あって出奔し、地位も知行も召し上げられた。

この章での嘆願と御賞は、地位復活を目指す佐藤家が嘆願し、御賞を受けて地位と知行を回復していく記録である。また、その過程を年代を追ってたどっていくことができる大変興味深い資料でもある。残っているのは九郎次信高（十二代）から善七茂善（十四代）までの資料であり、特に善七茂善と親戚である隣家の佐藤直治が努力したことが読みとれる。

嘆願の資料の中では共通して、片倉家臣となった五代九郎右衛門を初代として書き上げており、十四代善七を「当代善七迄九代」と記述している。そして、六代善七の没後婿入りして家督を継ぐも、領主片倉家に請われて白石亙理町初代検断職に転出した七代目重右衛門多を抜いて代数を表しているのが、解釈には注意を要する。

御赦は歴代殿様の法事や誕生などのお祝いの際にまず御触れ書きが出され、それによって嘆願書を提出、吟味の上御賞が与えられる。特に安政年間ものは御赦の御触書⑬御赦願⑮と⑰、御賞⑨⑩が一連の資料として読むことができる。

佐藤家が嘆願書を提出する際は、必ず親戚連名で行い五代九郎右衛門、六代善七の功績を書き、名譽ある旧家・家柄であることから書き出す。そのことが地位を回復するときの重要な条件となっていた。

ほかには武頭による組士の困窮を訴えて願う文書⑫、幕末に杉を軍用の備えにしたいので伐採しないで欲しいという嘆願⑬がある。御賞としては、御普請方へ人足を献上し

て野符五百坪をもらったこと④⑤⑥、内裏雜入料として金
五切献上して野符二五〇坪を返してもらったという記録⑩
もある。

(小関 静子)

①九郎次(十二代信高)足輕人頭から不断組に 天明四年カ

長谷川十郎兵衛扱下

沢内村足輕

九郎次

其方儀祖父十次郎事

御不断組頭相勤被罷在候砌

元禄年中不図無

行衛相成進退ヲ被召上候処

近年遜高相請村足輕

人頭ニ相成居候ニ付段々

御法事之砌御吟味

被成下度品々親類共

願申出置候然処

御先祖様亘理より

御當地へ御移遊候砌

御吉方之御吟味を以

其方所ニ而御越年被遊

翌年

御城江御移被遊候儀

有之難被相捨家筋

先祖之義被

思召此度御不断組ニ

被召出知行式百文

之所被下置関屋新左工門

組ニ被相入候事

右之通可合首尾

候事

十二月廿一日

関谷新左工門

長谷川十郎兵衛

②九郎右衛門 金子献上 御賞居久根 寛政八年

山谷求之助

組高橋傳之丞佐藤

九郎右衛門儀貯置候

金子拾五切此度

御普請方御入料

之端ニモ被成下度

献上

一段之事ニ候依テ為

御賞当時高橋傳之丞ニ

被相預置候居久根

兩人ニ被分下候事

求之助^⑩

寛政八年

十月廿八日

高橋傳之丞殿

佐藤九郎右衛門殿

③善七(十三代元高) 不断組頭に 天保三年

三井覺左衛門

組佐藤善七義文化五年

赤子養育方被仰付置候処

式拾ヶ年余無懈怠引続

宜相勤不少之人高も相増候

段向々申出有之奇特成事ニ候

依而為 御賞其方一生御不

断組頭列ニ被成下候事

天保三年辰ノ

五月十七日

④善七(十四代茂善) 人足献上御賞愛宕草藁藪五百坪 弘化三年

【包紙(折紙)】

佐藤善七

【本文】

覚

澤内村

愛宕堂東

一 野符

縦 貳拾五間

横 貳拾間

此坪 五百坪

右之通蔵本村菱出し

御普請方へ人足献上せし免

候に付為

御賞居久根ニ被下置候而御山林

係り河村源十郎我妻長五郎

居久根役小野善四郎引添

間数相改引渡候以上

芝辻長右衛門

弘化三年

十一月

長谷川惣四朗

印

鈴木忠五郎

印

佐藤善七殿

渡部文左衛門 印

⑤善七(十四代茂善)④の内示 弘化三年

菱出し御普請方へ人足

百人願之上令献上奇特

之至ニ候依而野符五百坪

被下置候事

右之通り被仰渡候間

其心得可被申候以上

音内

十一月五日

澤内村

佐藤善七殿

⑥善七(十四代茂善) 出役費用金三切受領 弘化四年

覚

一金三切也

右之通菱出御普請方

御手伝御人足百人之内三拾人

分出役被相納受取申候以上

鈴木忠五郎 印

未ノ

七月廿六日

佐藤善七殿

⑦善七（十四代茂善）不断組から士格に 嘉永五年

【包紙】 御賞書

（本文）

山岸新右衛門組

佐藤善七

先祖同氏九郎右衛門

代

御先祖様亘理より

被遊

御移候節其方宅へ

被為

入被遊

御越年殊ニ大坂

御陣之砌身分士ニテ

御供相勤候旧家ニ付

今般

徽山様十三回

御忌御法事之

御赦ニ

御憐愍之御吟味

被成下度親類共品々

願申出候依之先祖

之旧功被

思召出格別候之

御吟味を以士格ニ

被

召出事

右之通於

御城小嶋源十郎殿

御列坐依御月番

齋藤理左衛門殿被

仰渡之

附り本澤平右衛門殿

仙台御詰合中二付

不能御列坐候

嘉永五年九月九日

⑧善七(十四代茂善)一生御一家上座に 安政三年一月

【包紙】

佐藤善七殿

(本文)

佐藤善七

先祖九郎右衛門旧功被

思召近年士格二被召出

候処微禄者父子

御奉公難引続候二付

今般

殿様御勤功重キ

御書立を以

御一生御一家御上座

被為蒙

仰候御赦二御吟味被成下度

趣親類共品々願申出

格別之御吟味を以御知行

本代式百文之所被返下事

右之通於

御城依御月番本澤

平右衛門殿被仰渡之

但し小島久左衛門殿

片倉平馬殿仙台

詰合齋藤理左衛門殿

江戸詰合二付不能

御列坐候事

安政三年辰正月廿日

⑨善七(十四代茂善)身分士格から番士に取立て 安政六年七月

小室直治郎

佐藤直治

其方共親類佐藤善七儀

段々御赦を以御知行本代式百文

被返下身分士格被成下居候処

今般

雲山様

金鳳院様

圓同院様御法事之御赦二

御吟味被成下度品々願申出

格別之御吟味を以御番入士二

被成下事

右之通於傑山寺二寺社役佐藤

小室直治郎
 御列坐候事
 其方共親類佐藤善七儀
 段々御赦を以御知行本代式百文
 被返下身分士格被成下居候処
 今般
 雲山様
 金鳳院様
 圓同院様御法事之御赦二
 御吟味被成下度品々願申出
 格別之御吟味を以御番入士二
 被成下事
 右之通於傑山寺二寺社役佐藤

善七 身分士格から番士に取立て

久左衛門御目付渋谷左衛門立会

町奉行佐藤惣六被

仰渡

安政六年七月五日也

⑩御書立写 茂善公辺留主居以上に 安政六年

【包紙】

御書立写

茂善代

(状)

御書立之写

其方共家之義ハ

傑山様江奉仕懇業功勞も

有之別段之御吟味を以公辺

留主居以上ニ被成下候事

平右衛門

大右衛門

安政六年未十月廿八日

⑪善七 内裏雛入料金献上、御賞藪二五〇坪

佐藤善七

於年宇様江被進候

内裏雛御入料金

五切願之上令献上

一段之事ニ候依而為

御賞此度被召揚候

野符式百五拾坪如

元被返下候事

⑫武頭による不斷組士困窮嘆願 天明元年カ

関谷新左衛門旧組

組頭佐藤十治郎義

八拾四年以前不凶

出奔仕御知行

被召上候処其節子

共九郎右衛門義幼少

故江親類共養育

を以成長仕廿二年

以前願申上候而親類

御足輕喜四郎

庄之助方より遜高

等相受御足輕人頭ニ

被成下候

一慶長七年

傑山様白石御城

御拝領被遊同年

秋亘理郡より宮村

内方屋敷九郎右衛門

先祖佐藤九郎右衛門

所江被遊御移於

同所ニ御越年翌

年白石御城江

被遊御移候由尤

屋形様御上下

之節是迄御用ひ

被遊候銀地ニ白鷺之

御屏風一双金地

二時雨之御屏風

一双右ニ双献上仕候

由先祖九郎右衛門子供

善七義

一法様大坂御陣

之節御供仕高名

茂仕由ニ御座候処

右善七より四代目之

十次郎義出奔仕候而

不届右之者ニ御座候

得共先祖別段

御用立御厚恩茂

被成下候御不断之

者ニ御座候右十次郎

子供九郎右衛門当八拾余

歳ニ被成候御吟味

被成下度奉存候

右之者年数相廻り

候義ニ御座候間御吟味

被成候様仕度奉願候

八手前組之者共銘々

立身ト被仰付或ハ長

病等者も有之人数

相減小遁之者共当

更相痛其上累年不

通用ニ罷成候得者何茂

犇ト困窮仕御奉公

相続渴々之仕合ニ御座候

間右者被召出被下置

組並之勤仕ニテ惣組

之物ニ茂被成候義ニ候間

御吟味被成下候被召出

被下置候様仕度奉存候

八手前

御武頭印

九月日

⑬縁戚連名による士格復活嘆願 嘉永四年四月

【包紙】

御下書天明四年御相添分

御覚書

佐藤九郎右衛門

赦願堅紙 下書 先願初二

上ル

今般

屋形様蔵本村

御廟所江 御立寄

傑山様江被遊 御焼香候

二付為御冥加右御祝儀之

御赦被相行候間先年

御仕置被 仰付置候輩

罪之輕重ニ不寄願申上

候ハバ御吟味被成下候段

承知仕難有仕合奉存候

然ル所拙者共親類佐藤

善七儀先祖同氏九郎右衛門

儀は元来上杉家之

臣ニ御座候テ宮村内方屋

敷ニ住居罷有申候処永正

二年九月合戦之時背

軍法を以依罪科采地

被召放浪士ト罷成又以右

屋敷江住居仕候処慶長

七年秋中

御先祖様亘理より

御移之砌九郎右衛門居宅へ

被為 入城遊

御越年翌八年春被遊

御入場其節金地ニ時雨之絵

御屏風一雙銀地ニ白

鷲之絵御屏風一雙為御

祝儀献上仕候処身分士ニ

被成下御知行高二貫百

七拾弍文頂戴被 召出

御奉公仕嫡子同氏善七

義壱四歳之時御茶道

文悦 御重代御刀盜取

最上を志罷通候を途中

をみて承り其段申上最上迄

相越取返御用ニも相立

其後

重長様御近習被召仕

大坂 御陣之節十九歳ニテ

御供仕五月七日於道明寺

表相働馬上武者鏝ニテ

突伏首討取太刀共ニ分捕

差上申候処右太刀ハ即頂戴

仕候右善七儀廿六歳ニテ病死

仕子共幼少ニ付進退被

召上候得共別段之家ニ付

右子共九郎右衛門成長

之後御知行壹貫文を以

御屋敷御留守居被仰付天和年中

被召出候御不断組ニ

被召出組頭被 仰付

相勤四代目重次郎代如何

様之訳ニ御座候哉又以御知行

七百参拾弍文ニ被相減御組並

御用相勤五代目重次郎儀も

組頭勤仕罷在候処出奔仕

進退被召上候六代目子共

九郎右衛門義村御足輕被

仰付七代目九郎次義寛政

九年四月朔日

御先祖様被遊

御越年も候家之儀先祖

代より重き御用にも相立候ニ付

格別之御吟味を以御知行

弍百文被下置候御不断組ニ

被 仰付重畳難有仕合

奉存御組並御用相勤

累代之内勤仕怠惰其儀ニ付

候得共 当代善七迄九代ニ

罷成候得共当時組頭并御村

立合役赤子養育致御山守

相勤罷在候処前文委細

申上候通旧家軍功も御座候

ニ付 御赦被相行候御時節

も願申上度義奉存候得共

音恐入是迄不申上数年

来月日を相送先祖之功も

空敷而已千飛後悔相嘆

罷在候義拙者共ニおゐてハ

同様不便至極奉存

向後幸之御儀も御座

候ハ、願申上候様祖父九郎右衛門

代より段々申傳置候ニ付奉念

願罷在候處此度

御先祖様 御武功之依

御名誉斯重キ御祝儀者

御赦をも被相行御儀ニ御座

候間前條軍功も有是御用

にも相立候子孫之儀ニ御座

候間何卒右 御赦ニ

御慈悲之御吟味被成下度

乍憚拙者共連名を以奉

願候右之趣御家老衆中へ

佐藤直治

嘉永四年四月

(四年十二月中 付け紙)

小室直次郎

大河内中左衛門殿

⑭縁戚連名による嘆願 安政三年十一月

今般

殿様御六十御年賀被為

祝候ニ付御祝儀之

御赦相行候間先年御仕置被仰付置候輩罪之輕重ニ

よらす願申上候ハ、御吟味被成下候段御触書之趣

承知仕難在仕合奉存然処拙者共親類佐藤善七義先祖

同氏九郎右衛門義ハ元來宮村内方屋敷住居罷在申候処

慶長七年秋中

御先祖様亘理より

御移之砌九郎右衛門居宅江被

入被遊 御越年翌八年春被遊御入城

其節金地ニ時雨之絵之御屏風一雙銀地ニ白鷺之絵之

御屏風一雙為御祝儀

献上仕候処身分士被成下御知行高式貫百七拾式文頂戴被

召出 御奉公仕嫡子同氏善七義拾四歳之時御茶道文悦

御重代御実盛之御刀盜取最上を志罷通候を途中おゐて

承り其段申上最上迄相越取返御用ニも相立其後

重長様御近習被

召仕大坂

御陣之砌拾九歳ニ而御供仕五月七日於道明寺表相働馬上

武者鎗ニ而突伏首討取太刀共分捕指上申候処右太刀即頂戴

仕候右善七

廿六歳ニ而病死仕子共幼少ニ付進退被 召上候得共

別段之家ニ付右子共成長之後御知行老實文を以

被 召出江戸

御屋敷御留主居被

仰付天和式三年之頃迄相勤其後如何様之訳ニ御坐候哉又以

御知行

七百三拾式文被相減御不断組被

仰付御組並御用相勤五代目重治郎義も組頭勤仕罷在候処

出奔仕進退被

召上六代目子共九郎右衛門村御足輕被

仰付七代目九郎治義天明四年十二月中

御先祖様被遊

御越年候家之義先祖代より重キ御用ニも相立候ニ付

別段之御吟味を以御知行式百文被下置御不断組被

仰付重畳難在奉存御組並御用相勤当代善七義組頭勤仕

罷在申候処先祖九郎右衛門軍功も在之旧家ニ付御吟味被成

下度

段々願申上候処嘉永五年九月中

徽山様十三回御忌

御法事御赦を以先祖之旧功被

思召出格別段之御吟味を以士格被

召出重畳難在仕合奉存御奉公罷在申候処去年十一月月中

殿様御勤功を以御一家御上席被為蒙

仰候ニ付右御祝儀之御赦を以当正月中本代式百文返被下

重畳難在仕合冥加至極其身ハ勿論家内一統拙者共おゐて

も同様難在儀奉存候旦

御先祖様御戦場之御用ニも相立候家筋を以前條士格被

召出御奉公相励申度念願御座候間何卒右

御赦ニ 御憐愍御吟味被成下度乍憚拙者共連名ヲ以

奉願候右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下候右善七義

士格ニ而御知行高四百文ニ御坐候以上

御登

城候処

御先祖様拔群之御軍功無比類義を被

思召 此末

貞山様御正忌等之節

御堂江

御位牌被

召出 御相伴祭被成下之旨

御意被為蒙

仰候ニ付右御歛之

御赦被相行候間先年御仕置被

仰付置候輩罪之輕重ニよらず願申上候ハバ御吟味

被成下候段御触書之趣承知仕難在仕合奉存候然処

拙者共親類佐藤善七義先祖同氏九郎右衛門義八元来宮

村内方屋敷ニ住居罷在申候処慶長七年秋中

御先祖様亘理より

御移之砌九郎右衛門居宅江被為

入被遊 御越年翌八年春被遊

安政三年十一月

佐藤直治 ㊦

友 (花押)

小室惣佐衛門 ㊦

珍 (花押)

今村半之丞殿

佐藤理右衛門殿

⑮縁戚連名による士格成就御礼と番士復活嘆願 安政六年一月

過ル十一日

殿様御用 召ニ而被遊

御入城其節金地時雨之繪之御屏風一雙銀地白鷺之繪
之御屏風一雙為御祝儀

献上仕候処身分士ニ被成下御知行高貳貫百七拾貳文頂戴

被 召出

御奉公仕嫡子同氏善七義拾四歳之時御茶道文悅

御重代御実守御刀盜取最上を志罷通候を途中ニ而

承り其段申上最上迄相越取返御用ニ茂相立其後

重長様御近習被

召仕大坂

御陣之砌拾九歳ニ而御供仕五月七日於道明寺表相働

馬上武者槍ニ而突伏首討取太刀共分捕指上申候処右太刀

即頂戴仕候右善七廿六歳ニ而病死仕子共幼少ニ付進退被

召上候得共別段之家ニ付右子共成長之後御知行壹貫文

を以被 召出江戸

御屋敷御留主居被

仰付天和式三年之頃迄相勤其後如何様之訊ニ御座候哉

又以御知行七百三拾貳文ニ被相減御不断組被

仰付御組並御用相勤五代目重次郎義茂組頭勤仕

罷在候処出奔仕進退被

召上六代目子共九郎右衛門村御足輕被

仰付七代目九郎治義天明四年十二月中

御先祖様被遊

御越年候家之義先祖代より重キ御用ニ茂相立候ニ付別段

之御吟味を以御知行貳百文被下置御不断組被

仰付重疊難在奉存御組並御用相勤当代善七義組

頭勤仕罷在申候処先祖九郎右衛門軍功も在之旧家ニ付御

吟味被成下度段々願申上候処嘉永五年九月中徽山様十三回

御忌

御法事之

御赦を以先祖之旧功被

思召出格別段之御吟味を以士格被

召出重疊難在仕合奉存御奉公罷在申候処安政三年十一月中

殿様御勤功を以御一家御上席被為蒙

仰候ニ付右御祝儀之

御赦を以翌三年正月中本代貳百文返被下重疊難在

仕合冥加至極其身ハ勿論家内一統拙者共ニおゐて茂同様難

在義奉存候且

御先祖様御戰場之御用ニ茂相立候家筋を前條士格被

召出 御奉公相励申度念願御座候間何卒右

御赦 御憐憫之御吟味被成下度乍憚拙者共連名

を以奉願候右之趣御家老衆中江宜敷様被仰上可被下候右

善七士格ニ而御知行高四百文御座候以上

雲山様御正忌七月五日ニ被仰

出置候処当七月五日

金鳳院様式百五拾回御忌

ニ付於傑山寺御合祭御法事

御執行被成上候ニ付御赦

被相行候間来月朔日迄ニ

赦願同寺へ指出シ可申事

今十三日

御新造様御安産

御男子様被遊

御誕生候御祝儀之御赦被

相行候条来月十日迄ニ赦願町

奉行方へ指出可申事

前兩條之通被

仰出候条其心得先年御仕置

被 御付候輩罪之輕重ニよらず

願申出候様首尾可被申候

安政六年正月

佐藤理右衛門殿

丹野源八殿

佐藤直治 ⑩

友(花押)

小室直治郎 ⑩

信(花押)

⑩御赦御触書 安政六年五月

写し

保

五月廿一日

⑰縁戚連名によるご家老衆中への番士復活嘆願 安政六年五月

過ル十三日

御新造様御安産

御男子様被遊

御誕生候ニ付御祝義之

御赦被相行候間先年御仕置被

仰付置候輩罪之輕重ニ与ら須願申上候ハ、御吟味被成下候

段

御触出之趣承知仕難在仕合存奉候然処拙者共親類佐藤善七

義

先祖同氏九郎右衛門義ハ元來宮村内方屋敷住居罷在申候処

慶長

七年秋中

御先祖様亘理より

御移之砌九郎右衛門居宅江被為

入被遊 御越年翌八年春被遊

御入城其節金地時雨之繪之御屏風一双銀地白鷺之繪之御屏風一双為御祝義

献上仕候処身分士被成下御知行高二貫百七拾二文頂戴被

召出 御奉公仕嫡子同氏善七義十四歳之時御茶道文

悦卜申者

御重代御實守之御刀盜取最上を志罷通候を途中ニおゐて

承り其段申上最上迄相越取返御用ニ茂相立其後

重長様御近習被

召仕大坂

御陣之砌拾九歳ニ而御供仕五月七日於道明寺表相働馬上

武者鎧ニ而突伏首討取太刀共分捕指上申候処右太刀即頂戴

仕候右善七廿六歳ニ而病死仕子共幼少ニ付進退被

召上候得共別段之家ニ付子共成長之後御知行一貫文を以

被 召出江戸

御屋敷御留守居被

仰付天和弍三年之頃迄相勤其後処何様之訳ニ御座候又以

御知行七百参拾弍文被相減御不断組被

仰付御組並御用相勤五代目重次郎義茂組頭勤仕罷有候処

出奔仕進退被

召上六代目子共九郎右衛門村御足輕被

仰付七代目九郎治義天明四年十二月中

御先祖様被遊

御越候家之義先祖代より重キ御用ニ茂相立候ニ付別段之御

吟味を以御知行式百文被下置御不断組被

仰付重畳難在奉存御組並御用相勤当代善七義組頭勤仕

罷在申候処先祖九郎右衛門軍功も在之旧家ニ付御吟味被成

下度

段々願申上候処嘉永五年九月中

徽山様十三回御忌

御法事 御恩赦を以先祖之旧功被

思召出格別段之御吟味を以士格被

召出重畳難在仕合奉御奉公罷在申候処安政式年十一月

中殿様御勤功を以御一家御上席被為蒙

仰付候ニ付右御祝儀之御赦を以翌三年正月本代式百文返

被下重畳難在仕合冥加至極其身勿論家内一統拙者共おゐて

茂同様難在義奉存候

且

御先祖様御戰場御用ニ茂相立候家筋を以前條士格被

召出御奉公相励申度念願御座候間何卒右

御赦 御憐憫之御吟味被成下度乍悼拙者共連名を以

奉願候右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下候右善七

士格ニ而御知行高四百文ニ御座候以上

安政六年五月

佐藤直治 花押

小室直治郎 花押

佐藤理右衛門殿

丹野源八 殿

⑱御赦願済の記録 安政六年一〇月

真覚院様百回御之時老枚

一徽山様十三回

御忌御法事御赦ニ相済

嘉永五年九九日願濟
今般

一 殿様御勤功重

御香立を以

御一生御一家御

上座被為蒙

仰候御赦之時

御知行式百文被

返下候 願濟

安政三辰ノ正月廿日

今般

一 雲山様御正忌七月五日

一金鳳院様

式百五十年御忌

一 田同院様御法事之

御吟味ヲ以御番入士ニ

被成下候

安政六七月五日於

傑山寺願濟

同年

一 御旧臣与相心得候

壹番座江被相入候

其方共家之儀ハ

一 傑山様へ奉仕勲

業功劳も在之

別段之御吟味ヲ以

公辺留居以上

被成下候

十月廿八日願濟

右ハ願濟之分也

⑱ 軍用向け杉材家老衆へ陳情 文久三年四月

拙者儀沢内村内方入ノ沢卜申所荒畑江先年杉植立置

段々盛罷成申候処当春宮町数軒焼失ニ罷成候ニ付右焼跡

家作方難渋者江ハ夫々諸材等被下置

上御世話ヲ以重立下候御儀ニ御座候処此節杉不足之折柄ニ御座候得ハ拙者所持之杉右普請方御用材御買上ニ罷成候段順々御首尾合ニ罷成承知仕候然処全躰拙者儀

文久三年四月

茂善 花押

少追微録者ニテ漸立統諸御用等ハ無滞相勤罷在申候処

須田弥平左衛門殿

当節阿免リ加一件等ニテ軍用之備等專一之時節ニモ

⑳御触出の趣 文久三年八月

罷成申候処兼て右杉軍用之備ニ相立置何ソ之節ハ

今般

右杉金立方へ相渡置金拾両高二手配仕候見詰ニ御座候処

殿様御事京都表

然ルヲ此度宮町焼失候而請方江御用材御伐リ方ニ

御警衛ヲ以依

罷成候テハ軍用之備も相懸申候間御伐リ方御免

勅命石清水

被成下軍用之備ニ相立置候様被成下度奉願上候

八幡江行幸之供奉

若し又迎も御買上御用等御伐方ニ不罷成不叶御儀ニモ

無御滞御勤万端

御座候ハ向々御身分之上右金拾両ヲ以御買上ニ

御都合能被遊

罷成候様御吟味被成下度奉願上候右金高ヲ以御買上ニ

御祝儀之御赦被相行候間先年御仕置被

被成下候ハバ御金頂戴之上直々軍用方備ニ

仰付置候輩罪之輕重ニよらす願申上候ハ、

御上御預リニ指上置申し候間右之趣御家老衆中江宜様

(御吟味被成)

被仰上被下度奉存候已上

下候段御触出之趣

佐藤善七

印

佐藤直治

文久三年八月

友信（花押）

小室惣左衛門

珍五（花押）

杉山彦五郎殿

菅野定右衛門殿

第八章 検地・年貢

寛永一三年（一六三六）一二月仙台近郊の若林にあった文書蔵が焼け、収蔵してあった仙台領内の検地帳が焼失した。このような状況の中、二代藩主忠宗は寛永一四年（二六三七）に領内の総検地を命じた。検地は八章の写真のように、三人一組の役人と竿・算者などで測量が進められた。検地の目的は年貢・諸役を徴収するため、名請人（表百姓・本百姓ともいう）の名前・田畑の場所・等級・縦横の間数・面積・貫高の把握である。等級は田畑ごとに上々から上、中、下、下々まで五等級に区別される。

寛永検地帳①によれば、佐藤家の田畑の面積は合計二町二反八畝二歩であり、そのうち、田は四反一畝二十八歩で全体の面積から見ても一八%に過ぎず、田の位付も上・中・下田の割合もほぼ三分の一ずつとなっており、決して好条件の場所ではなかったと推測される。

田畑の位付によると、田は畑の二、五倍位の価値とされている。一反歩に付、上田では一五〇文（三俵三斗）を生

産する土地である。他方上畑は六〇文（一俵二斗）と評価されている。田が少ないのは背後に山がせまり水利にも恵まれず、沢水が水源であったことに由来するものと思われる。

「割返し代」②は一度肝入に支払われた金銭などの一部が後に支払者に組合頭（五人組か）を通じて返納されたものと思われる。その内訳が貸上金の返納、半実入代、状夫面割、買備籾被下分、融通講預り金といった目新しい文書である。「税還付」③と名付けた文書では、荒地起返（再開墾）について、勘定所から命ぜられ報奨金（補助金）を交付する旨の文書と推測され、非常に珍しい。年貢などの受取文書（④・⑤・⑥）は四色小役・七色小役といわれる村・郡へ支払う雑税がみえる。本税（年貢）が五公五民で、田の収穫の二分の一とすると、これらの雑税は一割を占め、次年度の作付の種籾は一割五分を必要とし、百姓の実質作徳二割五分に過ぎなかった（この数字は『蔵王町史』による）。

「年貢受取覚」⑦に登場する夏年貢は大豆であった。畑

寛永十九年壬午

拾壹冊之内

荊田郡宮村御檢地帳

三月廿身

方内皮沢尻
目黒忠信
全次依
半級坂
安田甚七

檢地帳

作物は大豆が多く、四分の一が大豆の現物納付で、残りは金納であった。塩は藩の専売制であり、消費者である農民には必要量を割り付け、購入させていたが、「塩金」とはその代金を指している。

(赤井畑 柳二)

①刈田郡宮村検地帳から片倉家中佐藤九郎右衛門分

寛永十九年 壬午 拾壹冊之内

刈田郡宮村御検地帳

三月廿五日

大内満次郎

目黒忠右衛門

金須佐渡

竿 飯坂喜兵衛

算 安部長八

窪田甚七

片倉小十郎家中

佐藤九郎右衛門

つぢ	中田	中田	中田	中田	上田	上田	上田	上田	上畑
十三間	十六間	十六間	十六間	十六間	十間	十間	十間	十間	五間
十四間	十八間	十八間	十六間	十九間	十四間	十四間	十四間	十四間	十七間
六せ弐歩	九せ八歩	九せ八歩	六せ拾弐歩	六せ拾歩	五せ八歩	五せ六歩	五せ六歩	五せ四歩	二せ廿五歩
七拾九文	百廿五文	百廿五文	九拾六文	九拾五文	六拾弐文	十文	十文	五十六文	拾七文

者志岐	中畑	九件	十間	三せ歩	拾弍文	あたこはら道下	下々畑	四間	十四間	壹せ拾八歩	二文
きたむき	下田	七間	十三間	三せ壹歩	六文	〃	下々畑	六間	十八間	三せ拾八歩	四文
とて	下々畑	四間	七間	廿八歩	壹文	ほり	下々畑	六間	十間	弍せ歩	仁文
うわ平	下々畑	八間	二十一間	五せ拾八歩	六文	坂下	下々畑	十間	十一間	三せ廿歩	四文
〃	下々畑	八間	廿間	五せ拾歩	五文	〃	下々畑	十間	十四間	四せ歩	四文
〃	下畑	九間	十六間	四せ廿四歩	十文	うわ平	下々畑	三間	弍十間	二せ歩	弍文
〃	下々畑	十六間	十七間	九せ二歩	九文	あたごとう道右手登り	下々畑	九間	十一間	三せ九歩	三文
〃	下畑	八間	廿一間	五せ十八歩	十一文	うわ平	下々畑	十八間	十九間	壹反一せ拾二歩	拾一文
〃	下々畑	十弍間	十三間	五せ六歩	五文	〃	下々畑	十八間	十九間	壹反一せ拾二歩	拾一文

下々畑	八間	九間	二せ拾二歩	二文
〃				
下々畑	六間	九間	壹せ廿四歩	二十文
〃				
下々畑	七間	十六間	三せ廿二歩	四文
西上平				
下々畑	八間	廿一間	五せ拾八歩	六文
あか坂				
下々畑	六間	十八間	三せ拾八歩	四文
〃				
下々畑	五間	十八間	三せ歩	三文
ぶつぞう				
下々畑	九間	十三間	三せ廿七歩	四文
たつのくち				
下々畑	十三間	式十三間	九せ式十九歩	十文
〃				
下畑	十一間	廿九間	壹反十九歩	式十一文
〃				

高平				
下々畑	八間	十四間	三せ廿二歩	四文
おの作				
下々畑	八間	二十七間	七せ六歩	七文
〃				
下々畑	十三間	十七間	七せ拾一歩	七文
あたこ下				
下々畑	三間	十間	壹せ歩	一文
〃				
下々畑	四間	十間	壹せ十歩	一文
志ツの上				
下々畑	八間	九間	二せ十二歩	二文
八森				
下々畑	十間	十間	三せ十歩	三文
山神				
下畑	十二間	十六間	六せ十八歩	十三文
〃				

下々畑	六間	十一間	二せ六歩	二文
〃				
下々畑	八間	九間	二せ拾二歩	弐文
沢上				
下々畑	十間	十四間	六せ拾六歩	七文
うへの山				
下畑	九間	二十間	六せ歩	十二文
ま々の上				
下々畑	九間	九間	二せ廿一歩	三文
〃				
下畑	六間	十九間	三せ二十四歩	八文
ミヤの上				
下畑	三間	六間	十八歩	壹文
うへき				
下畑	十間	十四間	三せ八歩	七文
〃				
下々畑	八間	十六間	四せ八歩	四文

合四反壹せ廿八歩

此代五百三拾六分

畑合壹町八反六セ四歩

此代弐百五拾四文

右合弐町弐反八セ二歩

此代七百九拾文

②割返し代

割返し代

善七

一代九文 御貸上金高返下分

一同三拾九文 竹刀差替代半実入代等

一同百五拾文 遠刈田状夫面割

一同百拾七文 御買備靱代被下分

一同弐拾三文 融通講御預り

〆三百三拾九文

外三文 権之助分御貸上金

專吉

一拾貳文 御貸上金

一六拾文 半実入代等郡割

一百五拾文 遠刈田状夫面割

一百拾七文 御買上籾之代

一三拾壹文 融通講御預り

〆三百七拾文

伊三郎

一拾文 御貸上金被返下候分

一貳拾六文 外雇御人足代

一三拾文 半実入代等

一百五拾文 状夫面割

〆貳百拾六文

清五郎

一拾文 御貸上金被返下候分

一二拾六文 外雇御人足代

一三拾文 半実入代等

一百五拾文 遠刈田状夫面割

〆貳百拾六文

合老〆百四拾四文

右致止壹朱六枚渡ス

差引貳拾六文返り請取分

右之通相渡し申候以上

肝入

佐藤定治

未ノ返暮分

申ノ正月三日

組合頭

佐藤善七殿

③税還付

沢内

佐藤善七様 宮町肝入 阿部伝之助

代貳百拾七文添

宮町起返勇之丞作子之分

一三百文

夏年貢

田代高拾文三石銘之処此出来

一三九拾二文

小役代

三升嘉永七年寅方午迄

一三百七十九文

諸償

五ヶ年荒野引之処各様御

一八十三文

御普請代

知行ニ去春中被相渡候ニ付

式季取立御

前書荒野中ニ付御物成ヲ以

人足代

金壹分三厘九毛被相渡候間

半軒分利割

私方方御手元江御渡可仕旨

ゞ壹貫百五十四文

御勘定所方被仰渡候ニ付御受

右の通受取申上候

肝入

取可被成下去暮中申遣候へ共

留治

御請取不被成候間金壹分三厘

いノ七月十五日

九毛之代り代式百拾七文

九郎右衛門殿

御渡仕候間御受取可被成

此段申上候以上

⑤巳ノ七月 夏年貢ほか

覚

④夏年貢他受取状

一三百文

夏御年貢

覚

一三百九拾式文

子役代

一三百拾四文

諸償

九郎右衛門殿

一拾七文

二百十日嵐除

御初尾家並わり

⑥未ノ七月 夏年貢ほか

一六拾弍文

御雇御人足代

覚

軒割

一弍百文

夏御年貢

一拾文

楮葉御割付買納代

一三百弍拾五文

御塩金

軒割

一三百九拾弍文

小役代

一三拾弍文

本山御用代軒割ヲ以

一拾七文

二百十日御初尾

辰ノ暮取立分割

一弍拾六文

御徳様御婚禮御手伝

落シニ付此度取立候分

御人足御扱様御乗鞍

一 一 百二拾七文

四拾八文

辰ノ御割付半実入

一拾弍文

楮葉代納並曲竹村

代被相渡候ニ付渡ス分入

直出皆用代被下置候分指替

残巻 百九文

過ニ相済候分共ニ

右之通請取済切申候以上

一三百六拾八文

諸償

肝入

直治

一七拾文

龍嶋院寄進

巳ノ

一七文

御雇御人足代軒わり

七月三日

一 壹貫四百拾六文

右之通請取濟切申候以上

肝入 直治^印

未ノ

七月十五日

九郎右衛門殿

⑦年貢受取覚

覚

一百九拾弍文

小役代 不足

一百拾九文

御塩金

一四四拾七文

諸償

一百五拾四文

軒わり

〆九百拾弍文

一三百文

夏年貢

内半切取受

残り四百三拾弍文取受

右之通受取申候

肝入

善十郎^印

辰 七月十一日

善七殿

覚

初年^{カカカ}貢

一老貫八百五十文

新五郎

一老貫三百五十

彦之丞

三〇七五

一七七七拾老文

同人 並老斗五升

〆三貫九百七拾老文

右へ半切卜

代三貫百九拾老文 受取

右之通受取申候以上

肝入

善十郎^印

辰ノ十二月廿二日

佐藤善七殿

覚

一百九拾弍文

一百廿文

一三百文

一三百三拾八文

一六十六文

一廿十三文

外百文

外百文

内老切受取

残り

四百廿老ふ足

右之通受取申候

小役代不足

御塩金

夏年貢

諸償

軒わり

屋敷割

新五郎夏年貢

肝入

善十郎印

卯ノ七月十二日

佐藤善七殿

⑤

⑦



婚礼

①三住野火焼への動員要請

明廿一日廿二日両日之内

天氣次第三住御林

野火焼ニ付例年之通

組方分茂相出候様御首尾

被成候間山家民弥方江

問合相勤候様首尾可

被申候以上

九郎右衛門

三月廿日

沢内村

佐藤善七殿

同役中

②北郷若竹伐採方への動員要請

例年之通北郷ニおいて

御若竹伐方被

仰付明後日廿五日より御役人

被遣候間兼而之通御組

之者共江御手伝伐方首尾

可有之候以上

輔右衛門

八月廿三日

沢内村ニ而

小野善四郎殿

佐藤善七殿

我妻久志殿

尚々廿五日明半時上深谷村肝入

宅江相詰居候様是又首尾

可有之候以上

③城中方より大急順達文

今般家 ■■■

御礼惣代ニ岡和田太郎左衛門殿

罷登呉候処

御目見被

仰付候上難有蒙

御意罷下候間早速右之趣

御一統江御返事致呉候様昨夜

五ツ時過キ下着之由ニ而今朝

私宅江参呉相談ニ御座候間

此段私より御返事致候尤

御意被成下候御礼一統ニ而申上候方

ニ可有之候其段御家老衆江窺

呉候由之処右ニハ及申間敷

老人ニ而可然御指図御座候ニ付

今日ハ御日柄ニ付明四日岡和田義

御城江罷出申上候段共ニ相談ニ

御座候間為念之御返事致候

猶申達ニ無御座候得共急速相返し候

一統江承知為致候様御首尾

御座候由ニ相咄申候間聊無滞

被相返御承知に罷成候様致度

如斯ニ御座候已上

今泉丈太夫

大急順達

九月三日

④婚禮祝儀覚帳

天保十 亥ノ年

佐藤善七

婚禮祝儀覚帳

二月廿五日

一金壹切

原ノ

木綿老たん

小室直治郎様

一 おび 一筋

村上賀藏様

さん 七ぐ

恵んもんさや

ふくさ

た者こ入

壹ツ

扇

壹本

者たご 壺

こしおひ

かんさし

一銀貳朱

外おひ上壺本

茶壺把

一丸貳百文

外二手拭壺本

古うし古もん嶋

一木綿 壺反

扇 貳本

一丸六拾文

一丸百文

小ひんつけ 貳本

茶一把

一丸貳百文

一金壺朱

一百文

一百文

茶一把

一百文

一六拾六文

一金壺朱

外手拭壺本

末廣貳本

⑤婚禮祝儀帳

天保十五年

婚禮祝儀帳

十二月十一日

一金二朱

手拭壺本

茶壺把

一御手形 壺切

我妻長右衛門様

我妻久作殿

我妻休五郎殿

佐藤直次殿

佐藤善七

鈴木平藏殿

栄藏殿

手拭壺本

一 御手形式朱

一 鳥目拾疋

一 同 拾疋

一 同 拾疋

一 小ひんつけ式本

一 手拭壺本

扇式本

一金式朱

手掛壺本

一 鳥目 五十疋

手拭壺本

一 鳥目 拾疋

一 同 拾疋

一 手拭壺本

一 鳥目 拾疋

一 同 拾疋

くるミ壺升也

小室直治郎殿

清五郎殿

鈴木千之助殿

佐藤久松殿

我妻長五郎殿

大泉伊藏殿

佐藤直治殿

善(深谷村)十郎殿

仲(深谷村)吉殿

小野善治郎殿

我妻文藏殿

我妻久作殿

一同 拾疋

一同 拾疋

茶壺把

一同 式拾疋

くツ引壺把

一同 拾疋

一同 拾疋

一手拭壺本

高野儀兵衛殿

金藏殿

紺野軍八郎殿

我妻甚十郎殿

我妻廣治殿

佐藤寛治殿

⑥大工通覚帳

嘉永五年

大工通覚帳

藤原氏

子ノ正月

一 正月十七日初メ

一 七十八十九廿三日ノ四人

佐治郎殿

十八日十九日廿一日廿二日廿三日 〆五人

吉之丞殿

式口 〆九人

越後栄吉

八月廿五日廿六日 迄ハうら板者り也

九月二日三日四日五日六日

七日八日

右へ残り金壺切渡ス

九月十九日廿日廿一日廿二日廿三日

廿四日廿五日廿六日廿七日

九月廿七日二

右へ御手形壺切渡ス

十月三日四日五日六日七日

三月六日初メ

六日七日八日九日十日十一日十二日

十三日十四日十五日十六日十七日十八日

〆十三人

本田常吉殿

代八十文 打込所

一半切十九日ニ渡ス

〆半切卜代八拾文加し

三月

半日昼過キ方勤キ

廿四日廿五日廿六日廿七日廿八日

半昼前勤キ

廿九日 晦日

〆六人

四月

朔日二日七日八日九日十日

十一日十二日十三日 〆九人

一金壺切三日ニ渡ス右ハ道工ヲ加へ代也

四月十八日十九日廿日廿一日廿二日

廿三日廿四日廿五日廿六日廿七日

〆拾人

四月廿八日渡ス

一金三切也

惣ベ三十八人也

右工数三拾八人分へ

金四切半渡ス

御手形壹切不足ニ渡シ立ル

右御手形ハ六月十九日勘定ミル入

五月

十五十六十七十八十九廿日

廿一日廿二日廿三日迄也

此内壹人分八両方出ル分

右五月分

正金壹切渡

同月廿四日朝渡ス

廿九日方

六月朔日二日三日

是迄ハ□□也

四日

五日六日七日八日九日十一日

十二日十三日十四日

五月廿九日方勤日数

此金代へ先之分一朱入

壹切三朱ト忒朱御手形壹枚也

此内壹朱代七拾八文渡シ

残金壹切半也

六月廿二日^半廿三日廿五日廿六日

廿七日廿八日廿九日

七月朔二日^半三日四日五日六日

八日九日十日十一日十二日十三日半勘定渡切

七月十九日^半廿日廿一日廿二日

廿三日廿四日^半廿五日廿六日

廿七日廿八日廿九日晦日

拾壹人

右へ金半切渡ス 右ハ八月二日ニ渡ス也

八月七日八日九日十一日

十二日十三日十四日^半十五日十六日

十七日十八日十九日廿一日^半廿二日

〆拾四人

右ハ金貳切渡ス此金廿二日渡ス也

廿五日廿六日廿七日廿八日廿九日

〆四人半

九月三日四日九日十日十一日十二日十三日

十四日

〆七人

惣〆三拾六人半二枚

此金四切半卜代百五拾四文

右ハ渡切

九月十四日

代貳百廿一文加し

九月廿六日廿七日晦日

十月朔日二日三日四日五日

六日七日十二日十三日十四日十五日

〆十四人へ勤キ分

右へ金半切渡ス

十月十五日ニ

十月廿一日仙臺へ参り節

御手形式枚渡ス

十一月五日六日七日八日

九日十日十一日十二日

金壹切三朱渡

〆八人

貳口〆廿二人

金貳切三朱ニ而勘定濟切

⑦婚礼祝儀おほへ帳

嘉永七年

曾女そめ

婚禮祝儀おほへ帳

十二月廿五日

御手形

原

一金壹切

小室弥五右衛門

外ニ嶋木綿壹反

鏡 壺枚	右 式品ハそめへ進上
同 手形	向ノ
一 金半切	鈴木半治郎
同 手形	となり
一 金 壺切	佐藤直治
外ニベに	壺茶わん
お飛(び)上	壺本
	八室
一 正金半切	菅野長蔵
	向ノ
一 丸二百文	伊三郎
外 手拭 壺本	
	風呂ノ久保
一 同百文	鈴木伝右衛門
	白石
一 百文	紺野茂太夫
	別当地
一 同百文	佐藤徳十郎

一 同百文	黒井清五郎
一 同百文	土濟子
一 同百文	我妻甚十郎
一 煙草志め	大壺本
一 扇子	壺末(まい) 一手拭
右ハ小原	壺本
	中人
一 御手形半切	山岸新右衛門
一 丸二百文	高野定之助

⑧ 婚礼用意品入記

入記

一 ふり袖	壺つ
一 下着	式つ
一 合着	壺つ
一 綿入	式つ
一 裕	壺つ

一帯	壺筋
一ゆかた	壺枚
一はた着	壺枚
一腰帯	壺本
一かつは	壺枚
一ぼふし	壺つ
一もゝ引	壺足
一風かつは	壺枚
一くしこふかへ	
一かゝみ	壺面
一くし台	壺つ
一金	壺両
以上	

⑨ 婚礼進上品

進上

一 上下	一 具
一 御小袖	二 重

一 袴	一 下
一 羽織	一 津
一 御樽	一 荷
一 御肴	一 折
一金	二百疋
以上	

⑩ 疱瘡見廻覚（御見舞記録）

疱瘡見廻覚

一 塩がま御菓子壺本	佐藤定治殿
一 くわし箱壺つ	鈴木平治殿
一 らぐかん壺袋	小室孫五左衛門殿
一 なし式つ	佐藤徳十郎殿
一 おきな菓子壺本	高野清七郎殿
一 〃 〃 〃	佐藤弥門殿
一 おきなおこし式本	菅野長左衛門殿
一 うめん小三把	高野定之助殿

一 おきな壱本 佐藤新五郎殿
一 せんへん壱袋 佐藤伊三郎
一 〃 〃 齋藤千助殿
一 おきな壱本 小室貞次郎殿

⑪ 婚姻書状

御札拜見仕候私娘喜勢
尊躰様御嫡子御同苗吉太郎殿江
御縁組佐藤寛治殿御媒妁被下置
候所今日就吉辰ニ弥以被仰合
度被仰下承知仕候猶幾久敷
不得貴意候恐惶謹言

佐藤善七

茂則 (花押)

十二月三日

大宮吉祐様

⑫ 衆議講懸金御吟味

衆議講懸金御吟味
天保十一年三月分之懸金
御手形ニ而相済ミ申候間
御手形相借壱ノ五百文
御利息右ニ相懸申候処
勝手之筋ニ候ハ、
御手形三切江
正金壱切之割ニ而相懸可申也
正金懸ニ御座候而も御利息之義ハ
御手形金之割ニ而百切一之
割ニ而御利相納可申候
御手形壱切代六百五拾文
同半切代二百廿五文
正金壱切代壱ノ九百五拾文
御知行百文江正金ニ而八壱分之割

御手形ニ而八百文江三分之割

一御知行式百文江ハ懸金

御手形ニ而六分

此利四月より十一月迄八月份七拾式文

元利合て半卜代二百三十二文

右之懸正金ニ而相懸候ハ、

壹切代ハ壹、九百五拾文ニ而割

右御知行二百文江

此懸金三百九拾文此

利七拾式文

元利合て四百六拾式文

一、式百文御知行江

御手形半卜代式百三十二文懸

正金江引替ニ而九十五文外返ス分

御知行二百文江

六分懸

此懸金御手形ニ而

半切卜百三十七文

右ハ正金引替被為ニ而

御手形半切済ス 高橋伝之丞

残り元利合代百三拾七文

三十五文

加右衛門

不足之分済ス

⑬不動堂及び不動尊由来書

一元文四己未不動堂立替

九月廿八日

一京保三戌春

奉造立三月廿九日

一 明和四年春喜四郎六十六部

出ル八ヶ年廻リ安永四甲午

八月帰六十六部為中供養

不動尊ノ本尊ヲ下シ建立スル

一 安永二癸巳屋根替

一 安永四未ノ

此度不動尊戸前金具疊

前御普請仕候者俗名佐藤

喜四郎秋信喜信院成り

正月廿八日

一 文化四丁卯春不動明王

修覆寄進

一 文化九申三月

鳥井立ル

一 嘉永元戊申不動堂

御屋根替仕ル

一 不動堂掲再修仕ル

嘉永壬子九月廿七日

一 不動土庭

同鳥井立ル

屋根貫廻リ手入仕候

慶応二丙寅九月廿五日

⑭ 兵法九字之大事

兵法九字之大事

先金剛合唱

南無本尊界会摩利支尊天

来臨影向給某甲令守護給

臨 外縛二中二大立合

兵 大金剛輪印

闘 内獅子印

者 外獅子印

皆 内縛二頭指立合

陳 内縛印

烈 智拳印

在 日輪印

啓白

前 隱形印 左ヲ握テ右ノ大

指左ノ掌ニ入ル

次刀印 四豎五横

(図省略)

以上

右傳受他見不許

授與人

寛政元年己酉年七月四日

傳燈大阿闍梨法印□匡示之

⑮口上書(年貢に関する件)

乍恐口上書ヲ以申上候

当御村御百姓四郎八儀去天保九年

戌暮御年貢上納ニ行当金

子弍両耄朱用立候而右金引当ニ

同人持高之田御蔵米弍俵之所

親類組合受合肝入末書ヲ以右田地

拙者方江引当仕置候処右田拙者

四ヶ年作子仕候而も残金在之儀ニ

御座候得共右四郎八田地不足ニ而

迷惑之様相考依而卯ノ年より五ヶ

年手作為仕置候得共五ヶ年之

間一円拙者方江勘定相立不申

候ニ付去年十二月十一日右金勘定

仕呉候様相談仕品々折合候ニハ私

新家作仕候儀ニ候得者金子ニ而

勘定仕呉候共貴様植立置候

杉細木ニ而遣呉候共勝手筋ニ而

勘定相立呉候様相談仕候得者

金子より者杉之方勝手之訳与

申聞候ニ付杉引受候訳ニ仕依而ハ

植立候場所江御組合為立合呉候

段相談仕候得共組合之者共留

主ニ而組合頭佐藤久松老人居

合候ニ付右之次第相談シ同人立合

吳候様相咄シ申候得者右佐藤久松

口上ニ者貴様借合勘定相濟候

訳ニ相成候事ニ候ハ、私共方ニ違乱

無御坐候尤私立合不申候而も

貴様方兩人計ニ而も可然由相咄シ

吳候ニ付四郎八兩人ニ而右場所江

罷越木数等相改置段仕四寸角

位之木六本段々屋なか木位之木

迄都合三拾本ニ而三切之訳ニ約定

仕依而者来春より伐方仕来秋

切払之訳ニ相定其節ハ其元江

無答伐方致候間組合中江も遂

相談願等之義も始末致置呉

候様相談尤勘定不足之義ハ

右杉伐方致候後肝入手元ニ而

勘定致候上証文相返可申与

品々申定置候ニ付可然与存去月

中より杉伐方仕候得者同月廿四日

四郎八儀拙宅江罷越申聞候ニは

拙者杉無御答も伐方被成候義ハ

如何様之訳ニ候哉与相談候ニ付

右品柄は去年十二月中約束

致置候通ニ付伐方致候訳ニ有之

候旨相答候得は四郎八義縦

御約定仕候進一応之御相談も

無御坐伐方被成候義ハ当惑之

仕合尤末願等之始末も不仕

事ニ御座候依而は右之次第相通

申候間御断仕候段申聞候ニ付

段々相考候得は一旦約諾

仕置候進伐方江取端立候節ハ右

四郎八江猶又遣相談伐方

可仕之処無其儀伐方仕候義ハ

不折入之義ニ御座候間申分可

致与高野利藤太殿相頼再三
申分致候得共承引無之候処
過ル七日又以利藤太殿四郎八方江ル
御越品々被申分候処右四郎八
相答候は借用之殘金は被延
下此度伐方被成候杉は金代
穰を以被相払候ハ為御住仕候段
申聞候趣右利藤太殿被仰談
候ニ付段々勘弁仕候処聊始末
落之義ニ而公達ニも相成
上御事多ニ罷成候義恐多
奉存候其意任候間宣御執計
被下度御頼仕候ニ付翌八日
利藤太殿又以四郎八方江御越
被下其元存慮返と致候間
為相任呉候様御読被下候得者
四郎八相答候者成程右様ニ而
為御任可仕与存候得共相考

候得者植立秘蔵之杉ニ有之
候間伐方之杉者前文之通
金代ニ積ニ而申受過急ニ杉七百本
植立向五ヶ年根刈払被成候
而被相返候ハ、為御任可仕候由
尤四郎八親類源左衛門与申者
俱之申候趣利藤太殿相答
品々被仰下右様急変
之義被申聞重々当惑之次第
奉存候前條不折入之次第御座候間
斯申分を仕殊四郎八義難渋ニ
御座候而諸上納等も指滞候義
を勘弁仕金子貸渡右残分
不勘定ニ仕置候故前文之趣
相談ニ相及双方勝手之筋を以
引受候杉聊之始末落を
彼是与操過怠等を以相済候義
奉対 上江恐入与奉存候此上

無幾度急変申儀ニ而者何時も

相望不申無抛右之段申共

右様之義申上御事義ニ罷成

候義千萬恐入奉存候得共不及

是非利藤太殿四郎八并

源左衛門江も披見之上右之段

申上候以上

親類 賀河勇藏 ⑩

同 佐藤圓吉 ⑩

天保拾年

三月 組合頭

大沼長五郎 ⑩

我妻久吉殿

⑩口上願書（出奔者披露）

乍恐奉願上候御事

拙者親類我妻与惣右衛門

当二月風与無行衛罷成

親類組合向より以近村ハ

不申及遠村他郡迄色々

相尋申候得共見当リ不

申候所定而出本ニ可有御座

候哉右之段親類組合連

名ヲ以如斯ニ御披露申上候 以上

⑪重臣（四人）宛上用暑中見舞書状

一筆啓上仕候暑氣之

節ニ御座候得供

御一統様益御安泰

可被為成恐悦之

御事ニ奉存乍憚土

用中

御様躰相伺申度如此

御座候猶奉期後音之

時候恐惶謹言

川田源語

直安(花押)

六月十七日

三 庄左衛門様

高 五郎兵衛様

小 平次郎様

大 中左衛門様

⑩文殊菩薩極秘選目

文殊菩薩

極秘選目

正月 七日

廿日

二月閏八同シ 四日

九日

三月 廿一日

四月

廿五日

五月

廿三日

六月

廿日

七月

廿三日

八月

十三日

九月

廿五日

十月

十四日

十一月

朔日

十二月

三日

九日

二日

廿日

廿二日

右の日當テハ物事不叶日也
相用被不可事

縁絶日

正月三日始メテ七日目迄也

二月二日始メテ是も同断

三月一日始メテ同

四月六日始メテ同

五月五日始メテ同

六月四日始メテ同

七月ハ正月如

八月ハ二月如

九月ハ三月如

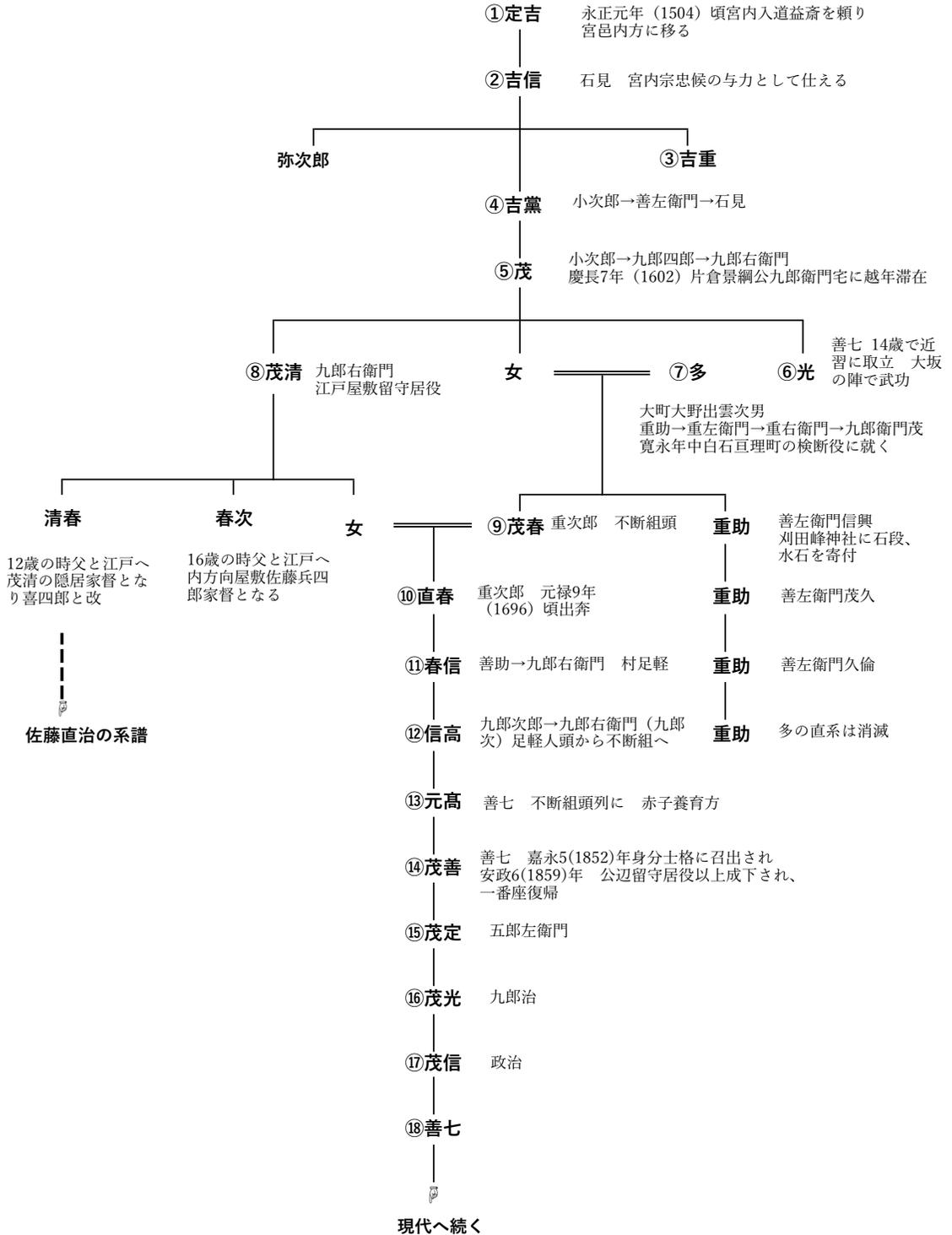
十月ハ四月如

十一月ハ五月如

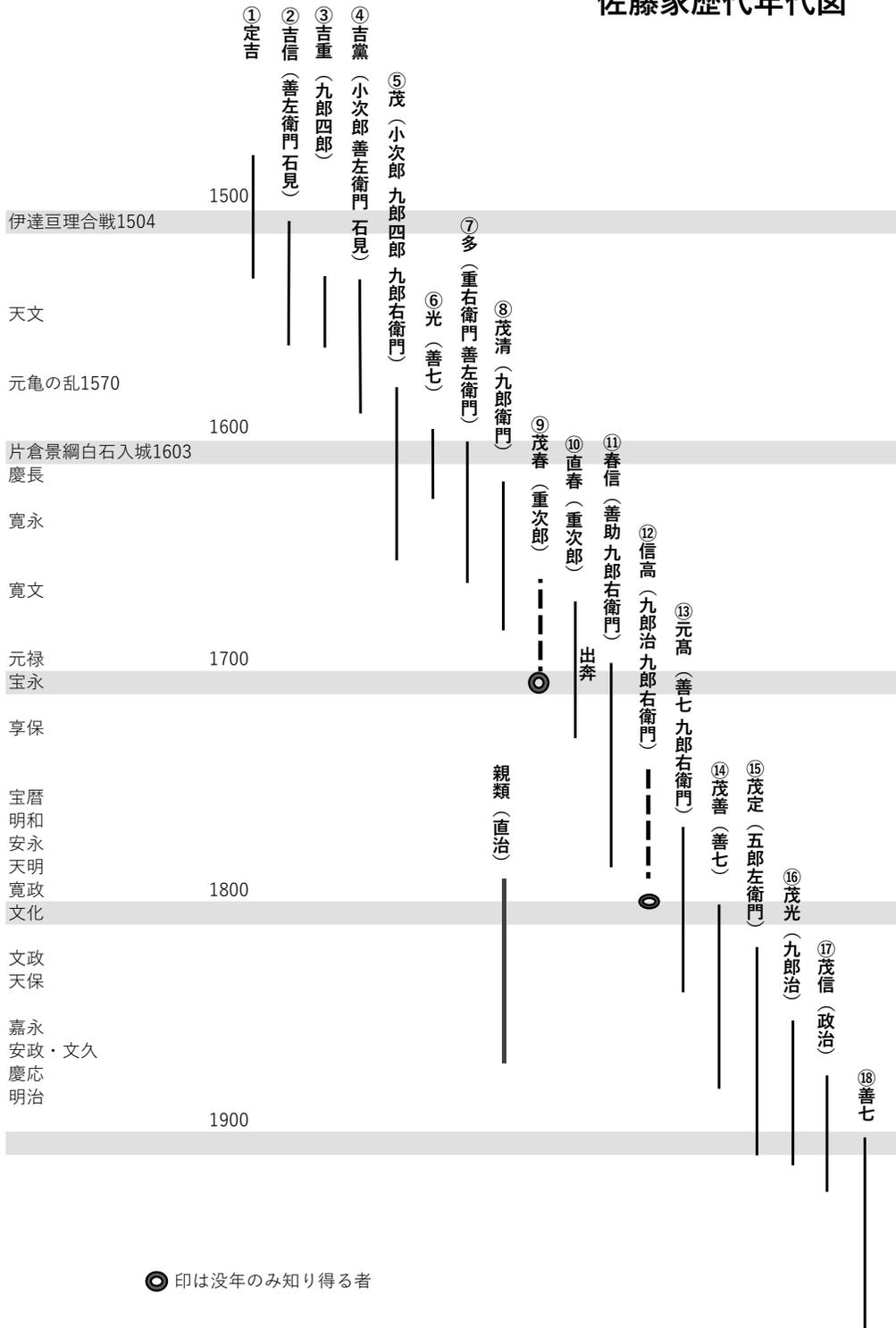
十二月ハ六月如

右此日多ラミ縁組可仕候以上

佐藤家系譜全図



佐藤家歴代年代図



東北大学東北アジア研究センター叢書 第75号

白石片倉家中・佐藤家文書
—宮城県蔵王町・近世在郷武士の記録を読む—

2024年1月15日発行

編著者 荒武賢一朗 白石古文書の会
発行者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内41
印刷 明倫社
〒989-3124 仙台市青葉区上愛子平治1-36

@Kenichiro Aratake, Shiroishi history documents society, 2024 Printed in Japan
ISBN 978-4-908203-34-3